

# 平成29年度業務実績等報告書

独立行政法人農林水産消費安全技術センター



様式 3-1-1 独立行政法人農林水産消費安全技術センター 平成29年度自己評価の概要

1. 評価対象に関する事項		
法人名	独立行政法人農林水産消費安全技術センター	
評価対象事業年度	年度評価	平成29年度
	主務省令期間	平成27年～31年度

2. 評価の実施者に関する事項			
主務大臣	農林水産大臣		
法人所管部局	消費・安全局	担当課、責任者	
評価点検部局		担当課、責任者	

3. 評価の実施に関する事項
独立行政法人農林水産消費安全技術センター業務方法書（平成13年4月2日付け農林水産省指令13総合第1号制定認可）第96条の規定に基づき定めた「事業計画の策定及び評価に関する規程」（平成27年4月1日付け26消技第3714号）第3条の規定に基づき取りまとめた業務の実績から役員会において自己評価を行った。

4. その他評価に関する重要事項
—

様式3-1-2 独立行政法人農林水産消費安全技術センター 平成29年度自己評価 総合評定

1. 全体の評定						
評定 (S、A、B、C、D)	B：事業計画における所期の目標を達成している	(参考) 主務省令期間における過年度の総合評定の状況				
		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
		B	B	B	—	—
評定に至った理由	項目別評定は20項目のうち、Aが3項目、Bが15項目、評価の対象外が2項目となっており、また法人全体の信用を失墜させる事象もなかったため、農林水産省の評価基準に基づきBとした。					

2. 法人全体に対する評価	
法人全体の評価	肥料及び土壌改良資材関係業務、農薬関係業務、飼料及び飼料添加物関係業務、食品表示の監視に関する業務、農林水産物等の品質の適正化に関する業務、食品の安全性に関するリスク管理に資するための有害物質の分析業務、その他の業務の実施に当たり、理事長のリーダーシップの下、業務の進捗や予算執行の把握に努め、創意工夫等により効率的かつ効果的に業務運営を図り的確に業務を遂行することができたことから、計画のとおり順調な組織運営を行っているとして評価した。
全体の評定を行う上で特に考慮すべき事項	農林水産省評価委員会有識者会議農林水産消費安全技術センター部会（平成28年7月22日開催）における指摘を踏まえ、その実績に至った経緯、法人の経営努力、特殊事情等の特筆すべき事項を明らかにして評価した。

3. 項目別評価における主要な課題、改善事項など	
項目別評定で指摘した課題、改善事項	—
その他改善事項	—
主務大臣による監督命令を検討すべき事項	—

4. その他事項	
監事等からの意見	—
その他特記事項	

様式3-1-3 独立行政法人農林水産消費安全技術センター 平成29年度自己評価 項目別評価総括表

年度目標（事業計画）	年度評価					項目別調 書No.	備考
	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度		
I. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項							
肥料及び土壌改良資材関係業務	B	B	B			第1-1-(1)	P4
農薬関係業務	B	B	B			第1-1-(2)	P14
飼料及び飼料添加物関係業務	B	B	B			第1-1-(3)	P22
食品表示の監視に関する業務	B	B	B			第1-2-(1)	P35
農林水産物等の品質の改善等に関する業務	B	B	B			第1-2-(2)	P41
食品の安全性に関するリスク管理に資するための有害物質の分析業務	B	B	A			第1-3	P48
その他の業務	B	B	B			第1-4	P54

年度目標（事業計画）	年度評価					項目別調 書No.	備考
	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度		
II. 業務運営の効率化に関する事項							
業務運営の改善	B	B	A			第2-1	P63
業務運営コストの縮減	B	B	B			第2-2	P65
人件費の削減等	B	B	B			第2-3	P67
調達等合理化の取組	B	B	B			第2-4	P69
III. 財務内容の改善に関する事項							
保有資産の見直し等	B	B	B			第3-1	P71
自己収入の確保	C	B	B			第3-2	P72
予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画	B	B	B			第3-3	P74
短期借入金の限度額	—	—	—			第3-4	P75
IV. その他の事項							
職員の人事に関する計画（人員及び人件費の効率化に関する目標を含む。）	B	B	B			第4-1	P76
内部統制の充実・強化	B	B	B			第4-2	P78
情報セキュリティ対策の推進	B	B	A			第4-3	P83
施設及び設備に関する計画	B	B	—			第4-4	P86
積立金の処分に関する事項	B	B	B			第4-5	P87

様式3-1-4-1 独立行政法人農林水産消費安全技術センター 平成29年度自己評価 項目別評定調書（国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する事項）

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
第1-1-(1)	肥料及び土壌改良資材関係業務		
業務に関連する政策・施策	食料の安定供給の確保 1 食の安全と消費者の信頼の確保	当該事業実施に係る根拠	独立行政法人農林水産消費安全技術センター法（平成11年法律第183号。以下「センター法」という。）第10条第1項第7号並びに第2項第3号及び第7号 肥料取締法（昭和25年法律第127号） 地力増進法（昭和59年法律第34号）
当該項目の重要度、難易度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	政策評価書：事前分析表農林水産省29-① 行政事業レビューシート事業番号：0002

2. 主要な経年データ													
①主要なアウトプット（アウトカム）情報					②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）								
指標等	達成目標	基準値	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
① 農林水産省からの緊急要請業務	実施率	100%（報告件数／要請件数）	100% (1/1)	100% (1/1)	100% (2/2)			予算額（千円）	506,275	490,402	636,174		
② 登録関係業務	20業務日以内	100%（標準処理期間内報告件数／調査指示件数）	100% (1,268/1,268)	100% (1,248/1,248)	100% (992/992)			決算額（千円）	512,469	562,692	591,413		
③ 肥料の立入検査等業務	36業務日以内	100%（標準処理期間内報告件数／立入検査件数）	100% (521/521)	100% (308/308)	100% (306/306)			経常費用（千円）	646,988	693,390	638,543		
④ 土壌改良資材の立入検査業務（VA菌根菌以外）	30業務日以内	100%（標準処理期間内報告件数／立入検査件数）	100% (31/31)	100% (30/30)	100% (30/30)			経常利益（千円）	1,788	21,500	11,019		
④ 土壌改良資材の立入検査業務（VA菌根菌）	65業務日以内	100%（標準処理期間内報告件数／立入検査件数）	実績なし	実績なし	実績なし			行政サービス実施コスト（千円）	722,441	759,821	670,188		
⑤ 牛海綿状脳症のまん延防止関係業務（大臣確認指示）	処理率	100%（報告件数／大臣確認指示件数）	100% (21/21)	100% (14/14)	100% (5/5)			従事人員数	64	68	63		
⑤ 牛海綿状脳症のまん延防止関係業務（理事長確認申請受付）	処理率	100%（処理件数/理事長確認申請受付件数）	100% (32/32)	100% (29/29)	100% (47/47)								
⑥ア その他肥料の安全確保等に関する業務（汚泥肥料中の重金属手引書）	周知率	100%（周知件数/汚泥肥料新規登録業者数）	100% (23/23)	100% (21/21)	100% (22/22)								
⑥イ その他肥料の安全確保等に関する業務（仮登録調査）	実施率	100%（報告件数/調査指示件数）	—	—	100% (1/1)								
⑥イ その他肥料の安全確保等に関する業務（肥料肥効試験）	実施率	100%（報告件数/調査指示件数）	実績なし	100% (1/1)	100% (1/1)								
⑥イ その他肥料の安全確保等に関する業務	実施率	100%（対応件数/申請件数）	実績なし	実績なし	実績なし								

関する業務（公定規格改正申出対応）		出受理件数						
⑥イ その他肥料の安全確保等に関する業務（公定規格改正調査）	実施率	100%（実施件数/要請件数）	—	—	100%（2/2）			
⑥ウ その他肥料の安全確保等に関する業務（汚泥肥料中の放射性セシウム測定）	実施率	100%（測定件数/該当汚泥肥料採取件数）	100%（81/81）	100%（58/58）	100%（55/55）			
⑥エ その他肥料の安全確保等に関する業務（クロピラリド測定）	実施率	100%（測定件数/該当汚泥肥料等採取件数）	—	—	100%（53/53）			
⑥エ その他肥料の安全確保等に関する業務（取組周知）	実施率	100%（周知件数/該当立入検査件数）	—	—	100%（100/100）			
⑥エ その他肥料の安全確保等に関する業務（原因調査）	実施率	100%（測定件数/要請件数）	—	—	実績なし			
⑦ 調査研究業務	調査研究業務の実施状況	-	11件	11件	11件			

注）予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価					
年度目標	事業計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
			業務実績	自己評価	
	<p>&lt;主な定量的指標&gt;</p> <p>○ 肥料関係業務の実施</p> <p>項目別評定（以下「中項目の評定」という。）は、中項目の評定よりさらに細分化した小項目（◇）別の評定結果の積み上げにより行うものとする。その際、各小項目につきS：4点、A：3点、B：2点、C：1点、D：0点の区分により小項目の評定結果を点数化した上で、中項目については、A、B、C、Dの下記により4段階の標語により行うものとし、特殊事情、業績等の特筆すべき事項にも配慮するものとする。</p> <p>ただし、A評定とした場合には、各小項目の達成状況及びその他の要因を分析し、法人の活動により事業計画における所期の目標を質的及び量的に上回る顕著な成果が得られていると認められる場合にはS評定とすることができる。</p> <p>A：基準点×12/10 ≤ 各小項目の合計点            B：基準点×9/10 ≤ 各小項目の合計点 &lt; 基準点×12/10            C：基準点×5/10 ≤ 各小項目の合計点 &lt; 基準点×9/10            D：各小項目の合計点 &lt; 基準点×5/10点</p> <p>※ 「基準点」とは、「小項目の数×2点」とし、「合計点」とは、「当該中項目に属</p>	<p>&lt;評定と根拠&gt;</p> <p>評定：B</p> <p>根拠：◇小項目3（項目）×3点（A）+小項目11（項目）×2点（B）=31点            B：基準点（28）×9/10 ≤ 各小項目の合計点（31）&lt; 基準点（28）×12/10</p> <p>&lt;課題と対応&gt;</p> <p>引き続き農林水産省の指示に基づき、当該業務を的確に実施する。</p> <p>&lt;業績の評価&gt;</p> <p>指標を含め事業計画の所期の目標を全て達成したことに加え、緊急要請業務における堆肥中クロピラリド測定法の確立及び実態調査、肥料の疑義案件に係る立入検査、調査研究業務における蓄積した知見の普及などにおいて、FAMICが有する知見や技術を活かして創意工夫に努め、主体的な取組を行ったことにより効率的かつ効果的に成果を挙げ、肥料の品質等の保全と適正な流通、施用に寄与した。</p>	<p>評定</p>		

<p>する各小項目の点数の合計値」とする。 (中項目の評定にあたっては以下同様。)</p>				
<p>(1) 肥料及び土壌改良資材関係業務 肥料関係業務について、肥料取締法に基づき、肥料の品質等を保全し、その公正な取引と安全な施用を確保し、農業生産力の維持増進に寄与するとともに、国民の健康の保護に資するため、以下のとおり肥料の検査等業務を行う。</p> <p>また、土壌改良資材関係業務について、地力増進法（昭和59年法律第34号）に基づき、農業生産力の増進と農業経営の安定を図るため、以下のとおり土壌改良資材の検査等業務を行う。</p> <p>なお、公共上の事務等を行う行政執行法人として、その業務の正確かつ確実な執行を確保するためには、役職員が日々の業務について不断の努力によってその質の向上に取り組むことが重要である。このため、肥料及び土壌改良資材関係業務の実施にあたっては、過去の立入実績等を精査することにより検査の精度の向上を検討する等の創意工夫により改善を図り、効果的かつ効率的に取り組むものとする。</p>	<p>(1) 肥料及び土壌改良資材関係業務 肥料関係業務について、肥料取締法に基づき、肥料の品質等を保全し、その公正な取引と安全な施用を確保し、農業生産力の維持増進に寄与するとともに、国民の健康の保護に資するため、以下のとおり肥料の検査等業務を行う。</p> <p>また、土壌改良資材関係業務について、地力増進法（昭和59年法律第34号）に基づき、農業生産力の増進と農業経営の安定を図るため、以下のとおり土壌改良資材の検査等業務を行う。</p> <p>なお、公共上の事務等を行う行政執行法人として、その業務の正確かつ確実な執行を確保するためには、役職員が日々の業務について不断の努力によってその質の向上に取り組むことが重要である。このため、肥料及び土壌改良資材関係業務の実施にあたっては、過去の立入実績等を精査することにより検査の精度の向上を検討する等の創意工夫により改善を図り、効果的かつ効率的に取り組むものとする。</p>			
<p>① 農林水産省からの緊急要請業務 農林水産省から緊急に要請した業務については、最優先で組織的に取り組み、必要な調査、分析又は検査を実施し、その結果を速やかに報告する。</p>	<p>① 農林水産省からの緊急要請業務 農林水産省から緊急に対応すべき業務の要請があった場合には、他の業務に優先して、要請のあった調査、分析又は検査等業務を実施し、その結果を速やかに農林水産省に報告する。</p> <p>年度目標及び事業計画において定められている具体的目標と業務実績を勘案し、事業計画の達成度について、S、A、B、C、Dの5段階の標語を付すものとして、評定にあたっては特殊事情、業績等の特筆すべき事項にも配慮するものとする。 S：法人の活動により事業計画における所期の目標を質的及び量的に上回る顕著な成果が得られていると認められる（定量的指標においては対年度目標値の120%</p>	<p>&lt;主な定量的指標&gt; ◇ 実施率：100%（報告件数／要請件数）</p>	<p>&lt;主要な業務実績&gt; ① 農林水産省からの緊急要請を受けて次の業務を実施した。【実施率100%（2/2）】 ア 輸入飼料及び堆肥中のクロピラリド実態調査（28年度）の結果、牛以外の畜種ふんにもクロピラリドが残留している可能性があることが判明したため、農研機構が28年度に開発した「牛ふん堆肥中のクロピラリド高感度分析法」について、以下の試験を実施した。 ・牛ふん以外の家畜ふん肥料へも適用範囲を拡大するための試験（単一試験室） ・単一試験室で適用範囲が確認された試験法を用いた共同試験</p> <p>更に、上記によって妥当性が確認された方法を用いて、家畜ふん堆肥中のクロピラリドの残留実態調査に係る分析（148点）を実施し、結果を年度内に報告した。</p> <p>イ 無登録肥料であることが疑われる資材（3点）につ</p>	<p>&lt;評定と根拠&gt; 評定：A 根拠：農林水産省からの要請に対する報告の実施率が100%であることに加え、クロピラリドの妥当性確認試験及び残留実態調査では効率的な進行管理により、短期間で農林水産省に結果報告した。これらの取組により、今後、実態調査に基づいた残留の傾向と施用作物毎の感受性を考慮することで被害防止がより効果的に行われ肥料の品質等の保全に大きく貢献していることから計画における</p>



	<p>以上で、かつ質的に顕著な成果が得られていると認められる場合)</p> <p>A:法人の活動により事業計画における所期の目標を上回る成果が得られていると認められる(定量的指標においては対年度目標値の120%以上)</p> <p>B:事業計画における所期の目標を達成していると認められる(定量的指標においては対年度目標値の100%以上120%未満)</p> <p>C:事業計画における所期の目標を下回っており、改善を要する(定量的指標においては対年度目標値の80%以上100%未満)</p> <p>D:事業計画における所期の目標を下回っており、業務の廃止を含めた、抜本的な改善を求める(定量的指標においては対年度目標値の80%未満、又はその業務について業務運営の改善に関する監督上必要な命令をすることが必要と判断される場合)</p> <p>(〈主な定量的指標〉として定量的に指標が定められている小項目の評定にあたっては以下同様。)</p>		<p>いて、肥料成分を分析し、結果を農林水産省に報告した。分析にあたり、対象物質の特性を考慮して分析順序を工夫したことにより、窒素全量、水溶性りん酸等の肥料成分の分析を短期間で報告できた。</p> <p>【特筆事項等について(創意工夫等)】</p> <p>クロピラリド高感度分析法の妥当性確認においては、要請を受けてからの短期間(平成29年11月末～平成30年3月末)で試験法を確立するため、以下の取組を行った。</p> <p>農林水産省からの要請が予め想定される試験であったため、早い段階から調整を重ね、試験に必要となる試料を事前に入手して調製等の準備を進めたことにより、要請を受けた後に速やかに試験に着手することができた。</p> <p>試験においては専門的知見と技術力を発揮し、試料の種類のみ合わせや試験手順の工夫により国際基準を満たしつつ必要最小限の試験点数で効率良く行える試験設計を立て、試験の信頼性を確保しつつ迅速かつ確実に実施した。</p> <p>これらの取り組みにより、結果を迅速に取りまとめることが可能となり、肥料等技術検討会(平成30年3月1日開催)において評価を受け、期限内に試験法を確立することができた。</p> <p>実態調査における分析については、一度に試験が実施できる最大点数を一単位として、試験操作が重ならないように開始時期をずらして連続的に分析を進め効率化を図ったことに加え、本部において集中的に取り組めるよう通常業務に係る分析業務を地域センターで分担したことにより期限内の結果報告が可能となった。</p>	<p>所期の目標を上回る成果が得られていると認められる。</p>	
<p>② 登録関係業務</p> <p>肥料取締法第7条第1項の規定に基づく肥料の登録申請に係る調査は、農林水産大臣の指示に従い実施し、申請受付から20業務日以内に調査結果を農林水産大臣に報告する。</p>	<p>② 登録関係業務</p> <p>肥料取締法(昭和25年法律第127号)第7条第1項の規定に基づく肥料の登録等申請に係る調査は、農林水産大臣の指示に従い実施し、申請受付から20業務日以内に調査結果を農林水産大臣に報告するため「肥料登録システム」を活用し、速やかに調査を行う。</p>	<p>&lt;主な定量的指標&gt;</p> <p>◇ 標準処理期間内(20業務日以内)の処理率: 100%(標準処理期間内報告件数/調査指示件数)</p>	<p>&lt;主要な業務実績&gt;</p> <p>② 登録等申請に係る調査については、農林水産大臣の指示に従い992件実施した。</p> <p>調査の実施においては、「肥料登録システム」上の業者氏名及び住所、生産事業場の名称及び住所等の基本データを活用し、全て20業務日以内に農林水産大臣に報告した。【処理率100%(992/992)】</p> <p>上記業務に加え、凝集剤入り動物の排せつ物を原料とする肥料の一部について、大臣による登録を要する汚泥肥料から知事への届出による堆肥等に移行させるための公定規格の改正にあたり、農林水産省からの依頼により、すでに登録された肥料に使用されている凝集剤に係る知見やデータを調査・整理して報告し、安全性確認に貢献</p>	<p>&lt;評定と根拠&gt;</p> <p>評定: B</p> <p>根拠: 標準処理期間内の処理率は100%であり、計画における所期の目標を達成している。</p>	

			<p>した。また、施行されるまでの間の登録手続の実施に対しても、具体的な方法の提案や事業者への説明等に協力し、円滑な移行に寄与した。</p>	
<p>③ 肥料の立入検査等業務 肥料取締法第30条の2第1項の規定に基づく立入検査等（肥料生産業者による生産工程等の調査の報告の結果を踏まえ、保証票の適正記載に重点を置いた立入検査等を含む。）は、農林水産大臣の指示に従い実施し、その結果（収去品の分析・鑑定結果を含む。）を立入検査終了後36業務日以内に農林水産大臣に報告する。</p>	<p>③ 肥料の立入検査等業務 肥料取締法第30条の2第1項の規定に基づく立入検査等（肥料生産業者による生産工程等の調査の報告の結果を踏まえ、保証票の適正記載に重点を置いた立入検査等を含む。）は、農林水産大臣の指示に従い、適切に収去品を選定し、製造指示書の確認等による生産工程の検証を含め適正に実施するとともに、立入検査等の結果（収去品の分析・鑑定結果を含む。）を立入検査終了後36業務日以内に農林水産大臣に報告するため、収去品の分析・鑑定に当たっては、業務の進行管理を適切に行う。 また、立入検査結果を速やかに被検査者に通知するとともに、改善を要する事項が認められた場合は技術的助言を行う。</p>	<p>&lt;主な定量的指標&gt; ◇ 標準処理期間内（36業務日以内）の処理率：100%（標準処理期間内報告件数/立入検査件数）</p>	<p>&lt;主要な業務実績&gt; ③ 肥料取締法第30条の2第1項の規定に基づく立入検査については、農林水産大臣の指示に従い、306件を適正に実施した。その際、平成27年度に見直した肥料立入検査規程に従い、生産工程に踏み込んだ検査や保証票の適正記載に重点を置いた立入検査を実施した。 立入検査に係る収去品の分析・鑑定に当たっては、基準違反となった場合の影響を考慮し、(7) 人畜に有害な成分（ヒ素、カドミウム、水銀及び鉛）、(4) その他の有害成分（ニッケル、クロム等）、(7) その他の成分（窒素、りん酸等）の優先順位で試験を行うなどにより業務の進行管理を適切に行い、全ての結果を36業務日以内に農林水産大臣に報告した。 【表1-1-(1)-1参照】【処理率100% (306/306)】 検査結果を速やかに被検査者に通知するとともに、原料の記載不適正、保証成分量不足、有害成分の基準値超過等の改善を要する事項が認められた61事業場の内、53事業場に対して、技術的助言を行った（残りの8事業場に対しては農林水産省等が指導）。 上記業務に加え、農林水産省からの依頼により、平成29年度に肥料の立入検査業務を担う職員が新たに配置された地方農政局等に対し、研修への講師派遣等、立入検査に係る技術的支援を行った。  【特筆事項等について（創意工夫等）】 肥料取締法違反による社会的被害を防ぐため以下の取組を実施した。 堆肥に汚泥を混合し無登録で流通させているなどの肥料取締法違反の疑義情報を受け、農林水産大臣の指示に基づき、他の業務に優先して検査職員の確保を調整し、速やかに立入検査を実施した。 特に違法性が疑われたケースでは、これまでの検査経験を踏まえ、通常の検査体制に加えて本部職員も同行し、農林水産省担当官及び道県職員（環境部局も含む）と合同で立入検査を実施した。その際、三者で検査方針や関連情報を共有し、道県が有する産業廃棄物や堆肥届出等に係る情報を有効に活用して効率的かつ迅速に立入検査を進め、効率よく違反事実の確認に至り、被検査者から提出された報告内容の虚偽事実を明確にすること</p>	<p>&lt;評定と根拠&gt; 評定：A 根拠：標準処理期間内の処理率は100%であることに加え、疑義情報による検査では、関係各署の協力を得て実効性の高い立入検査を実施したことに加え、効率的な分析業務の運営により短期間で農林水産省に検査結果報告を行い、社会的被害の拡大防止と安全性確保に貢献し計画における所期の目標を上回る成果が得られていると認められる。</p>

			<p>ができた。</p> <p>更に、既に流通し使用された肥料の安全性を確認するため、取去した肥料及び原料について有害重金属の含有量等に係る分析・鑑定を迅速に行った。その際、地域センターで分担して効率的に実施し、短期間で農林水産省へ報告することができ、生産現場の不安払拭に資した。</p>	
<p>④ 土壌改良資材の立入検査業務</p> <p>地力増進法第17条第1項の規定に基づく立入検査は、農林水産大臣の指示に従い実施し、その結果を立入検査終了後30業務日以内（試験の実施に長期間を要するVA菌根菌資材の場合は65業務日以内）に農林水産大臣に報告する。検査等業務の適正な執行に必要不可欠であり、かつ、被検査者が検査の対象である土壌改良資材の譲渡に同意した場合、当該資材を試験のために必要な最小量に限り入手し、試験する。</p>	<p>④ 土壌改良資材の立入検査業務</p> <p>地力増進法（昭和59年法律第34号）第17条第1項の規定に基づく立入検査は、農林水産大臣の指示に従い、製造現場の状況や記録を实地に確認するなどにより適正に実施するとともに、集中的な集取品の試験等により迅速化を図り、立入検査の結果を立入検査終了後30業務日以内（試験の実施に長期間を要するVA菌根菌資材の場合は65業務日以内）に農林水産大臣に報告するため、業務の進行管理を適切に行う。検査等業務の適正な執行に必要不可欠であり、かつ、被検査者が検査の対象である土壌改良資材の譲渡に同意した場合、当該資材を試験のために必要な最小限に限り入手し、試験する。</p> <p>また、立入検査の結果を速やかに被検査者に通知するとともに、表示に関する改善事項が認められた場合には技術的助言を行う。</p>	<p>&lt;主な定量的指標&gt;</p> <p>◇ 標準処理期間内（30業務日以内）の処理率：100%（標準処理期間内報告件数（VA菌根菌以外）／立入検査件数（VA菌根菌以外））</p>	<p>&lt;主要な業務実績&gt;</p> <p>④ 地力増進法第17条第1項の規定に基づく立入検査（30件）は、農林水産大臣の指示に従い、法令遵守状況の確認等を製造現場の状況や記録を实地に確認するなどにより適正に実施した。集取品の試験（23件）については、月ごとに本部で集中的に実施し、検査項目に応じてまとめて分析する等により効率化・迅速化を図った。業務の進行管理を適切に実施し、全ての検査結果を30業務日以内に農林水産大臣に報告した。また、被検査者に対しても立入検査の結果を速やかに通知するとともに、表示に関する改善事項が認められた被検査者（6件）に対して技術的助言を行った。</p> <p>【処理率100%（30/30）】</p>	<p>&lt;評定と根拠&gt;</p> <p>評定：B</p> <p>根拠：標準処理期間内の処理率は100%であり、計画における所期の目標を達成している。</p>
		<p>&lt;主な定量的指標&gt;</p> <p>◇ 標準処理期間内（65業務日以内）の処理率：100%（標準処理期間内報告件数（VA菌根菌）／立入検査件数（VA菌根菌））</p>	<p>&lt;主要な業務実績&gt;</p> <p>農林水産大臣からの指示においてVA菌根菌資材に該当する事案はなかった。</p> <p>【処理率-%（0/0）】</p>	<p>&lt;評定と根拠&gt;</p> <p>評定：-</p> <p>根拠：実績がないため評価せず。</p>
<p>⑤ 牛海綿状脳症のまん延防止関係業務</p> <p>牛海綿状脳症のまん延を防止するため、「肥料取締法に基づき普通肥料の公定規格を定める等の件の一部を改正する告示等の施行について」（平成16年2月26日付け15消安第6398号農林水産省消費・安全局長通知）及び「ペットフード</p>	<p>⑤ 牛海綿状脳症のまん延防止関係業務</p> <p>牛海綿状脳症のまん延を防止するため、次の取組を行う。</p> <p>ア 「肥料取締法に基づき普通肥料の公定規格を定める等の件の一部を改正する告示等の施行について」（平成16年2月26日付け15消安第6398号農林水産省消費・</p>	<p>&lt;主な定量的指標&gt;</p> <p>◇ 処理率：100%（報告件数／大臣確認指示件数）</p>	<p>&lt;主要な業務実績&gt;</p> <p>⑤ 牛海綿状脳症のまん延を防止するため、次の取組を実施した。</p> <p>ア 牛の部位を原料とする肥料に脊柱等が混合しないことに関し、農林水産大臣から指示があった製造事業場</p>	<p>&lt;評定と根拠&gt;</p> <p>評定：B</p> <p>根拠：大臣確認指示に対する報告の処理率は100%であり、計画における所</p>

<p>用及び湖肥料用の肉骨粉等の当面の取扱いについて」(平成13年11月1日付け13生畜第4104号農林水産省生産局長、水産庁長官通知)に基づき、肥料用肉骨粉等が家畜用飼料へ誤用・流用されることを防止する等の観点から、肥料原料用の肉骨粉等について製造基準適合確認検査を行い、製造基準に適合するものであると認めた製造事業場を公表する。</p>	<p>安全局長通知)に基づき、牛の部位を原料とする肥料について、脊柱等が混合しないこと等に関し、農林水産大臣から確認検査の指示があったものについては、適切に検査及び報告を実施する。その報告をもとに農林水産大臣が製造基準に適合すると認め確認書を交付した場合にあっては、その交付状況を公表する。</p>		<p>(5事業場)全てについて製造基準適合確認検査を実施し、適否を付して検査結果を農林水産大臣に報告するとともに、農林水産大臣からの確認書の交付状況をホームページで公表した。【処理率100%(5/5)】</p>	<p>期の目標を達成している。</p>
	<p>イ 「ペットフード用及び肥料用の肉骨粉等の当面の取扱いについて」(平成13年11月1日付け13生畜第4104号農林水産省生産局長、水産庁長官通知)に基づき、肥料用の肉骨粉等の家畜飼料への誤用・流用防止等の観点から、肥料原料用の肉骨粉等の製造基準適合確認検査を行い、製造基準に適合するものであると認めた製造事業場を公表する。</p>	<p>&lt;主な定量的指標&gt; ◇ 処理率：100%(処理件数/理事長確認申請受付件数)</p>	<p>&lt;主要な業務実績&gt; イ 肥料用の肉骨粉等の家畜用飼料への誤用・流用防止等の観点から、確認申請を受付けた肥料原料用の肉骨粉等の製造事業場(47事業場)に対して製造基準適合確認検査を実施し、その結果、製造基準に適合するものであると認めた製造事業場をホームページで公表した。【処理率100%(47/47)】</p>	<p>&lt;評定と根拠&gt; 評定：B 根拠：理事長確認申請に対する処理率は100%であり、計画における所期の目標を達成している。</p>
<p>⑥ その他肥料の安全確保等に関する業務 ア 安全な肥料を生産するため農林水産省と連携しつつ、汚泥肥料生産業者が取り組む品質管理に関する「汚泥肥料中の重金属管理手引書」(平成22年8月 農林水産省公表(平成27年3月改正))について、新たに登録を受ける汚泥肥料生産業者へ内容を周知する。</p>	<p>⑥ その他肥料の安全確保等に関する業務 ア 安全な肥料を生産するため農林水産省と連携しつつ、汚泥肥料生産業者が取り組む品質管理に関する「汚泥肥料中の重金属管理手引書」(平成22年8月 農林水産省公表(平成27年3月改正))について、登録申請手続きの説明等とともに、新たに登録を受ける生産業者へ内容を周知する。</p>	<p>&lt;主な定量的指標&gt; ◇ 汚泥肥料新規登録業者への周知率：100%(周知件数/汚泥肥料新規登録業者数)</p>	<p>&lt;主要な業務実績&gt; ⑥ 農林水産省と連携しつつ、次の取組を行った。 ア 「汚泥肥料中の重金属管理手引書」を普及させるため、新たに汚泥肥料の登録申請を行った業者(22件)に対して、内容の周知を行った。【周知率100%(22/22)】 また、汚泥肥料生産事業場の立入検査(202件)時に、品質管理等の普及・指導を行った。</p>	<p>&lt;評定と根拠&gt; 評定：B 根拠：汚泥肥料新規登録業者への周知率は100%であり、計画における所期の目標を達成している。</p>
<p>イ 公定規格の改正に資するため、農林水産省と連携しつつ、仮登録や公定規格改正の申出に対しては、「肥料取締法に基づく公定規格等の設定・見直しに係る標準手順書」(平成26年3月 農林水産省消費・安全局農産安全管</p>	<p>イ 公定規格の改正に資するため、農林水産省と連携しつつ、仮登録や公定規格改正の申出に対しては、「肥料取締法に基づく公定規格等の設定・見直しに係る標準手順書」(平成26年3月 農林水産省消費・安全</p>	<p>&lt;主な定量的指標&gt; ◇ 仮登録調査実施率100%(報告件数/調査指示件数)</p>	<p>&lt;主要な業務実績&gt; イ 次の取組を実施した (イ) 仮登録申請に係る調査(書類等)について、農林水産大臣の指示に従い1件実施し、結果を報告した。【実施率：100%(1/1)】</p>	<p>&lt;評定と根拠&gt; 評定：B 根拠：仮登録申請に係る調査指示の実施率は100%であり、計画における所期の目標を達成している。</p>

<p>理課、独立行政法人農林水産消費安全技術センター肥飼料安全検査部公表)に基づき対応する。汚泥中のりんやバイオマス燃焼灰中の加里といった未利用資源を肥料利用するための公定規格の設定について、標準手順書に基づき、農林水産省の要請により、公定規格改正に必要な肥料の品質や植害に関する調査設計、サンプリング、分析を実施する。</p>	<p>局農産安全管理課、独立行政法人農林水産消費安全技術センター肥飼料安全検査部公表。以下この項において「標準手順書」という。)に基づき、次の取組を行う。</p> <p>(f) 仮登録の申請については、農林水産大臣の指示に従い、仮登録の妥当性に係る調査を実施し農林水産省に報告する。</p> <p>仮登録肥料の肥効試験については、農林水産大臣の指示に従い試験を実施するとともに、外部の有識者から意見を聴いた上で結果のとりまとめを行い農林水産省へ報告する。</p> <p>また、仮登録申請の相談業者に対する手順の説明、周辺技術情報の整理等を行う。</p> <p>(i) 公定規格改正の申出に対しては、標準手順書に基づき、外部有識者から意見を聞いた上で評価を行い農林水産省へ報告する。また、申出の相談業者に対する手順の説明、周辺技術情報の整理等を行う。</p> <p>(j) 汚泥中のりんやバイオマス燃焼灰中の加里といった未利用資源を肥料利用するための公定規格の設定について、標準手順書に基づき、公定規格改正に必要な肥料の品質や植害に関する調査設計、サンプリング、分析を実施する。</p>	<p>&lt;主な定量的指標&gt; ◇ 仮登録肥料肥効試験調査実施率100% (報告件数/調査指示件数)</p> <p>&lt;主な定量的指標&gt; ◇ 実施率：100% (対応件数/申出件数)</p> <p>&lt;主な定量的指標&gt; ◇ 公定規格改正に伴う調査実施率：100% (報告件数/調査指示件数)</p>	<p>&lt;主要な業務実績&gt; 仮登録肥料に係る肥効試験について、農林水産大臣の指示に従い1件実施した。また、当該肥料に係る公定規格の設定に資するため、関連する知見及び試験データの調査・整理と規格設定に係る意見書の作成を行った。それらについて、外部有識者を含めた検討会(平成29年12月19日開催)で意見を聴き、肥効試験の結果及び公定規格設定に係る意見をとりまとめて報告した。【実施率100%(1/1)】</p> <p>なお、肥効試験の実施に当たっては、当該肥料の対象作物が水稻であることから、栽培が年1回の限られた時期に制約される中で確実に成果を得るため、対象肥料に関する情報収集、試験設計及び予備試験を事前に実施する等の工夫を行ったことにより、29年度内の報告が可能となった。</p> <p>&lt;主要な業務実績&gt; (i) 事業者からの公定規格改正の申出はなかったため、該当する事案はなかった。</p> <p>なお、仮登録申請や公定規格改正について相談のあった事業者に対して、手順等の説明を行うとともに、申請又は申出予定情報及び周辺技術情報を整理し、農林水産省へ報告した。</p> <p>&lt;主要な業務実績&gt; (j) 農林水産省からの依頼により、未利用資源を肥料利用するための公定規格の設定に係る調査について、以下の業務を実施した。【実施率100%(2/2)】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・バイオマス燃焼灰中の加里等の肥料成分及び有害成分の分析を10点(のべ170成分)実施した。</li> <li>・汚泥中のりん回収物の調査のためのサンプリングを4ヶ所で実施した。その際に荷姿及び水分状態に合わせたサンプリング方法を工夫して適切に実施した。</li> </ul>	<p>&lt;評定と根拠&gt; 評定：B 根拠：仮登録肥料の肥効試験実施の調査指示(1件)に対する実施率は100%であり、計画における所期の目標を達成している。</p> <p>&lt;評定と根拠&gt; 評定：－ 根拠：実績がないため評価せず</p> <p>&lt;評定と根拠&gt; 評定：B 根拠：調査指示(2件)の実施率は100%であり、計画における所期の目標を達成している。</p>	
<p>ウ 東京電力福島第一原子力発電</p>	<p>ウ 東京電力福島第一原子力発電</p>	<p>&lt;主な定量的指標&gt;</p>	<p>&lt;主要な業務実績&gt;</p>	<p>&lt;評定と根拠&gt;</p>	

<p>所の事故の対応として、農林水産省と連携しつつ、周辺地域の汚泥肥料生産事業場への立入検査で、肥料として出荷され採取できる汚泥肥料の在庫がある場合は、当該汚泥肥料の放射性セシウムの測定を実施する。</p>	<p>所の事故の対応として、周辺地域の汚泥肥料生産事業場への立入検査において、汚泥肥料の放射性セシウム濃度の測定の有無を確認するとともに、肥料として出荷され採取できる汚泥肥料をモニタリング品として採取し、放射性セシウムを測定する。また、原料汚泥について、「汚泥肥料中に含まれる放射性セシウムの取扱いについて」（平成23年6月24日付け23消安第1893号農林水産省消費・安全局長通知）に基づき管理されているかを確認する。</p>	<p>◇ 実施率：100%（測定件数/該当汚泥肥料採取件数）</p>	<p>ウ 東京電力福島第一原子力発電所の事故の対応として、汚泥肥料の放射性セシウム測定を55件実施し、農林水産省に報告した。 【実施率100% (55/55)】</p>	<p>評定：B 根拠：放射性セシウム測定の実施率は100%であり、計画における所期の目標を達成している。</p>
<p>エ 牛ふん堆肥中のクロピラリドが原因と疑われる園芸作物等の生育障害発生への対応として、農林水産省と連携しつつ以下の取組を行う。 (ア) 牛ふんを原料として使用している汚泥肥料等生産事業場への立入検査で、肥料として出荷された汚泥肥料等の在庫がある場合には、当該汚泥肥料等から試料を採取し、クロピラリドの含有量を測定する。 (イ) 牛ふんを原料として使用している汚泥肥料等生産事業場への立入検査時等において、「牛ふん堆肥中のクロピラリドが原因と疑われる園芸作物等の生育障害の発生への対応について」（平成28年12月27日付け消費・安全局農産安全管理課長等連名通知）に記載された取組について周知する。 (ウ) 堆肥等に含まれるクロピ</p>	<p>エ 牛ふん堆肥中のクロピラリドが原因と疑われる園芸作物等の生育障害発生への対応として、農林水産省と連携しつつ以下の取組を行う。 (ア) 牛ふんを原料として使用している汚泥肥料等生産事業場への立入検査で、肥料として出荷された汚泥肥料等の在庫がある場合には、当該汚泥肥料等から試料を採取し、クロピラリドの含有量を測定する。 (イ) 牛ふんを原料として使用している汚泥肥料等の生産事業場への立入検査の際に、「牛ふん堆肥中のクロピラリドが原因と疑われる園芸作物等の生育障害の発生への対応について」（平成28年12月27日付け消費・安全局農産安全管理課長等連名通知）に記載された取組について周知する。 (ウ) 堆肥等に含まれるクロピ</p>	<p>&lt;主な定量的指標&gt; ◇ 立入検査における測定実施率：100%（測定件数/該当汚泥肥料等採取件数）  &lt;主な定量的指標&gt; ◇ 取組の周知実施率：100%（周知件数/該当立入検査件数）  &lt;主な定量的指標&gt;</p>	<p>&lt;主要な業務実績&gt; (ア) 牛ふんを原料として使用している汚泥肥料等生産事業場への立入検査で53点試料を採取し、クロピラリドの含有量を測定し、結果を農林水産省に報告した。 【実施率100% (53/53)】 当該業務を進めるため、牛ふんを原料として汚泥肥料等を生産する事業場に集中的かつ優先的に立入検査を実施し、クロピラリドが検出された事業場に対して園芸農家へ出荷の際、「使用に当たって作物の種類や施用量に留意するよう」に伝達するよう注意喚起を行い、農作物の生育障害発生防止に努めた。  &lt;主要な業務実績&gt; (イ) 牛ふんを原料として使用している汚泥肥料等生産事業場100件に立入検査を実施し、全ての事業場に対し取組について周知した。 【周知率100% (100/100)】  &lt;主要な業務実績&gt;</p>	<p>&lt;評定と根拠&gt; 評定：B 根拠：クロピラリドを測定するため立入検査で53点採取し、そのクロピラリドの測定実施率は100%であり、計画における所期の目標を達成している。  &lt;評定と根拠&gt; 評定：B 根拠：クロピラリドに係る取組の周知率は100%であり、計画における所期の目標を達成している。  &lt;評定と根拠&gt;</p>

<p>ラリドが原因と疑われる園芸作物等の生育障害の発生が確認された場合、農林水産省の要請により、当該堆肥等のクロピラリドの含有量を測定する。</p>	<p>ラリドが原因と疑われる園芸作物等の生育障害の発生が確認された場合、農林水産省の要請により、当該堆肥等のクロピラリドの含有量を測定する。</p>	<p>◇ 原因調査のための測定実施率：100%（測定件数/要請件数）</p>	<p>(ウ)原因究明のための測定の要請はなかった。</p>	<p>評定：－ 根拠：実績がないため評価せず。</p>	
<p>⑦ 調査研究業務 肥料の検査等に関する調査研究については、肥料等の分析技術の進歩又はクライテリア・アプローチ（標準分析法と同等の分析性能規準）の運用に伴う分析法の改良など肥料の安全確保上必要な課題を少なくとも9課題以上実施するとともに、調査研究を適切に実施しているかを評価するため、外部有識者の評価を受ける。</p>	<p>⑦ 調査研究業務 肥料の検査等に関する調査研究については、肥料安全確保上必要な次の課題から少なくとも9課題以上実施する。 ア 肥料等の分析法の開発・改良及び性能評価 イ 肥料の有効性及び安全性の確保に必要な調査研究 また、調査研究の結果について、外部有識者を含めた委員会を年1回開催し、調査研究を適切に実施しているか評価を受ける。</p>	<p>&lt;その他の指標&gt; ◇ 調査研究業務の実施状況 S：－ A：難易度を高く設定した目標について、目標の水準を満たしている。「A」に該当する事項を除く。） B：目標の水準を満たしている（「A」に該当する事項を除く。） C：目標の水準を満たしていない（「D」に該当する事項を除く。） D：目標の水準を満たしておらず、その業務について業務運営の改善に関する監督上必要な命令をすることが必要と判断される場合を含む、抜本的な業務の見直しを求める。 （〈その他の指標〉として定性的に指標が定められている小項目の評定にあたっては以下同様。）</p>	<p>&lt;主要な業務実績&gt; ⑦ 肥料の検査等に関する調査研究について、11課題（この外2課題を①農林水産省の緊急要請業務により実施）を実施した。その成果について、外部有識者を含めた委員会（平成30年3月1日開催）において調査研究課題毎に評価を受けた。（別紙「調査研究課題一覧」参照） また、調査研究業務で得られた成果を冊子「調査研究報告」に取りまとめ関係諸機関に送付するとともに、公開調査研究発表会（平成29年11月21日）を開催し、成果の普及に努めた。 <b>【特筆事項等について（創意工夫等）】</b> 分析法開発のほか、肥料関係事業者等に対し試験法に関する正しい知識を普及するため以下の取組を実施した。 有害成分を含むおそれが高い肥料の登録申請の際に必要な植害試験についての解説書（植物に対する害に関する栽培試験の方法・解説（2017））を取りまとめ、ホームページで公表した。 解説書の作成に当たっては、23年度から28年度まで実施した生理障害確認試験の結果等を踏まえ、外部有識者の意見も聞いた上で、試験方法の詳細な解説と生理障害の特徴等について写真を用いてわかりやすく説明するとともに、専門用語の解説、写真撮影のポイント、これまで試験機関から問い合わせが多かった事項のQ&amp;Aなど、実際に試験を実施する上で役立つ参考情報を加えた。 公表後は試験方法に関する問い合わせがほとんどなくなり、あった場合でもホームページを用いて容易に十分な情報を提供することが可能となった。</p>	<p>&lt;評定と根拠&gt; 評定：A 根拠：肥料の検査等に関する調査研究では、目標課題数を満たすとともに、適切に実施され継続課題を除く全ての課題で高い評価を得た。また、栽培試験の解説書を作成・公表し、試験実施者の負担軽減と適切な試験実施に資するなど肥料の品質等の保全に貢献し計画における所期の目標を上回る成果が得られていると認められる。</p>	

4. その他参考情報

様式 3-1-4-1 独立行政法人農林水産消費安全技術センター 平成29年度自己評価 項目別評定調書（国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する事項）

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
第1-1-(2)	農薬関係業務		
業務に関連する政策・施策		当該事業実施に係る根拠	センター法第10条第1項第7号及び第2項第4号 農薬取締法（昭和23年法律第82号）
当該項目の重要度、難易度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	政策評価書：事前分析表農林水産省29-① 行政事業レビューシート事業番号：0002

2. 主要な経年データ													
①主要なアウトプット（アウトカム）情報							②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）						
指標等	達成目標	基準値	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
① 農林水産省からの緊急要請業務	実施率	100%（報告件数／要請件数）	実績なし	実績なし	実績なし			予算額（千円）	864,866	868,366	1,020,997		
②ア(ア) 農薬の登録検査業務（基準値設定必要農薬）	1年4ヶ月以内	100%（標準処理期間内報告件数／報告件数）	100% (67/67)	100% (110/110)	100% (158/158)			決算額（千円）	789,534	840,415	960,888		
②ア(イ) 農薬の登録検査業務（基準値設定不要農薬）	10.5ヶ月以内	100%（標準処理期間内報告件数／報告件数）	100% (1,095/1,095)	100% (1,184/1,184)	100% (970/970)			経常費用（千円）	985,884	1,054,875	1,028,244		
②イ 農薬の登録検査業務（審査報告書）	登録後6ヶ月以内	100%（標準処理期間内公表件数／公表件数）	100% (6/6)	100% (3/3)	100% (6/6)			経常利益（千円）	△57	29,879	16,763		
③ア 農薬の立入検査業務（立入検査報告）	25業務日以内	100%（標準処理期間内報告件数／指示件数）	100% (69/69)	100% (69/69)	100% (68/68)			行政サービス実施コスト（千円）	1,170,482	1,222,285	1,160,484		
③イ 農薬の立入検査業務（集取品分析結果報告）	60業務日以内	100%（標準処理期間内報告件数／集取件数）	100% (24/24)	100% (21/21)	100% (16/16)			従事人員数	94	98	96		
④ア 農薬の登録検査に付帯する業務（GLP査察報告）	30業務日以内	100%（標準処理期間内報告件数／指示件数）	100% (23/23)	100% (14/14)	100% (17/17)								
④イ 農薬の登録検査に付帯する業務（国際調査）	技術的知見の提供	—	OECD GLP作業部会等への出席	OECD GLP作業部会等への出席	OECD GLP作業部会等への出席								
④ウ(ア) 農薬の登録検査に付帯する業務（蜜蜂に含まれる農薬の定量）	結果報告	—	分析法及び分析結果を農林水産省へ報告	分析法及び分析結果を農林水産省へ報告	分析法及び分析結果を農林水産省へ報告								
④ウ(イ) 農薬の登録検査に付帯する業務（蜜蜂への影響評価法の検討）	技術的知見の提供	—	技術的知見を農林水産省へ提供	技術的知見を農林水産省へ提供	技術的知見を農林水産省へ提供								
④ウ(ロ) 農薬の登録検査に付帯する業務（使用時安全性評価の導入の検討）	技術的知見の提供	—	技術的知見を農林水産省へ提供	技術的知見を農林水産省へ提供	技術的知見を農林水産省へ提供								
④ウ(ハ) 農薬の登録検査に付帯する業務（作物グループ化による農薬登録の検討）	技術的知見の提供	—	—	技術的知見を農林水産省へ提供	技術的知見を農林水産省へ提供								
⑤ 農作物中の農薬残留調査業務	40業務日以内	100%（標準処理期間内	100%	100%	100%								



(残留農薬分析)		報告件数/指示件数)	(239/239)	(466/466)	(477/477)			
⑥ 調査研究業務	調査研究業務の実施状況	—	11件	8件	7件			

注) 予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価								
年度目標	事業計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価		評価	
			業務実績	自己評価				
(2) 農薬関係業務 農薬関係業務について、農薬取締法に基づき、農薬の品質の適正化とその安全かつ適正な使用の確保を図り、農業生産の安定と国民の健康の保護に資するとともに、国民の生活環境の保全に寄与するため、以下のとおり農薬の登録検査等業務を行う。 なお、公共上の事務等を行う行政執行法人として、その業務の正確かつ確実な執行を確保するためには、役職員が日々の業務について不断の努力によってその質の向上に取り組むことが重要である。このため、農薬関係業務の実施に当たっては、諸外国における農薬登録制度の運用に関する情報の収集・分析等により検査手法を検討する等の創意工夫により改善を図り、効果的かつ効率的に取り組むものとする。	(2) 農薬関係業務	<主な定量的指標> ○ 農薬関係業務 中項目の評定は、小項目別(◇)の評定結果の積み上げにより行うものとする。	<評定と根拠> 評定：B 根拠：◇小項目2(項目)×3点(A)＋小項目11(項目)×2点(B)＝28点 B：基準点(26)×9/10 ≤ 各小項目の合計点(28) < 基準点(26)×12/10 <課題と対応> 引き続き農林水産省の指示に基づき、当該業務を的確に実施する。 <業務の評価> 指標を含め事業計画の所期の目標を全て達成したことに加え、FAMICの知見や技術を活かすとともに創意工夫による主体的な取組として、農産物に係る農薬の使用状況及び残留状況調査業務における調査内容の充実を農林水産省への提案や業務効率化のための取組を行った。また農薬取締制度の見直しに関して、農林水産省の要請に基づき広範囲にわたる調査・検証等に迅速に対応するなど、行政上の重要政策課題へ貢献した。					
① 農林水産省からの緊急要請業務 農林水産省から緊急に要請した業務については、最優先で組織的に取り組み、必要な調査、分析又は検査を実施し、その結果を速やかに報告する。	① 農林水産省からの緊急要請業務 農林水産省から緊急に対応すべき業務の要請があった場合には、他の業務に優先して、要請のあった調査分析又は検査等業務を実施し、その結果を速やかに農林水産省に報告する。	<主な定量的指標> ◇ 実施率：100% (報告件数/要請件数)	<主要な業務実績> ① 該当する事案はなかった。	<評定と根拠> 評定：— 根拠：実績がないため評価せず				
② 農薬の登録検査業務 ア 農薬取締法第2条第3項(同法第15条の2第6項において準用する場合を含む。)及び第6条の2第2項(同法第15条の2第6項において準用する場合を含む。)の規定に基づく農	② 農薬の登録検査業務 農薬の登録検査については、次の取組を行う。 ア 農薬取締法(昭和23年法律第82号)第2条第3項(同法第15条の2第6項において準用する場合を含む。)及び第6条	<主な定量的指標> ◇ 標準処理期間内(1年4か月以内)の処理率：100% (標準処理期間内報告件数/報告件数) ただし、検査の過程で追加試験成績等の提出が	<主要な業務実績> ② 農薬の登録検査業務について、次の取組を行った。 ア 農薬の登録申請に係る検査業務の進行管理については、毎月2回検査進行管理表を更新し、各検査担当課が検査の進捗状況を把握できるようにするとともに、3か月毎に検査進行状況の定期点検を行った。					

<p>薬の登録申請に係る検査は、農林水産大臣の指示に従い、検査の質の維持を図りつつ実施し、その検査結果を以下の期間内に農林水産大臣に報告する。</p> <p>(7) 農薬取締法第3条第1項第4号から第7号までのいずれかに掲げる場合に該当するかどうかの基準の設定が必要な農薬の検査は、農林水産大臣の指示後1年4か月以内</p>	<p>の2第2項（同法第15条の2第6項において準用する場合を含む。）の規定に基づく農薬の登録申請に係る検査については、農林水産大臣の指示に従い、検査の質の維持を図りつつ実施し、その検査結果を以下の期間内に農林水産大臣に報告するため、業務の進行管理を適切に行う。</p> <p>(7) 農薬取締法第3条第1項第4号から第7号までのいずれかに掲げる場合に該当するかどうかの基準の設定が必要な農薬の検査は、農林水産大臣の指示後1年4か月以内</p>	<p>必要な場合における当該追加試験成績等が提出されるまでの期間（申請者側期間）及び登録申請された農薬についての体重1kg当たりの1日摂取許容量等が設定されるまでに要する期間（リスク評価等期間）は、検査期間に含まないものとする。</p>	<p>(7) 平成29年度は、農林水産大臣から継続分を含め2,092件の検査指示があった。このうち、基準の設定が必要な農薬の検査指示は576件であった。平成29年度内に農林水産大臣に報告した158件は全て1年4か月以内に報告した。</p> <p>【処理率100%(158/158)】</p> <p>なお、現在検査中の案件についても、進捗管理は適切に行っている。</p> <p>(表1-1- (2) -1参照)</p>	<p>&lt;評定と根拠&gt;          評定：B          根拠：標準処理期間内の処理率は100%であり、計画における所期の目標を達成している。</p>	
<p>(4) 上記以外の農薬の検査は、農林水産大臣の指示後10.5か月以内</p>	<p>(4) 上記以外の農薬の検査は、農林水産大臣の指示後10.5か月以内</p>	<p>&lt;主な定量的指標&gt;          ◇ 標準処理期間内（10.5か月以内）の処理率：100%（標準処理期間内報告件数／報告件数）ただし、検査の過程で追加試験成績等の提出が必要な場合における当該追加試験成績等が提出されるまでの期間（申請者側期間）は、検査期間に含まないものとする。</p>	<p>&lt;主要な業務実績&gt;          (4) 基準の設定が不要な農薬の検査指示は1,516件であった。平成29年度内に報告した970件は全て10.5か月以内に報告した。</p> <p>【処理率100%(970/970)】</p> <p>なお、現在検査中の案件についても、進捗管理は適切に行っている。</p> <p>(表1-1- (2) -1参照)</p>	<p>&lt;評定と根拠&gt;          評定：B          根拠：標準処理期間内の処理率は100%であり、計画における所期の目標を達成している。</p>	
<p>イ 新しい成分の農薬の登録に当たって、人の健康や環境への影響の有無を判断した科学的根拠等を明らかにし、審査の透明性を確保することを目的として、農薬の検査結果に係る審査報告書を農林水産省と共同で作成し、登録後6か月以内に公表する。</p>	<p>イ 農薬の検査結果に係る審査報告書を農林水産省と共同で作成し、登録後6か月以内に公表するため、業務の進行管理を適切に行う。</p>	<p>&lt;主な定量的指標&gt;          ◇ 標準処理期間内の処理率：100%（標準処理期間内公表件数／公表件数）          ただし、審査報告書案の内容について農林水産省との調整が終了した新規登録有効成分であって、関係府省等との調整に時間を要しているために審査報告書の公表が遅れているものについては、処理率の算出に含</p>	<p>&lt;主要な業務実績&gt;          イ 新しい成分の農薬の登録に当たって、人の健康や環境への影響の程度を評価した科学的根拠等を、消費者、農薬の使用者、農薬使用の指導者等へ示すとともに審査の透明性を確保するため、農林水産省と共同で審査報告書を作成し、6成分全てについて登録後6か月以内に、農林水産省のホームページで公表した。</p> <p>【処理率100%(6/6)】</p>	<p>&lt;評定と根拠&gt;          評定：B          根拠：標準処理期間内の処理率は100%であり、計画における所期の目標を達成している。</p>	

<p>③ 農薬の立入検査等業務 農薬取締法第13条の2第2項の規定に基づく立入検査等は、農林水産大臣の指示に従い実施し、その結果を以下の期間内に農林水産大臣に報告する。</p> <p>ア 農薬取締法の立入検査の結果は、立入検査終了後25業務日以内</p>	<p>③ 農薬の立入検査等業務 農薬取締法第13条の2第2項の規定に基づく立入検査等については、農林水産大臣の指示に従い、適切に集取する農薬等を選定し、製造指示書等による製造工程の確認も含め適正に実施するとともに、その結果を、以下の期間内に農林水産大臣に報告するため、業務の進行管理を適切に行う。</p> <p>ア 農薬取締法の立入検査の結果は、立入検査終了後25業務日以内</p>	<p>めない。</p> <p>&lt;主な定量的指標&gt; ◇ 標準処理期間内（25業務日以内）の処理率：100%（標準処理期間内報告件数/指示件数）</p>	<p>&lt;主要な業務実績&gt; ③ 農薬取締法13条の2第2項に基づく製造場への立入検査については、農林水産大臣の指示に従い68製造場に対して製造指示書等による製造工程の確認も含め適正に実施するとともに期限内に農林水産大臣に報告するため、業務の進行管理を適切に行った。</p> <p>ア 68製造場に対する立入検査の結果については、全ての検査で立入検査終了後25業務日以内に農林水産大臣に報告した。【処理率100% (68/68)】</p>	<p>&lt;評定と根拠&gt; 評定：B 根拠：標準処理期間内の処理率は100%であり、計画における所期の目標を達成している。</p>
<p>イ 集取品の分析結果は、集取後60業務日以内</p>	<p>イ 集取品の分析結果は、集取後60業務日以内</p>	<p>&lt;主な定量的指標&gt; ◇ 標準処理期間内（60業務日以内）の処理率：100%（標準処理期間内報告件数/集取件数） ただし、標準品の入手や供試生物の育成等に要した期間を処理期間から除外することが妥当と判断される場合には、処理期間に含まないものとする。</p>	<p>&lt;主要な業務実績&gt; イ 農薬取締法に基づく立入検査において集取した農薬16点の分析結果については、全て集取後60業務日以内に報告した。 【処理率100% (16/16)】</p>	<p>&lt;評定と根拠&gt; 評定：B 根拠：標準処理期間内の処理率は100%であり、計画における所期の目標を達成している。</p>
<p>④ 農薬の登録検査に附帯する業務 ア 「農薬の毒性及び残留性に関する試験の適正実施について」（平成11年10月1日付け11農産第6283号農林水産省農産園芸局長通知）に基づき、農薬GMP制度における試験施設の査察は、消費・安全局長の指示に従い実施し、その結果を査察終了後30業務日以内に消費・安全局長に報告する。</p>	<p>④ 農薬の登録検査に附帯する業務 ア 「農薬の毒性及び残留性に関する試験の適正実施について」（平成11年10月1日付け11農産第6283号農林水産省農産園芸局長通知）に基づき、農薬GMP制度における試験施設の査察は、消費・安全局長の指示に従い実施し、その結果を査察終了後30業務日以内に消費・安全局長に報告するため、業務の進行管理を適切に行う。</p>	<p>&lt;主な定量的指標&gt; ◇ 標準処理期間内（30業務日以内）の処理率：100%（標準処理期間内報告件数/指示件数）</p>	<p>&lt;主要な業務実績&gt; ④ 農薬の登録検査に附帯する業務 ア GMP制度における試験施設の査察は、消費・安全局長の指示に従い、17件実施し、その結果については、全て査察終了後30業務日以内に報告した。 【処理率100% (17/17)】</p>	<p>&lt;評定と根拠&gt; 評定：B 根拠：標準処理期間内の処理率は100%であり、計画における所期の目標を達成している。</p>
<p>イ 農薬行政の国際調和に貢献するため、OECDによる新たなテス</p>	<p>イ 農薬行政の国際調和に貢献するため、FAMICの技術的知見に基</p>	<p>&lt;その他の指標&gt; ◇ 技術的知見の提供</p>	<p>&lt;主要な業務実績&gt; イ 農薬行政の国際調和の推進に貢献するため、次の取</p>	<p>&lt;評定と根拠&gt; 評定：B</p>

<p>トガイドラインの策定・改訂やGLP制度の見直し、コーデックス委員会による残留農薬に関する国際規格の設定等の議論に関して、FAMICの技術的知見に基づき支援する。</p>	<p>づき、次の取組を行う。</p> <p>(7) OECDによるガイドランス文書やテストガイドラインの策定・改訂、コーデックス委員会による残留農薬に関する国際規格の設定等の議論に関して、技術的知見を提供する。</p> <p>(4) OECD GLP作業部会に出席し、GLP制度の見直し等に関する議論に対応する。</p> <p>(5) 国際農薬分析法協議会(CIPAC)に出席し、農薬の分析法等検討の議論に参加する。</p>		<p>組を行った。</p> <p>(7) OECDで検討されているガイドランス文書の草案に関して、技術的な観点からコメント案を作成し農林水産省に提出した。</p> <p>(4) OECD GLP作業部会については、専門家2名を第32回会合に出席させ、GLPの国際調和に関する議論に参加させた。</p> <p>(5) 国際農薬分析法協議会(CIPAC)については、専門家2名を第61回会合に出席させ、分析法等の検討の議論に参加させた。</p>	<p>根拠：計画のとおり、農薬行政の国際調和に貢献するため、国際的な議論に関して技術的知見の提供を行うとともに、OECD等の国際会議にも派遣対応しており、目標の水準を満たしている。</p>
<p>ウ 農林水産省と連携しつつ、農薬の登録検査の質の向上等に資するため、次の取組を行う。</p> <p>(7) 農薬の使用に伴いへい死した可能性のある蜜蜂に含まれる農薬の定量</p>	<p>ウ 農林水産省と連携しつつ、農薬の登録検査の質の向上等に資するため、次の取組を行う。</p> <p>(7) 農薬の使用に伴いへい死した可能性のある蜜蜂に含まれる農薬の定量</p>	<p>&lt;その他の指標&gt; ◇ 結果報告</p>	<p>&lt;主要な業務実績&gt; ウ 農林水産省と連携しつつ、次の取組を行った。</p> <p>(7) 農林水産省の要請に基づき、農薬の使用に伴いへい死した可能性のある蜜蜂に含まれる農薬の定量については、都道府県から送付された蜜蜂試料23件について農薬の定量分析を行った。また、分析結果を農林水産省に報告した。</p>	<p>&lt;評定と根拠&gt; 評定：B 根拠：計画のとおり、農薬の使用に伴いへい死した可能性のある蜜蜂に含まれる農薬の定量結果を報告しており、目標の水準を満たしている。</p>
<p>(4) OECDにおける検討状況を踏まえた蜜蜂への影響に関する新たなデータ要求及び評価法の検討</p>	<p>(4) OECDにおける検討状況を踏まえた蜜蜂への影響に関する新たなデータ要求及び評価法の検討</p>	<p>&lt;その他の指標&gt; ◇ 技術的知見の提供</p>	<p>&lt;主要な業務実績&gt; (4) 農林水産省の要請に基づき、蜜蜂評価に関する諸外国の状況を把握するため、欧州及び米国で発表された評価書等を収集、読解し、その内容等技術的知見及び我が国におけるリスク評価法のスキーム案を農林水産省に提供した。</p>	<p>&lt;評定と根拠&gt; 評定：B 根拠：計画のとおり、諸外国の状況を踏まえた蜜蜂への影響評価方法の検討のための技術的知見を提供しており、目標の水準を満たしている。</p>
<p>(5) 農薬の作業者一日許容量(AOEL)及び推定暴露量に基づく使用時安全性評価の導入に向けた検討</p>	<p>(5) 農薬の作業者一日許容量(AOEL)及び推定暴露量に基づく使用時安全性評価の導入に向けた検討</p>	<p>&lt;その他の指標&gt; ◇ 技術的知見の提供</p>	<p>&lt;主要な業務実績&gt; (5) 農林水産省の要請に基づき、農薬の作業者一日許容量(AOEL)及び推定暴露量に基づく使用時安全性評価の導入に向けた検討のため、EUにおける農薬の作業者一日許容量(AOEL)及び経皮吸収の評価法についての技術資料を作成し、農林水産省に提供した。</p>	<p>&lt;評定と根拠&gt; 評定：B 根拠：計画のとおり、農薬の作業者一日許容量(AOEL)及び推定暴露量に基づく使用時安全性評価の導入に向けた検討のための技術的知見を提供しており、目標の水準を満たしている。</p>
<p>(エ) 農薬の残留しやすさや</p>	<p>(エ) 農薬の残留しやすさや</p>	<p>&lt;その他の指標&gt;</p>	<p>&lt;主要な業務実績&gt;</p>	<p>&lt;評定と根拠&gt;</p>

<p>形態が類似した作物をグループ化し、作物グループ全体で農薬登録できる仕組みを導入するに当たり、分類案を検討するとともに、作物残留試験及び薬効薬害試験を実施する各グループの代表作物及び必要な試験例数等を検討。</p>	<p>形態が類似した作物をグループ化し、作物グループ全体で農薬登録できる仕組みを導入するに当たり、分類案を検討するとともに、作物残留試験及び薬効薬害試験を実施する各グループの代表作物及び必要な試験例数等を検討。</p>	<p>◇ 技術的知見の提供</p>	<p>(エ) 農林水産省の要請に基づき、作物群での農薬登録の導入に向けて、野菜類における作物分類案及び代表作物の案を検討するとともに、野菜類全体に関して登録検査に必要な試験例数及びラベル表示について検討を行い、その結果を農林水産省に提供した。</p> <p>以上ウ(ア)から(エ)の取組を含め、より安全な農薬の確保や国際的な標準との調和を図るべく、農業競争力強化支援法に基づき農林水産省が進めている農薬取締制度の見直しに関する検討に資するため、農林水産省からの要請に基づき対応した。</p> <p>具体的には、OECDテストガイドラインとの整合状況、農薬の有効成分（約600成分）に関する登録情報や評価情報、適用農作物と対象病害虫・雑草の組合せごとの登録有効成分、見本品検査や薬効・薬害に関する試験要求の考え方等の整理・検証を行い、農林水産省へ報告するとともに、見直し案の提案を行った。</p> <p>これらの実施にあたっては、原体規格の設定等の新たな業務も含め従前の登録検査業務等と併行して迅速に対応する必要があることから、各種データベース構築等の効率的な作業体制づくり、農林水産省との綿密な連絡調整等も行いながら、計画的に進めた。</p> <p>このような取組を通じて、膨大かつ広範囲にわたる情報やデータの整理・検証を短期間でやり、農薬取締制度の見直しに寄与したものと考えられる。</p>	<p>評定：B</p> <p>根拠：計画のとおり、作物群での農薬登録の導入に関する技術的知見を提供しており、目標の水準を満たしている。</p> <p>農林水産省からの要請に基づく調査等について、創意工夫を行いつつ効率的に取り組み、農薬登録制度の見直しの検討に活用されるなど行政上の重要政策課題へ貢献した。</p>
<p>⑤ 農産物に係る農薬の使用状況及び残留状況調査業務</p> <p>農林水産省が推進する農薬の適正使用に係る施策に資するため、「農産物安全対策業務の実施について」(平成15年8月4日付け15消安第424号農林水産省消費・安全局長通知)に基づき、野菜、果実、米穀等の農産物に係る農薬の使用状況及び残留状況についての調査分析等を実施し、農薬の使用状況の調査点検日から40業務日以内に結果を地方農政局等に報告する。</p>	<p>⑤ 農産物に係る農薬の使用状況及び残留状況調査業務</p> <p>農林水産省が推進する農薬の適正使用に係る施策に資するため、「農産物安全対策業務の実施について」(平成15年8月4日付け15消安第424号農林水産省消費・安全局長通知)に基づき、農産物に係る農薬の使用状況の調査点検等を適切に実施するとともに、農産物中の農薬の残留状況の調査分析を適切な精度管理の下で的確かつ速やかに実施し、農薬の使用状況調査点検実施</p>	<p>&lt;主な定量的指標&gt;</p> <p>◇ 標準処理期間内（40業務日以内）の処理率：100%（標準処理期間内報告件数/指示件数）</p> <p>ただし、分析値が残留農薬基準の50%を超えた場合等に行う再分析に要した期間は、処理期間に含まないものとする。</p>	<p>&lt;主要な業務実績&gt;</p> <p>⑤ 農林水産省が推進する農薬の適正使用に係る施策に資するため、農林水産省の実施計画に基づき、農産物に係る農薬の使用状況の調査点検を実施するとともに、当該農産物に係る農薬の残留状況の調査分析をFAMIC各地域センター等間で試料の集約化等をしつつ適切な精度管理の下で行い、調査点検・分析結果については、477件全て農薬の使用状況調査点検実施日から40業務日以内に農林水産省へ報告した。</p> <p>(表1-1- (2) -2参照)【処理率100%(477/477)】</p> <p>【特筆事項等について（創意工夫等）】</p> <p>調査業務の更なる調査内容の充実及び効率的な実施に資するため以下の取組を実施した。</p>	<p>&lt;評定と根拠&gt;</p> <p>評定：A</p> <p>根拠：標準処理期間内の処理率は100%であるとともに、検証に基づく提案や対象農家との調整等に取り組みすることで、調査内容の充実及び効率化が図られた。これらのことも考慮し計画における所期の目標を上回る成果が得られていると認められる。</p>

	<p>日から40業務日以内に結果を地方農政局等に報告するため、業務の進行管理を適切に行う。その際、標準処理期間内に処理を完了させるために必要に応じて分析を行うFAMIC各地域センター等間で試料の集約化等を行う。</p>		<p>農林水産省における本調査の企画立案に資するため、調査対象作物の早期決定を要請するとともに、現行の調査対象地域の選定状況を検証した上で、調査対象地域の集約化を提案した。これに基づき、農林水産省が検討を行った結果、2年分の調査対象作物が事前に示されることとなり、作物に応じて戦略的に分析対象農薬を拡大することが可能となった。更に、調査対象地域は約7割に集約され、効率的な試料採取が可能となった。</p> <p>加えて、1回の出張で多くの試料を採取できるよう、対象作物の収穫時期に係る対象農家等との調整や交通手段等の検討を綿密に行い、採取経費の節減が図られた。</p>	
<p>⑥ 調査研究業務</p> <p>農薬の検査等に関する調査研究については、登録検査業務遂行に必要な技術力の向上及び残留農薬の調査に必要な分析技術の効率化を目的として、農薬の畜・環境への影響に関する課題、農薬等の品質・薬効等に関する課題、残留農薬の分析に関する課題を少なくとも7課題以上実施するとともに、調査研究を適切に実施しているかを評価するため、外部有識者の評価を受ける。</p>	<p>⑥ 調査研究業務</p> <p>農薬の検査等に関する調査研究については、登録検査業務遂行に必要な技術力の向上及び残留農薬の調査に必要な分析技術の効率化を目的として、次の課題のいずれかに関わる課題を少なくとも7課題以上選定し、実施する。</p> <p>(ア) 農薬の畜・環境への影響に関する課題</p> <p>(イ) 農薬等の品質・薬効等に関する課題</p> <p>(ウ) 残留農薬の分析に関する課題</p> <p>また、調査研究の結果について、外部有識者を含めた委員会を年1回開催し、調査研究を適切に実施しているか評価を受ける。</p>	<p>&lt;その他の指標&gt;</p> <p>◇ 調査研究業務の実施状況</p>	<p>&lt;主要な業務実績&gt;</p> <p>⑥ 農薬の検査等に関する調査研究について7課題を実施した。その成果について外部有識者を含めた委員会（平成30年2月23日開催）において、調査研究課題毎に評価を受けた。（別紙「調査研究課題一覧」参照）</p> <p>調査研究の推進に当たっては、農林水産省との綿密な調整と外部有識者の助言を踏まえて課題を設定した。また、部内関係者から成る推進委員会を複数回開催し、的確な進捗管理を行い効率的に実施した。</p> <p>また、調査研究業務で得られた成果を冊子「調査研究報告」に取りまとめ関係諸機関に送付するとともに、公開調査研究発表会（平成29年11月21日）を開催し、成果の普及に努めた。</p> <p>【特筆事項について（創意工夫等）】</p> <p>評価を受けたこれらの調査研究課題は、農薬行政の国際調和の推進に資するものとして農林水産省からの要請を受けて実施した課題、検査手法の見直し等を目指した課題である。この中でも、</p> <p>「新たな作物分類に関する検討」においては、作物群での農薬登録の拡充が求められる中、昨年実施した果菜類に加え葉菜類の分類に取り組み、野菜類全体を対象とする作物分類案と代表作物案の提案に至った。検討にあたっては、作物の植物学上の分類や共通病害虫等に関する情報を関係課間で共有しつつ、薬効・薬害、残留性、使用方法等の幅広い観点から膨大なデータを調査・解析した。</p> <p>また「残留農薬分析業務における分析法の検討」においては、抽出や精製の工程を改善する工夫を行いつつ、効率的で信頼性の高い新規一斉分析法を確立し、残留農薬分析</p>	<p>&lt;評定と根拠&gt;</p> <p>評定：A</p> <p>根拠：農薬の検査等に関する調査研究では、目標課題数を満たすとともに、適切に実施され全ての課題で高い評価を得た。成果は農林水産省での検討の基礎資料となるとともに、農薬の品質適正化に有用なものである。中でも農薬行政の国際調和に係る施策立案に資するもの、分析業務の充実や効率化が期待されるものなど重要な成果が得られていることから、計画における所期の目標を上回る成果が得られていると認められる。</p>

業務への導入が可能となった。

#### 4. その他参考情報

様式 3-1-4-1 独立行政法人農林水産消費安全技術センター 平成29年度自己評価 項目別評定調書（国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する事項）

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
第1-1-(3)	飼料及び飼料添加物関係業務		
業務に関連する政策・施策		当該事業実施に係る根拠	センター法第10条第1項第7号から第10号まで並びに第2項第5号及び第6号飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和28年法律第35号。以下「飼料安全法」という。） 愛がん動物用飼料の安全性の確保に関する法律（平成20年法律第83号。以下「ペットフード安全法」という。）
当該項目の重要度、難易度	－	関連する政策評価・行政事業レビュー	政策評価書：事前分析表農林水産省29-① 行政事業レビューシート事業番号：0002

2. 主要な経年データ													
①主要なアウトプット（アウトカム）情報						②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）							
指標等	達成目標	基準値	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
① 農林水産省からの緊急要請業務	実施率	100%（報告件数／要請件数）	100% (2/2)	100% (4/4)	100% (3/3)			予算額（千円）	778,352	795,959	866,989		
② 飼料等の立入検査業務（立入検査報告）	25業務日以内	100%（標準処理期間内報告件数／立入検査件数）	100% (566/566)	100% (565/565)	100% (529/529)			決算額（千円）	709,604	699,979	810,827		
② 飼料等の立入検査業務（製造設備、製造方法等の検査）	実施率	100%（実施件数／500件）	107% (566/530)	112% (565/505)	106% (529/500)			経常費用（千円）	870,782	857,203	852,981		
② 飼料等の立入検査業務（大臣確認検査）	実施率	100%（処理件数／申請受付件数）	100% (164/164)	100% (117/117)	100% (150/150)			経常利益（千円）	7,474	39,295	18,349		
③ 愛玩動物用飼料の立入検査業務（立入検査報告）	30業務日以内	100%（標準処理期間内報告件数／立入検査件数）	100% (61/61)	100% (60/60)	100% (61/61)			行政サービス実施コスト（千円）	921,608	885,957	857,427		
④ア 安全性確保に関する検査等業務（飼料試験結果報告）	15業務日以内	100%（標準処理期間内報告件数／収去件数）	100% (704/704)	100% (719/719)	100% (626/626)			従事人員数	76	74	76		
④イ 安全性確保に関する検査等業務（愛玩動物用飼料試験結果報告）	20業務日以内	100%（標準処理期間内報告件数／集取件数）	100% (34/34)	100% (28/28)	100% (25/25)								
④ウ 安全性確保に関する検査等業務（基準・規格等の妥当性調査）	実施率	100%（達成件数／要請件数）	100% (11/11)	100% (9/9)	100% (10/10)								
④ウ 安全性確保に関する検査等業務（試験法等の開発等）	実施率	100%（達成件数／要請件数）	100% (1/1)	100% (1/1)	100% (9/9)								



④ウ 安全性確保に関する検査等業務（飼料等の検査）	1,600点以上	100%（実施件数／1,600点）	148% (2,362/1,600)	114% (1,831/1,600)	107% (1,705/1,600)		
④ウ 安全性確保に関する検査等業務（愛玩動物用飼料の検査）	実施率	100%（実施件数／100点）	—	118% (118/100)	115% (115/100)		
④ウ 安全性確保に関する検査等業務	実施率	100%（実施件数／要請件数）	報告書を農林水産省へ1回提出	100% (1/1)	100% (1/1)		
⑤ 検定等関係業務（飼料添加物の検定申請）	20業務日以内	100%（標準処理期間内処理件数／申請件数）	100% (182/182)	100% (192/192)	100% (152/152)		
⑤ 検定等関係業務（登録検定機関調査）	実施率	100%（調査件数／依頼件数）	100% (6/6)	100% (2/2)	100% (1/1)		
⑥ア 工程管理及び品質管理等に関する検査等業務（抗菌剤GMPガイドライン及びGMPガイドライン適合確認申請検査）	50業務日以内	100%（期間内に処理した件数／申請件数）	100% (39/39)	100% (55/55)	100% (56/56)		
⑥イ 工程管理及び品質管理等に関する検査等業務（センター確認）	実施率	100%（処理件数／申請受付件数）	100% (16/16)	100% (26/26)	100% (47/47)		
⑥ウ 工程管理及び品質管理等に関する検査等業務（特定飼料等製造業者及び規格設定飼料製造業者）	特定飼料等製造業者：50業務日以内 規格設定飼料製造業者：40業務日以内	100%（標準処理期間内処理件数／申請受付件数）・	実績なし	実績なし	100% (2/2)		
⑥エ 工程管理及び品質管理等に関する検査等業務（輸出証明検査）	実施率	100%（実施件数／依頼件数）	100% (25/25)	100% (18/18)	100% (20/20)		
⑥オ 工程管理及び品質管理等に関する検査等業務（エコフィールド及びUCオイル検査）	実施率	100%（実施件数／依頼件数）	100% (32/32)	100% (2/2)	100% (3/3)		
⑥カ 工程管理及び品質管理等に関する検査等業務（飼料製造管理者認定講習会）	年1回以上	—	1回開催	1回開催	1回開催		

⑥キ 工程管理及び品質管理等に関する検査等業務 (GMPガイドラインの研修)	実施率	100% (開催回数／6回)	100% (12/12)	100% (6/6)	100% (6/6)			
⑦ OIE関係業務	情報の収集・発信、技術協力等の実施	-	3回	3回	情報の収集・発信：4回 短期技術研修：1回			
⑦ OIE関係業務	報告書の提出	-	報告書をOIEへ提出	報告書をOIEへ提出	報告書をOIEへ提出			
⑧ 調査研究業務	調査研究業務の実施状況	-	2件	2件	1件			

注) 予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価					
年度目標	事業計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
			業務実績	自己評価	
(3) 飼料及び飼料添加物関係業務 飼料関係業務について、飼料安全法に基づき、飼料の安全性を確保するとともに品質の改善を図り、公共の安全の確保と畜産物等の生産の安定に寄与するため、以下のとおり検査等業務を行う。 また、愛玩動物用飼料の検査等について、愛がん動物用飼料の安全性の確保に関する法律（平成20年法律第83号。以下「ペットフード安全法」という。）に基づき、愛玩動物用飼料の安全性の確保を図り、愛玩動物の健康を保護し、動物の愛護に寄与するため、以下のとおり検査等業務を行う。 なお、公共上の事務等を行う行政執行法人として、その業務の正確かつ確実な執行を確保するためには、役職員が日々の業務について不断の努力によってその質の向上に取り組むことが重要である。このため、飼料及び飼料添加物関係業務の実施に当たっては、分析技術の進歩等に伴う分析法の改良に取り組む等の創意工夫により改善を図り、効果的かつ効率的に取り組むものとする。	(3) 飼料及び飼料添加物関係業務	<主な定量的指標> ○ 飼料及び飼料添加物関係業務 中項目の評定は、小項目別(◇)の評定結果の積み上げにより行うものとする。	<評定と根拠> 評定：B 根拠：◇小項目4(項目)×3点(A)＋小項目20(項目)×2点(B)=52点 B：基準点(48)×9/10≦各小項目の合計点(52) <基準点(48)×12/10 <課題と対応> 引き続き農林水産省の指示に基づき、当該業務を的確に実施する。 <業務の評価> 指標を含め事業計画の所期の目標を全て達成したことに加え、飼料等の基準規格の調査及び分析法開発、輸出飼料検査の合理化と事業者の負担軽減、OIEコラボレーティング・センターとしてアジア太平洋地域からの研修生の受入などにおいて、FAM ICが有する知見や技術を活かして創意工夫に努め、主体的な取組を行ったことにより効果的かつ効率的に成果を挙げ、飼料等の安全確保に寄与した。	評定	
① 農林水産省からの緊急要請業務	① 農林水産省からの緊急要請業務	<主な定量的指標> ◇ 実施率：100% (報告	<主要な業務実績> ① 農林水産省からの緊急要請を受けて次の業務を実施し	<評定と根拠> 評定：B	

<p>農林水産省から緊急に要請をした業務については、最優先で組織的に取り組み、必要な調査、分析又は検査を実施し、その結果を速やかに報告する。</p>	<p>農林水産省から緊急に対応すべき業務の要請があった場合には、他の業務に優先して、要請のあった調査、分析又は検査等業務を実施し、その結果を速やかに農林水産省に報告する。</p>	<p>件数／要請件数)</p>	<p>た。【実施率100% (3/3)】  ア EU向けモニタリング検査において肥育牛の尿からタレノールが検出され、飼料安全法に基づく安全を確認することから、当該農家で給与していた飼料(4点)についてその前駆体であるゼアラレノンを含むかび毒の分析要請があり、その結果を農林水産省に報告した。  イ かび毒(デオキシニバレノール)が基準値を超えて含有していたため自主回収に至った愛玩動物用飼料(1点)について、原因究明のための分析要請があり、その結果を農林水産省に報告した。  ウ 栽培用種子中の未承認遺伝子組換え体検査法の妥当性確認試験に参加要請があり、トールフェスク、クリーピングペントグラス及びカラシナ3種各21点の計63点を分析し、結果を当該試験事業受注者に報告した。</p>	<p>根拠：農林水産省からの要請に対する報告実施率は100%であり、計画における所期の目的を達成している</p>
<p>② 飼料等の立入検査等業務  飼料安全法第57条の規定に基づく立入検査等として行う次に掲げる検査等は、農林水産大臣の指示に従い実施し、その結果を立入検査終了後25業務日以内に農林水産大臣に報告する。  ア 飼料の安全性の確保を図るため、飼料及び飼料添加物の製造設備、製造方法等の検査を実施する。  イ 牛海綿状脳症の発生の防止に万全を期する観点から「飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の規定に基づく動物由来たん白質及び動物性油脂の農林水産大臣の確認手続について」(平成17年3月11日付16消安第9574号農林水産省消費・安全局長通知)に基づき、動物由来たん白質及び動物性油脂の製造事業場及び輸入業者の検査等を実施し、製造基準等への適否を確認し、その結果を公表する。</p>	<p>② 飼料等の立入検査等業務  飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律(昭和28年法律第35号。以下「飼料安全法」という。)第57条の規定に基づく立入検査等は、農林水産大臣の指示に従い製造設備及び製造方法等の検査を500件以上、牛海綿状脳症の発生防止に係る動物由来たん白質及び動物性油脂の製造事業場及び同輸入業者の検査等について、製造現場の状況や記録を実地に確認するなどにより適正に実施するとともに、立入検査等の業務進行管理を適切に行い、立入検査の結果を立入検査終了後25業務日以内に農林水産大臣に報告する。</p>	<p>&lt;主な定量的指標&gt;  ◇ 標準処理期間内(25業務日以内)の処理率：100%(標準処理期間内報告件数/立入検査件数)  &lt;主な定量的指標&gt;  ◇ 実施率：100%(実施件数/500件)  &lt;主な定量的指標&gt;  ◇ 実施率：100%(処理件数/申請受付件数)</p>	<p>&lt;主要な業務実績&gt;  ② 飼料安全法第57条の規定に基づく立入検査については、農林水産大臣の指示に従い適正に実施するとともに、業務の進行管理を適切に行い、立入検査529件について、25業務日以内に全て農林水産大臣に報告した。(表1-1-(3)-1参照)【処理率100%(529/529)】  ア 有害物質又は病原微生物による飼料の汚染、反すう動物用飼料への肉骨粉等の混入並びに抗菌性物質に関する基準・規格等を逸脱した飼料及び飼料添加物による有害な飼料の流通を未然に防止する観点から、飼料及び飼料添加物の製造設備、製造・品質管理の方法等に関する検査を529件実施した。検査においては飼料等の適正製造規範(GMP)ガイドライン等への対応状況等についても確認を行い、必要に応じて製造・品質管理の高度化に係る技術的指導を行った。  【実施率106%(529(立入検査数)/500)】  イ 農林水産大臣の確認を要する動物由来たん白質及び動物性油脂を製造する事業場並びに輸入業者の検査を実施し、製造基準等への適否を確認し農林水産大臣に報告するとともに、確認を受けた製造事業場名及び輸入業者名等をホームページで公表した。  【実施率100%(150/150)】</p>	<p>&lt;評定と根拠&gt;  評定：B  根拠：標準処理期間内の処理率は100%であり、計画における所期の目標を達成している。  &lt;評定と根拠&gt;  評定：B  根拠：飼料及び飼料添加物の製造設備、製造管理の方法等に関する検査等に対する実施率は106%であり、計画における所期の目標を達成している。  &lt;評定と根拠&gt;  評定：B  根拠：動物由来たん白質及び動物性油脂を製造する事業場並びに輸入業者への検査等に対する実施率は100%であり、計画における所期の目標を達成している。</p>

<p>③ 愛玩動物用飼料の立入検査等業務 ペットフード安全法第13条の規定に基づく立入検査等は、農林水産大臣の指示に従い実施し、その結果を立入検査終了後30業務日以内に農林水産大臣に報告する。</p>	<p>③ 愛玩動物用飼料の立入検査等業務 愛玩動物用飼料の安全性の確保に関する法律（平成20年法律第83号。以下「ペットフード安全法」という。）第13条の規定に基づく立入検査等は、農林水産大臣の指示に従い製造現場の状況や記録を实地に確認するなどにより適正に実施するとともに、立入検査等の業務の進行管理を適切に行い、立入検査の結果を立入検査終了後30業務日以内に農林水産大臣に報告する。</p>	<p>&lt;主な定量的指標&gt; ◇ 標準処理期間内（30業務日以内）の処理率：100%（標準処理期間内報告件数／立入検査件数）</p>	<p>&lt;主要な業務実績&gt; ③ ペットフード安全法第13条の規定に基づく立入検査については、農林水産大臣の指示に従い適正に実施するとともに、業務の進行管理を適切に行い、立入検査61件について30業務日以内に全て農林水産大臣に報告した。 【処理率100%（61/61）】</p>	<p>&lt;評定と根拠&gt; 評定：B 根拠：標準処理期間内の処理率は100%であり、計画における所期の目標を達成している。</p>
<p>④ 安全性確保に関する検査等業務 ア 飼料等の安全確保を図るため、飼料安全法第57条の規定に基づく収去品（第56条の規定によるものを含む。）の試験結果は試験が終了した日から15業務日以内に農林水産大臣に報告する。</p>	<p>④ 安全性確保に関する検査等業務 ア 飼料等の安全確保を図るため、飼料安全法第57条の規定に基づく収去品（第56条の規定によるものを含む。）の試験等を実施し、試験結果は試験が終了した日から15業務日以内に農林水産大臣に報告する。 なお、収去品の試験の結果、基準・規格等に抵触する事例等が認められた場合には、製造・品質管理の方法等の改善について、専門的知見から技術的指導及び情報の提供を行う。</p>	<p>&lt;主な定量的指標&gt; ◇ 標準処理期間内の処理率：100%（標準処理期間内報告件数／収去件数）</p>	<p>&lt;主要な業務実績&gt; ④ア 飼料安全法第57条の規定に基づく立入検査における収去品626件の試験結果は、試験が終了した日から15業務日以内に全て農林水産大臣に報告した。 （表1-1-(3)-1参照） 【処理率100%（626/626）】</p>	<p>&lt;評定と根拠&gt; 評定：B 根拠：標準処理期間内の処理率は100%であり、計画における所期の目標を達成している。</p>
<p>イ 愛玩動物用飼料の安全確保を図るため、ペットフード安全法第13条の規定に基づく集取品（第12条の規定によるものを含む。）の検査結果は検査が終了した日から20業務日以内に農林水産大臣に報告する。</p>	<p>イ 愛玩動物用飼料の安全確保を図るため、ペットフード安全法第13条の規定に基づく集取品（第12条の規定によるものを含む。）の検査結果は検査が終了した日から20業務日以内に農林水産大臣に報告する。 なお、集取品の検査の結果、基準・規格等に抵触する事例等が認められた場合には、製造・品質管理の方法等の改善につい</p>	<p>&lt;主な定量的指標&gt; ◇ 標準処理期間内の処理率：100%（標準処理期間内報告件数／集取件数）</p>	<p>&lt;主要な業務実績&gt; イ ペットフード安全法第13条の規定に基づく立入検査における集取品25件の試験結果は、試験が終了した日から20業務日以内に全て農林水産大臣に報告した。 【処理率100%（25/25）】</p>	<p>&lt;評定と根拠&gt; 評定：B 根拠：標準処理期間内の処理率は100%であり、計画における所期の目標を達成している。</p>

	て、専門的知見から技術的指導及び情報の提供を行う。				
<p>ウ 飼料安全法第3条及びペットフード安全法第5条の基準及び規格の設定に資するため、飼料及び愛玩動物用飼料の安全確保に関する必要性を勘案して、以下に掲げる検査等を実施する。</p> <p>(ア) 農林水産省が行う飼料及び飼料添加物の基準・規格の検討に当たり、それらの基準・規格及び検討資料の妥当性の調査並びに飼料分析基準に関する試験法等の開発及び改良を農林水産省の要請に応じて実施する。また、愛玩動物用飼料等の検査法の制定に関する試験等の開発及び改良を、農林水産省の要請に応じて実施する。</p>	<p>ウ 飼料安全法第3条及びペットフード安全法第5条の基準及び規格の設定に資するため、飼料及び愛玩動物用飼料の安全確保に関する必要性を勘案して、以下に掲げる検査等を実施する。</p> <p>(ア) 飼料等及び愛玩動物用飼料の基準・規格の設定に資するため農林水産省の要請に応じて次の取組を行う。</p> <p>a 飼料等の基準・規格及び検討資料の妥当性の調査並びに飼料分析基準に関する試験法等の開発及び改良。</p> <p>b 愛玩動物用飼料等の検査法の制定に関する試験法等の開発及び改良</p>	<p>&lt;主な定量的指標&gt;</p> <p>◇ 基準規格等の妥当性調査実施率：100%（達成件数／要請件数）</p>	<p>&lt;主要な業務実績&gt;</p> <p>ウ 飼料安全法第3条及びペットフード安全法第5条の基準及び規格の設定に資するため、以下を実施した。</p> <p>(ア) 農林水産省より要請のあった飼料等及び愛玩動物用飼料の基準・規格及びその検討資料の妥当性の調査並びに飼料分析基準に係る試験法等の開発及び改良について次のとおり実施した。</p> <p>&lt;基準・規格等の妥当性調査&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・アスタキサンチンの成分規格設定案について、科学的妥当性の調査及び試験法の検証等を実施し、結果を農林水産省に報告した。</li> <li>・2-デアミノ-2-ヒドロキシメチオニンマンガン等8件の成分規格設定案について、内容を検証し、結果を農林水産省に報告した。</li> <li>・飼料添加物試験法の全面改正に向けた検証として、省令に掲載されている飼料添加物試験法の中で、人体に有害な試薬を用いる等により改正が必要な試験法の確認依頼があり、検証結果を農林水産省に報告した。</li> </ul> <p>以上の結果は、農林水産省が開催する農業資材審議会の飼料添加物の基準・規格の設定等の審議資料とされ、基準・規格の設定に資する目的を達成した。</p> <p>【妥当性調査実施率100% (10/10)】</p> <p>【特筆事項等について（創意工夫等）】</p> <p>飼料添加物試験法の全面改正に向けた検証作業は、対象となる試験法の項目数が2000以上と膨大であったことから、本部を中心に全地域センターで検証作業を分担して取り組み、期限内に終了させた。その結果、改善が必要となる試験項目を着実に抽出（400以上が該当）することができた。また、飼料添加物の基準・規格の新規設定に係る検討資料の妥当性調査に当たっては、短期間での報告を求められたため、担当者が調査に専念できるよう業務分担を行い、集中的かつ短期間に実施し成果を得た。</p>	<p>&lt;評定と根拠&gt;</p> <p>評定：A</p> <p>根拠：基準・規格等の妥当性調査の実施率は100%であることに加え、効率的な業務運営により得られた成果は、基準・規格の設定等及び改正に資すとともに飼料の安全の確保等の改善に大きく貢献していることから所期の目標を上回る成果が得られていると認められる。</p>	
		<p>&lt;主な定量的指標&gt;</p> <p>◇ 試験法の開発等 実施率：100%（達成件数</p>	<p>&lt;試験法の開発等&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・飼料分析基準に関する試験法等（8課題）及び愛玩動物用飼料等の検査法の制定に関する試験法等（2課題。う</li> </ul>	<p>&lt;評定と根拠&gt;</p> <p>評定：A</p> <p>根拠：試験法等の開発等</p>	

		<p>／要請件数)</p>	<p>ち1課題は飼料分析基準に係る試験法と共通)に係る開発及び改良を実施し、外部有識者(12名)を含めた飼料分析基準検討会(平成30年3月7日開催)において、その成果及び飼料分析基準等への適用可否について評価を受けた上でいずれも了承され、結果を農林水産省に報告した。なお、検討会においては実施した9課題全てで高い評価を得た。 (表1-1-(3)-2参照) 【試験法等の開発等実施率100%(9/9)】</p> <p>【特筆事項等について(創意工夫等)】 試験法確立までの運営を改善し、当該業務を効果的に実施するため、妥当性確認試験の時期を分散させたほか、事務体制の見直し及び進捗管理の強化を図った。得られた成果の中では、これまでも農林水産省から要望されていた愛玩動物用飼料中の無機砒素の定量法について、新たな機器を導入した上で短期間で分析法の検討から複数試験室による妥当性試験まで取り組み、確立に至った。また、害獣駆除により捕獲されたイノシシを飼料に利用する際、懸念されるシカとの交差汚染を監視するため、飼料中のシカ由来たん白質の検出法を確立した。これにより害獣の有効利用が促進されるなど重要な成果が得られている。</p>	<p>の実施率は100%であることに加え、効率的な業務運営により得られた成果は、基準値の遵守及び事故発生時の原因究明に係るリスク管理が可能となり、飼料の安全の確保等の改善に大きく貢献していることから所期の目標を上回る成果が得られていると認められる。</p>	
<p>(イ) 農林水産省が策定する「食品の安全性に関する有害化学物質のサーベイランス・モニタリング年次計画」に基づき実施するもの その他、飼料中の飼料添加物、有害物質、残留農薬、病原微生物、肉骨粉等、遺伝子組換え体及び放射性セシウムの検査は、過去の検査結果等を踏まえ、延べ1,600点以上のサンプルについて実施する。 なお、飼料等の検査結果は、前年度分を取りまとめ、ホームページに公表する。 また、愛玩動物用飼料中</p>	<p>(イ) 農林水産省が策定する「食品の安全性に関する有害化学物質のサーベイランス・モニタリング年次計画」に基づき実施するもの その他、飼料中の飼料添加物、有害物質、残留農薬、病原微生物、肉骨粉等、遺伝子組換え体及び放射性セシウム検査は、過去の検査結果等を踏まえ、延べ1,600点以上のサンプルについて実施する。 なお、飼料等の検査結果は、前年度分を取りまとめ、ホームページに公表する。 また、愛玩動物用飼料中</p>	<p>&lt;主な定量的指標&gt; ◇ 実施率：100% (実施件数/1,600点)</p>	<p>&lt;主要な業務実績&gt; (イ) 飼料中の飼料添加物の基準・規格適合検査、農薬、かび毒、有害金属等の有害物質の基準適合検査、病原微生物の基準・規格適合検査、肉骨粉等の分析・鑑定のモニタリング検査については、サーベイランス・モニタリング計画により実施したものを含め実施した。 【実施率107%(1,705/1,600点)】 (表1-1-(3)-3参照) モニタリング検査結果については、事業年度ごとに取りまとめ、ホームページに公表した。このうち特に広域的に流通する主要な輸入飼料穀物や乾牧草等の有害物質等による汚染状況については、四半期ごとに取りまとめてホームページで公表した。</p>	<p>&lt;評定と根拠&gt; 評定：B 根拠：飼料のモニタリング検査の実施率は107%であり、計画における所期の目標を達成している。</p>	
		<p>&lt;主な定量的指標&gt; ◇ 実施率：100% (実施件数/100点)</p>	<p>&lt;主要な業務実績&gt; 愛玩動物用飼料中の添加物、残留農薬、有害物質等の検査は、過去の検査実績を踏まえた検査項目を選定し、延べ</p>	<p>&lt;評定と根拠&gt; 評定：B 根拠：愛玩動物用飼料の</p>	

<p>の添加物、残留農薬、有害物質等の検査は、過去の検査結果等を踏まえ、100点以上のサンプルについて実施する。</p>	<p>の添加物、残留農薬、有害物質等の検査は、過去の検査結果等を踏まえ、延べ100点以上のサンプルについて実施する。</p>		<p>115点のサンプルについて実施した。 【実施率115% (115/100)】</p>	<p>検査の実施率は115%であり、計画における所期の目標を達成している。</p>
<p>(ウ) 家畜用抗菌性物質等の家畜衛生及び公衆衛生上のリスク評価及びリスク管理に資するため、と畜場及び食肉処理場において実施する薬剤耐性菌のモニタリング調査等について、農林水産省からの要請に応じて適切に実施し、その結果を報告する。</p>	<p>(ウ) 家畜用抗菌性物質等の家畜衛生及び公衆衛生上のリスク評価及びリスク管理に資するため、と畜場及び食肉処理場において実施する薬剤耐性菌のモニタリング調査等について、農林水産省からの要請に応じて適切に実施し、その結果を報告する。</p>	<p>&lt;主な定量的指標&gt; ◇ 実施率：100% (報告件数/要請件数)</p>	<p>&lt;主要な業務実績&gt; (ウ) 耐性菌発現モニタリング調査については、農林水産省から平成25年度に農林水産省が外部機関に委託・実施した事業で分離した腸球菌の保管を要請され、適切に保管を実施した。 【実施率100% (1/1)】</p>	<p>&lt;評定と根拠&gt; 評定：B 根拠：農林水産省の要請に応じて耐性菌発現モニタリング調査で分離した菌株の保管を実施しており、計画における所期の目標を達成している。</p>
<p>⑤ 検定等関係業務 飼料安全法第5条及び第6条の規定に基づき特定飼料等の安全確保を図るため、特定飼料等のうち飼料添加物の検定及び表示の業務については、申請を受理した日から20業務日以内に終了する。 また、飼料安全法第27条第1項の規定に基づく登録検定機関の行う検定業務の適切な実施に資するため、農林水産省の依頼に基づき検定実績のある登録検定機関に対する調査等を実施する。</p>	<p>⑤ 検定等関係業務 飼料安全法第5条及び第6条の規定に基づき特定飼料等の安全確保を図るため、特定飼料等のうち飼料添加物の検定及び表示の業務については、進行管理を適切に行い、申請を受理した日から20業務日以内に処理する。 また、飼料安全法第27条第1項の規定に基づく登録検定機関の行う検定業務の適切な実施に資するため、農林水産省の依頼に基づき次の取組を行う。 ア 検定実績のある登録検定機関に対する調査等を実施するとともに、必要に応じて技術的指導を行う。 イ 登録検定機関の検定業務に係る技術水準を確認するため、共通試料を用いた分析・鑑定結果について、データ解析等を行うとともに、必要に応じて技術的指導を行う。</p>	<p>&lt;主な定量的指標&gt; ◇ 標準処理期間内(20業務日以内)の処理率：100% (標準処理期間内処理件数/申請件数)  &lt;主な定量的指標&gt; ◇ 実施率：100% (調査件数/依頼件数)</p>	<p>&lt;主要な業務実績&gt; ⑤ 飼料添加物の検定及び表示の業務については、飼料安全法施行規則等に基づき適正に実施するとともに、業務の進行管理を適切に行い、申請152件について受理した日から20業務日以内に全て処理を行った。 【処理率100% (152/152)】 なお、飼料に係る申請はなかった。  &lt;主要な業務実績&gt; また、検定実績のある検定機関の行う検定業務の適切な実施に資するため、次の業務を実施し、必要な技術的指導を行った。 ア 検定実績のある登録検定機関1機関(1事業所)に対して調査を実施した。 【実施率100% (1/1)】 イ 登録検定機関6機関(7事業所)を対象として共通試料による共同試験を1回実施し、検定業務に係る技術水準を確認した。また、同試験について適正範囲を超えた値を報告した2機関(2事業所)に対して技術的指導を実施した。</p>	<p>&lt;評定と根拠&gt; 評定：B 根拠：標準処理期間内の処理率は100%であり、計画における所期の目標を達成している。  &lt;評定と根拠&gt; 評定：B 根拠：検定機関に対する調査及び技術水準の確認の実施率は100%であり、計画における所期の目標を達成している。</p>
<p>⑥ 工程管理及び品質管理等に関する検査等業務</p>	<p>⑥ 工程管理及び品質管理等に関する検査等業務</p>		<p>&lt;主要な業務実績&gt; ⑥ 飼料及び飼料添加物の製造設備、製造管理の方法等に</p>	

<p>飼料及び飼料添加物の製造設備、製造管理の方法等に関する検査等については、飼料の安全確保に関する必要性を勘案して、以下に掲げる製造・品質管理に関する検査、指導等を実施する。</p> <p>ア 「抗菌性飼料添加物を含有する配合飼料及び飼料添加物複合製剤の製造管理及び品質管理に関するガイドラインの制定について」(平成19年4月10日付け18消安第13845号農林水産省消費・安全局長通知。以下「抗菌剤GMPガイドライン」という。)及び「飼料の適正製造(GMP)ガイドラインの制定について」(平成27年6月17日付け27消安第1853号農林水産省消費・安全局長通知。以下「GMPガイドライン」という。)に基づく申請に応じて、飼料及び飼料添加物の製造事業場における製造基準等への適否の確認検査等を実施し、申請を受理した日からそれぞれ50業務日以内に検査を終了するとともに、その結果を公表する。</p>	<p>飼料及び飼料添加物の製造設備、製造管理の方法等に関する検査等については、飼料の安全確保に関する必要性を勘案して、以下に掲げる製造・品質管理の高度化に関する検査、指導等を実施する。</p> <p>ア 「抗菌性飼料添加物を含有する配合飼料及び飼料添加物複合製剤の製造管理及び品質管理に関するガイドラインの制定について」(平成19年4月10日付け18消安第13845号農林水産省消費・安全局長通知。以下「抗菌剤GMPガイドライン」という。)及び「飼料の適正製造(GMP)ガイドラインの制定について」(平成27年6月17日付け27消安第1853号農林水産省消費・安全局長通知。以下「GMPガイドライン」という。)に基づく申請に応じて、飼料等の製造事業場の検査等を実施し、製造基準等への適否の確認の申請に係る検査については、業務の進行管理を適切に行い、申請を受理した日からそれぞれ50業務日以内に検査を終了し、製造基準等への適否を確認し、その結果を公表する。</p>	<p>&lt;主な定量的指標&gt; ◇ 申請処理率:100%(期間内に処理した件数/申請件数)</p>	<p>関する検査等について、飼料の安全確保に関する必要性を勘案して、以下の取組を実施した。</p> <p>ア 「抗菌性飼料添加物を含有する配合飼料及び飼料添加物複合製剤の製造管理及び品質管理に関するガイドライン」(以下「抗菌剤GMPガイドライン」という。)及び「飼料等の適正製造規範(GMP)ガイドラインの制定について」(平成28年4月8日通知改正により当該通知名に変更、以下「GMPガイドライン」という。)に基づく製造基準等への適否の確認の申請に係る検査については、適切に進行管理を行うことにより、申請56件(抗菌剤GMPガイドライン26件、GMPガイドライン30件)について受理した日から50業務日以内に全て処理を行うとともに、確認済み製造事業場についてホームページで公表した。</p> <p>【処理率100%(56/56)】</p> <p>GMPガイドライン適合確認業務の信頼性を確保するため、検査要員の育成にあたり、担当職員を対象にISO22000内部監査員養成研修を受講(18名)させた。本部においては、講師を招請する際にGMPガイドラインに特化した内容となるよう依頼して効果的に研修を実施した。現地検査にあたっては、経験を積んだ本部の検査要員を全国に派遣して検査の斉一性を確保するとともに、経験の浅い地域センター職員と組合せるなど効果的なOJTを進めた。検査結果に基づく適否の審査判定は本部で実施し、水準の統一を図った。</p>	<p>&lt;評定と根拠&gt; 評定：B 根拠：標準処理期間内の処理率は100%であり、計画における所期の目標を達成している。</p>
<p>イ 牛海綿状脳症の発生の防止に万全を期する観点から「ペットフード用及び肥料用肉骨粉等の当面の取扱いについて」(平成13年11月1日付け13生畜第4104号農林水産省生産局長、水産庁長官通知)に基づき、業者からの申請等により、動物由来たん白質及びペットフードの製造事業場</p>	<p>イ 牛海綿状脳症の発生の防止に万全を期する観点から「ペットフード用及び肥料用肉骨粉等の当面の取扱いについて」(平成13年11月1日付け13生畜第4104号農林水産省生産局長、水産庁長官通知)に基づき、業者からの申請等により、動物由来たん白質及びペットフードの製造事業場</p>	<p>&lt;主な定量的指標&gt; ◇ 実施率：100%(処理件数/申請受付件数)</p>	<p>&lt;主要な業務実績&gt; イ 牛海綿状脳症の発生の防止に万全を期する観点から、ペットフードの製造事業場47箇所からの申請に応じ製造基準等への適否の確認のための検査等を実施し、製造基準に適合すると認められた事業場47箇所をホームページで公表した。</p> <p>【実施率100%(47/47)】</p>	<p>&lt;評定と根拠&gt; 評定：B 根拠：ペットフードの製造事業場の設備、製造・品質管理の方法等に関する検査等の申請に対する処理の実施率は100%であり、計画における所期の目標を達成している。</p>



<p>の検査等を実施し、製造基準等への適否を確認し、その結果を公表する。</p>	<p>の検査等を実施し、製造基準等への適否を確認し、その結果を公表する。</p>			
<p>ウ 飼料安全法第7条の規定に基づく特定飼料等製造業者（外国特定飼料等製造業者を除く。）及び第29条第1項の規定に基づく規格設定飼料製造業者（外国規格設定飼料製造業者を除く。）の登録等に関する調査については、申請を受理した日からそれぞれ50業務日及び40業務日以内に調査を終了する。</p>	<p>ウ 飼料安全法第7条の規定に基づく特定飼料等製造業者（外国特定飼料等製造業者を除く。）及び第29条第1項の規定に基づく規格設定飼料製造業者（外国規格設定飼料製造業者を除く。）の登録等に関する調査については、申請を受理した日から、それぞれ50業務日及び40業務日以内に調査を終了する。</p>	<p>&lt;主な定量的指標&gt; ◇ 標準処理期間内（50業務日及び40業務日以内）実施率：100%（標準処理期間内処理件数／申請受付件数）</p>	<p>&lt;主要な業務実績&gt; ウ 特定飼料等製造事業者の登録更新に係る申請2件について、業務の進捗管理を適切に行い、50営業日以内で終了した。 【実施率100%（2/2）】</p>	<p>&lt;評定と根拠&gt; 評定：B 根拠：標準処理期間内の処理率は100%であり、計画における所期の目標を達成している。</p>
<p>エ 輸出先国の基準に適合するか等について確認するため、飼料製造業者等の依頼に応じて輸出する飼料等の検査等を「EU域内に輸出するペットフード等の製造事業場の登録実施要領の制定について」（平成18年4月19日付け18消安第640号農林水産省消費・安全局長通知）等に基づき実施し、製造基準等への適否を確認する。</p>	<p>エ 飼料等の輸出に際して、輸出する飼料等が輸出先国の提示する条件に合致していることの証明等を行うに当たって、農林水産省及び輸出者の依頼に応じ、「EU域内に輸出するペットフード等の製造事業場の登録実施要領の制定について」（平成18年4月19日付け18消安第640号農林水産省消費・安全局長通知）等に基づき輸出飼料等の製造状況等を確認する。</p>	<p>&lt;主な定量的指標&gt; ◇ 実施率：100%（実施件数／依頼件数）</p>	<p>&lt;主要な業務実績&gt; エ 飼料を海外に輸出する業者からの依頼に基づき、動物検疫所の輸出証明書の発行要件となる肉骨粉等の使用に関する製造基準等への適否の確認のための検査等を20件実施した。【実施率100%（20/20）】  【特筆事項等について（創意工夫等）】 農林水産省及び輸出者の依頼による輸出検査において業務の効率化等を図るため以下の取組を実施した。 国内のBSE対策の進展と履行状況を踏まえ、特に飼料等の輸出件数が多い台湾向けに係る輸出検査の内容について、台湾の求める条件及びこれまでの検査結果等から検証した。その結果、これまで台湾向けの輸出検査において必須としてきたELISA試験を省略することが可能であると判断し、関係機関に働きかけることにより平成29年9月以降は同試験を省略することとした。これにより、依頼を受けてから検査結果の通知までの処理期間の短縮と、事業者の検査経費負担の軽減を図ることが可能となった。（7日間程度の短縮、1検体あたり約65,000円の負担軽減）</p>	<p>&lt;評定と根拠&gt; 評定：A 根拠：輸出飼料に関する製造状況の確認の依頼に対する実施率は100%であることに加え、検査の省略化による処理期間の短縮及び事業者の検査経費軽減により、業務の効率化と事業者に有益性をもたらし、計画における所期の目標を上回る成果が得られていると認められる。</p>
<p>オ 食品残さ等利用飼料の安全確保に資するため、「エコフィード認証制度における「食品残さ等利用飼料の安全性確保のためのガイドライン」の遵守状況の確認に関する協力要請について」（平成21年3月6日付け20消安</p>	<p>オ 食品残さ等利用飼料の安全確保に資するため、「エコフィード認証制度における「食品残さ等利用飼料の安全性確保のためのガイドライン」の遵守状況の確認に関する協力要請について」（平成21年3月6日付け20消安</p>	<p>&lt;主な定量的指標&gt; ◇ 実施率：100%（実施件数／依頼件数）</p>	<p>&lt;主要な業務実績&gt; オ 食品残さ等利用飼料の安全確保のため、申請に基づきその製造基準等への適否を確認するため、エコフィード認証制度に係る確認等の検査3件を実施し、申請者に対して結果を通知した。なお、回収食用油再生油脂に係る確認検査の申請はなかった。 【実施率100%（3/3）】</p>	<p>&lt;評定と根拠&gt; 評定：B 根拠：エコフィードに関する製造状況の確認の依頼に対する実施率は100%であり、計画における所期の目標を達成している。</p>

<p>第11555号及び20生畜第1737号農林水産省消費・安全局長、生産局長通知)等に基づき実施し、製造基準等への適否を確認する。</p> <p>また、回収食用油再生油脂の安全確保に資するため、「食品の製造・加工又は調理の過程で使用された後に排出される動植物性油脂の飼料利用に係る工程管理及び品質管理等に関する調査業務について」(平成27年6月16日付け27消安第1779号農林水産省消費・安全局長通知)等に基づき実施し、製造基準等への適否を確認する。</p>	<p>第11555号及び20生畜第1737号農林水産省消費・安全局長、生産局長通知)等に基づき実施し、製造基準等への適否を確認する。</p> <p>また、回収食用油再生油脂の安全確保に資するため、「食品の製造・加工又は調理の過程で使用された後に排出される動植物性油脂の飼料利用に係る工程管理及び品質管理等に関する調査業務について」(平成27年6月16日付け27消安第1779号農林水産省消費・安全局長通知)等に基づき実施し、製造基準等への適否を確認する。</p>				
<p>カ 飼料等製造業者を対象に、「飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律施行規則第32条第3号の規定に基づき、農林水産大臣が定める講習会を定める件」(平成7年3月13日農林水産省告示第392号)で定められている飼料製造管理者認定講習会を、受講希望者数を勘案して、年1回以上開催する。</p>	<p>カ 飼料等製造業者を対象に、「飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律施行規則第32条第3号の規定に基づき、農林水産大臣が定める講習会を定める件」(平成7年3月13日農林水産省告示第392号)で定められている飼料製造管理者認定講習会を、受講希望者数を勘案して、年1回以上開催する。</p>	<p>&lt;主な定量的指標&gt; ◇ 受講希望者数を勘案して年1回以上の開催</p>	<p>&lt;主要な業務実績&gt; カ 飼料等製造業者を対象として、受講希望者調査を実施し、その結果を基に飼料製造管理者認定講習会を1回(参加者96名)開催した。 【実施率100%(1回/1回)】</p>	<p>&lt;評定と根拠&gt; 評定：B 根拠：飼料製造管理者認定講習会の開催に対する実施率は100%であり、計画における所期の目標を達成している。</p>	
<p>キ 飼料等関係事業者を対象に、GMPガイドラインに記載された研修を6回開催する。</p>	<p>キ 飼料等関係事業者を対象に、GMPガイドラインに係る研修を6回開催する。また、飼料等の有害物質に関する情報を輸入業者及び製造業者に対して定期的に発信するとともに、飼料等が原因となって食品の安全確保に問題が生じるおそれがある等の緊急時には、農林水産省の指示の下、関連業者に情報を速やかに提供する。</p> <p>ク アからキに掲げる検査、指導、研修等の業務を充実・強化するため、これらの業務に従事する職員にGMP・HACCP等に関する研修</p>	<p>&lt;主な定量的指標&gt; ◇ 開催率：100% (開催回数/6回)</p>	<p>&lt;主要な業務実績&gt; キ 飼料等関係事業者を対象として、GMPガイドラインに係る研修を6回(参加者588名)開催した。 また、メールマガジンにより、飼料等の輸入業者及び製造業者に対し、定期的な情報発信6回を実施した。 【実施率100%(6回/6回)】</p> <p>ク アからキに掲げる検査、指導、研修等の業務を充実・強化するため、業務に従事する職員に対しGMP・HACCP等に関する研修を5回、延べ19名受講させ、職員の能力の維持・向上に努めた。</p>	<p>&lt;評定と根拠&gt; 評定：B 根拠：抗菌剤GMPガイドラインに係る研修の開催に対する実施率は100%であり、計画における所期の目標を達成している。</p>	

	を受講させることなどを通じて、職員の能力の維持・向上に努める。			
<p>⑦ OIE関係業務</p> <p>動物衛生及びズーノーシス（人獣共通感染症）に関する国際的な基準を策定する国際獣疫事務局（OIE）コラボレーティング・センターとして、技術の標準化・普及等に協力するため、飼料の安全性に関する情報の収集・発信、技術協力等を年1回以上行うとともに、活動に関する報告書をOIEへ年1回提出する。</p>	<p>⑦ OIE関係業務</p> <p>動物衛生及びズーノーシス（人獣共通感染症）に関する国際的な基準を策定する国際獣疫事務局（OIE）コラボレーティング・センターとして、飼料の安全性に関する情報の収集・発信、技術協力等について、次の取組を行う。</p> <p>ア 飼料の安全確保のために開発・改良した分析法の情報やハザードに関する情報を年1回以上、海外に発信し、技術の普及や情報の提供・共有を行う。</p> <p>イ コラボレーティング・センターとしての活動に関する報告書をOIEへ年1回提出する。</p> <p>ウ 諸外国等からの要請に応じて、研修生の受入れや職員派遣等を通じた技術支援を行う。</p>	<p>&lt;その他の指標&gt;</p> <p>◇ 情報の収集・発信、技術協力等の実施</p>	<p>&lt;主要な業務実績&gt;</p> <p>⑦ 国際獣疫事務局(OIE)は、動物衛生の向上を目的とする国際機関であり、動物衛生や人畜共通感染症に関する国際基準の作成等を行い、飼料関係では、BSEの感染防止に係る基準等の作成を行っている。FAMICは、OIEの家畜飼料の安全性及び分析に係るコラボレーティング・センターとして、これらの活動に協力しているところである。その活動の一環として、飼料の安全性に関する情報の収集・発信、技術協力等について、次の取組を行った。</p> <p>ア 農林水産省の発出する各種通知や飼料中の有害物質のモニタリング結果、飼料研究報告の要旨、特定添加物検定結果、飼料の安全確保のための情報について英訳し、ホームページを通して国内外に発信した(計4回)。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・通知「食品残さ等利用飼料の安全性のためのガイドラインについて」(7月)</li> <li>・平成28年度特定添加物検定結果(12月)</li> <li>・平成28年度飼料中の有害物質等のモニタリング等の結果(12月)</li> <li>・飼料研究報告の要旨(1月)</li> </ul> <p>ウ OIEコラボレーティング・センターとしての技術支援の一環として、アジア太平洋地域の加盟国から研修生を招き、短期技術研修を開催した(12月、5日間。7カ国から7名が参加)。</p> <p>【特筆事項等について(創意工夫等)】</p> <p>短期技術研修においては、参加国の多くが低緯度地域にあり、カビ毒汚染の危険性が高い国であることからカビ毒を研修テーマとし、各国の分析機器の整備状況に合わせて使用機器の異なる3種類の分析方法を実習に組み入れるなど効果的なプログラムとした。その結果、研修生のアンケートでは高い受講満足度の評価が得られ、参加各国の飼料検査技術の向上に資するものとなったと考えられる。また、当該研修実施にあたり、本部職員のみならず各地域センター職員にも講師や実習の補助を努めたことにより、OIEコラボレーティングセンターの将来的な任務である国際的ラボネットワークの構築に向け、職員のスキルアップが図られた。</p>	<p>&lt;評定と根拠&gt;</p> <p>評定：A</p> <p>根拠：計画のとおり、情報の発信・共有等を実施したことに加え、技術協力において効果的な研修を実施し国際的な飼料の安全性の確保に寄与したことから計画における所期の目標を上回る成果が得られていると認められる。</p>

		<p>&lt;その他の指標&gt; ◇ 年1回の報告書の提出</p>	<p>イ 平成29年の活動に関する報告書を作成し、OIE本部に提出した。【実施率100% (1回/1回)】</p>	<p>&lt;評定と根拠&gt; 評定：B 根拠：指標に対する実施率は100%であり、計画における所期の目標を達成している。</p>	
<p>⑧ 調査研究業務 飼料及び飼料添加物の検査等に関する調査研究については、飼料等の分析技術の進歩等に伴う分析法の改良などの飼料等安全確保上、必要な課題を少なくとも1課題以上実施するとともに、調査研究を適切に実施しているかを評価するため、外部有識者の評価を受ける。</p>	<p>⑧ 調査研究業務 飼料及び飼料添加物の検査等に関する調査研究については、飼料等の分析技術の進歩等に伴う分析法の改良などの飼料等安全確保上、必要な課題を少なくとも1課題以上実施する。 また、調査研究の結果について、外部有識者を含めた委員会を年1回開催し、調査研究を適切に実施しているかを評価を受ける。</p>	<p>&lt;その他の指標&gt; ◇ 調査研究業務の実施状況</p>	<p>&lt;主要な業務実績&gt; ⑧ 飼料及び飼料添加物の検査等に関する調査研究については、1課題を実施した。その成果について、外部有識者を含めた委員会（平成30年3月7日開催）において評価を受けた。（別紙「調査研究課題一覧」参照） また、調査研究業務で得られた成果を冊子「調査研究報告」に取りまとめ関係諸機関に送付するとともに、公開調査研究発表会（平成29年11月21日）を開催し、成果の普及に努めた。</p>	<p>&lt;評定と根拠&gt; 評定：B 根拠：飼料及び飼料添加物の検査等に関する調査研究については目標課題数を満たすとともに適切に実施されたと評価を受け、計画における所期の目標を達する成果が得られていると認められる。</p>	

4. その他参考情報

様式3-1-4-1 独立行政法人農林水産消費安全技術センター 平成29年度自己評価 項目別評定調書（国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する事項）

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
第1-2-(1)	食品表示の監視に関する業務		
業務に関連する政策・施策		当該事業実施に係る根拠	センター法第10条第1項第3号、第5号及び第6号並びに第2項第1号及び第2号食品表示法（平成25年法律第70号） 農林物資の規格化等に関する法律（昭和25年法律第175号。以下「JAS法」という。）
当該項目の重要度、難易度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	政策評価書：事前分析表農林水産省29-① 行政事業レビューシート事業番号：0002

2. 主要な経年データ													
①主要なアウトプット（アウトカム）情報						②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）							
指標等	達成目標	基準値	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
① 農林水産省からの緊急命令等業務	実施率	100%（報告件数／要請件数）	実績なし	実績なし	実績なし			予算額（千円）	1,113,202	1,067,643	1,267,864		
②ア 食品表示法に基づく立入検査等業務（立入検査）	3業務日以内	100%（標準処理期間内報告件数／立入検査等終了件数）	100% (23/23)	100% (13/13)	100% (29/29)			決算額（千円）	1,143,096	1,173,194	1,353,072		
②イ 食品表示法に基づく立入検査等業務（行政部局要請検査）	報告処理率	100%（報告件数／調査終了件数）	100% (3/3)	100% (8/8)	100% (5/5)			経常費用（千円）	1,435,792	1,447,150	1,407,542		
③ア 食品表示の科学的検査業務（高精度確認検査及びスクリーニング検査）	高精度確認検査及びスクリーニング検査実施率	9%（高精度確認検査及びスクリーニング検査件数／科学的検査件数）	2% (143/6,635)	6% (421/6,736)	10% (667/6,747)			経常利益（千円）	△40	39,250	20,127		
③イ 食品表示の科学的検査業務（原産地表示検査）	原産地表示検査件数の増加率	40%（688件：平成23年度から平成25年度までの原産地表示検査平均件数（1,722件）からの増加件数）	21% (増加件数366/1,722)	33% (増加件数564/1,722)	49% (増加件数836/1,722)			行政サービス実施コスト（千円）	1,572,513	1,551,945	1,460,579		
④ 食品表示110番等対応業務（関係部局への回付）	実施率	100%（回付件数／情報提供）	100% (37/37)	100% (34/34)	100% (33/33)			従事人員数	143	139	136		
⑤ 調査研究業務	調査研究業務の実施状況	—	18課題	18課題	18課題								

注）予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価					
年度目標	事業計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
			業務実績	自己評価	
<p>2 農林水産物等の品質の改善等及び表示の適正化に関する業務</p> <p>(1) 食品表示の監視に関する業務</p> <p>食品表示の監視に関する業務について、食品表示法に基づき、食品の生産及び流通の円滑化並びに消費者の需要に即した食品の生産の振興に寄与するため、以下のとおり食品表示法に基づく食品表示基準に関する検査等業務を行う。</p> <p>なお、公共上の事務等を行う行政執行法人として、その業務の正確かつ確実な執行を確保するためには、役職員が日々の業務について不断の努力によってその質の向上に取り組むことが重要である。このため、食品表示の監視に関する業務の実施に当たっては、加工食品のうち確度の高い検査が困難とされてきた品目についても新たな産地判別に取り組む等の創意工夫により改善を図り、効果的かつ効率的に取り組むものとする。</p>	<p>(1) 食品表示の監視に関する業務</p>	<p>&lt;主な定量的指標&gt;</p> <p>○ 食品表示の監視に関する業務</p> <p>中項目の評定は、小項目別(◇)の評定結果の積み上げにより行うものとする。</p>	<p>&lt;評定と根拠&gt;</p> <p>評定：B</p> <p>根拠：◇小項目1(項目)×3点(A)＋小項目5(項目)×2点(B)＝13点</p> <p>B：基準点(12)×9/10≦各小項目の合計点(13)＜基準点(12)×12/10</p> <p>&lt;課題と対応&gt;</p> <p>引き続き農林水産省の指示に基づき、当該業務を的確に実施する。</p> <p>&lt;業務の評価&gt;</p> <p>指標を含め事業計画の所期の目標を全て達成したことに加え、FAMICの知見や技術を活かすとともに創意工夫による主体的な取組として、原産地表示検査業務における新たな分析手法の開発・導入などに取り組み、食品表示の監視に関する業務をより効率的かつ効果的に実施し、食品の生産の振興及び流通の円滑化に寄与した。</p>		<p>評定</p>
<p>① 農林水産省からの緊急命令等業務</p> <p>農林水産大臣から独立行政法人農林水産消費安全技術センター法(平成11年法律第183号。以下「センター法」という。)第12条の規定に基づき調査、分析又は検査を緊急に実施するよう命令があった場合その他緊急に要請があった場合には、最優先で組織的に取り組み、必要な調査、分析又は検査を実施し、その結果を速やかに報告する。</p>	<p>① 農林水産省からの緊急命令等業務</p> <p>農林水産大臣から独立行政法人農林水産消費安全技術センター法(平成11年法律第183号。以下「センター法」という。)第12条の規定に基づき調査、分析又は検査を緊急に実施するよう命令があった場合その他緊急に対応すべき課題が生じた場合は、他の業務に優先して、調査、分析又は検査を実施し、その結果を速やかに農林水産大臣等に報告する。</p>	<p>&lt;主な定量的指標&gt;</p> <p>◇ 実施率：100%(報告件数/要請件数)</p>	<p>&lt;主要な業務実績&gt;</p> <p>① 該当する事案はなかった。</p>	<p>&lt;評定と根拠&gt;</p> <p>評定：－</p> <p>根拠：実績がないため評価せず。</p>	
<p>② 食品表示法に基づく立入検査等業務</p>	<p>② 食品表示法に基づく立入検査等業務</p>		<p>&lt;主要な業務実績&gt;</p> <p>② 食品表示法第9条第1項の規定に基づく立入検査等について</p>		

<p>食品表示法に基づく立入検査等については、農林水産大臣の指示及び行政部局の要請に従い実施するため、次の取組を行う。</p> <p>ア 食品表示法第9条第1項の規定に基づく農林水産大臣の指示による立入検査等は、適正に実施するとともに、農林水産省が立入検査終了と判断した翌日から3業務日以内に結果を取りまとめ、農林水産大臣に報告する。</p>	<p>食品表示法（平成25年法律第70号）に基づく立入検査等については、農林水産大臣の指示等に従い適正に実施するため、次の取組を行う。</p> <p>ア 食品表示法第9条第1項の規定に基づく農林水産大臣の指示による立入検査等は、農林水産省が立入検査終了と判断した翌日から3業務日以内に結果を取りまとめ、農林水産大臣に報告する。</p>	<p>&lt;主な定量的指標&gt;</p> <p>◇ 標準処理期間内（3業務日以内）の報告処理率：100%（標準処理期間内報告件数/立入検査等終了件数）</p>	<p>ては、農林水産大臣の指示等に従い次のとおり適正に実施した。</p> <p>ア 食品表示基準の疑義に関する立入検査等を29件（39事業所・延べ116回）実施し、全ての案件について、3業務日以内に結果を取りまとめ、農林水産大臣に報告した。【処理率100%（29/29）】</p> <p>なお、立入検査等に対応した科学的検査を70件実施し、疑義解明に寄与した。</p>	<p>&lt;評定と根拠&gt;</p> <p>評定：B</p> <p>根拠：標準処理期間内の報告処理率は100%であり、計画における所期の目標を達成している。</p>
<p>イ 行政部局の要請による事業所等への調査については、適正に実施し、調査終了後は調査結果を取りまとめ、要請者に対し報告する。</p>	<p>イ 行政部局の要請による事業所等への調査については、適正に実施し、調査終了後は調査結果を取りまとめ、要請者に対し報告する。</p>	<p>&lt;主な定量的指標&gt;</p> <p>◇ 報告処理率：100%（報告件数/調査終了件数）</p>	<p>&lt;主要な業務実績&gt;</p> <p>イ 都道府県等からの要請による事業所等への協力調査5件（8事業所・延べ14回）については、適正に実施し、結果を取りまとめ、要請者に対し報告した。</p> <p>【処理率100%（5/5）】</p> <p>なお、協力調査時に入手した原料等について、都道府県等からの依頼に基づき、科学的検査を3件実施し、疑義解明に寄与した。</p>	<p>&lt;評定と根拠&gt;</p> <p>評定：B</p> <p>根拠：報告処理率は100%であり、計画における所期の目標を達成している。</p>
<p>③ 食品表示の科学的検査業務表示監視行政への支援機能を強化するため、科学的検査の質の向上に取り組むとともに、農林水産省関係部局と連携の上、原産地表示や遺伝子組換え表示等の検査対象の重点化に取り組む、食品関連事業者により販売される食品のモニタリング検査及び表示監視関係行政機関からの検査要請に的確に対応した検査を以下のとおり実施する。</p> <p>検査の結果、疑義が認められた場合には、検査結果を農林水産省関係部局等に速やかに報告する。</p> <p>ア 科学的検査の質の向上では、高精度確認検査（誤判</p>	<p>③ 食品表示の科学的検査業務表示監視行政への支援機能を強化するため、科学的検査の質の向上に取り組むとともに、農林水産省関係部局と連携の上、検査対象の重点化に取り組む、食品関連事業者により販売される食品のモニタリング検査及び表示監視関係行政機関からの検査要請に的確に対応した検査を以下のとおり実施する。</p> <p>検査の結果、疑義が認められた場合には、検査結果を農林水産省関係部局等に速やかに報告する。</p> <p>ア 科学的検査の質の向上では、高精度確認検査（誤判</p>	<p>&lt;主な定量的指標&gt;</p> <p>◇ 高精度確認検査及びスクリーニング検査実施率：9%（高精度確認検査及びスクリーニング検査件数/科学的検査件数）</p>	<p>&lt;主要な業務実績&gt;</p> <p>③ 食品表示の科学的検査業務</p> <p>食品関連事業者により販売される食品のモニタリング検査及び表示監視関係行政機関等からの検査要請に的確に対応した検査を6,747件実施した。</p> <p>なお、検査の結果、疑義が認められた137件については、農林水産省関係部局等に速やかに報告した。</p> <p>ア 科学的検査の質の向上については、高精度確認検査17件、スクリーニング検査650件、合計667件の質の高い検査を実施した。これら質の高い検査を検査全体の9.9%に導入した。</p> <p>これらの検査の実施にあたり、検査手順の見直し等による検査の効率化によりスクリーニング検査件数の増加を可能とし、検査の質の向上を図った。</p> <p>【実施率9.9%（667/6,747）】</p>	<p>&lt;評定と根拠&gt;</p> <p>評定：B</p> <p>根拠：検査手順の見直し等による検査の効率化により、高精度確認検査及びスクリーニング検査実施率は9.9%となり、計画における所期の目標を達成している。</p>

<p>別の発生率を既存の検査の10分の1未満に抑えることにより検査結果の大幅な確度向上が期待できる高度な検査)及びスクリーニング検査(検査の所要時間と偽装品見逃し率を抑えることにより疑わしい検査品を効率的に選別することが可能な検査)に取り組み、これらの質の高い検査を検査全体の9%に導入する。</p>	<p>10分の1未満に抑えることにより検査結果の大幅な確度向上が期待できる高度な検査)及びスクリーニング検査(検査の所要時間と偽装品見逃し率を抑えることにより疑わしい検査品を効率的に選別することが可能な検査)に取り組み、これらの質の高い検査を検査全体の9%に導入する。</p>				
<p>イ 検査対象の重点化では、検査品目に関して、農林水産省関係部局と調整して緊急度及び重要度の高いものに重点化する。また、検査項目に関して、過去の違反が多く消費者の関心が高い原産地表示についての検査件数を、直近の検査件数実績の推移及び原産地に関する表示監視の重要性を踏まえ、平成23年度から平成25年度までの検査件数平均より40%以上増加させる。</p>	<p>イ 検査対象の重点化では検査品目に関して、農林水産省関係部局と調整して緊急度及び重要度の高いものに重点化するとともに、次の検査を行う。 (7) 原産地表示に関する検査については、直近の検査件数実績の推移及び原産地に関する表示監視の重要性を踏まえ、過去の違反が多く、国産と外国産の価格差が大きい、うなぎ加工品、小麦加工品等の検査を優先的に行うとともに、国産農産物の需給動向に変化が生じた時期や端境期など偽装が生じやすい時期に買い上げるなど、検査対象品及び検査時期の選定を適切かつきめ細かく行い、240件以上の検査を実施する。 また、ストロンチウム安定同位体比分析による産地判別等新たに開発され有効性が確認された判別手法を積極的かつ適切に検査に利用する。 (イ) 消費者の関心が高い遺伝子組換え表示に関する検査</p>	<p>&lt;主な定量的指標&gt; ◇ 原産地表示検査件数の増加率：40%以上(688件以上；平成23年度から平成25年度までの原産地表示検査平均件数(1,722件)からの増加件数)</p>	<p>&lt;主要な業務実績&gt; イ 検査対象の重点化については、検査品目に関して、農林水産省関係部局と調整して緊急度及び重要度の高いものに重点化するとともに、次の検査を行った。 (7) 原産地表示に関する検査については、検査対象品及び検査時期の選定を適切かつきめ細かく行うとともに、2,558件の検査を実施した。 なお、検査に当たっては、ストロンチウム安定同位体比分析を用いた落花生加工品の産地判別等新たに開発され有効性が確認された判別手法を積極的に検査に利用した。また、かぼちゃの産地判別の見直しを行い、検査可能な商品形態及び判別可能な輸入国を拡大した判別手法を積極的に検査に利用した。 さらに、農林水産省、都道府県及び捜査当局等から原産地表示の疑義説明等のための検査要請が増加したが、的確に対応した。(表1-2-(1)-1参照) 【増加率48.5%(増加件数836)/1,722】 (イ) 遺伝子組換え原料の混入の有無の確認検査について、商品ごとの流通実態を勘案して効果的に検査対象品の選定を行い、豆腐、油揚げ等の検査を行った。 また、検査の結果、遺伝子組換え原料の混入の可能性のあるものについては分別生産流通管理の実施状況等の調査を行うとともに、可能な範囲で原料農産物等入手し、遺伝子組換え体の混入率等について検査を行った。 これらにより、遺伝子組換え表示に関する検査を合計360件実施した。</p>	<p>&lt;評定と根拠&gt; 評定：A 根拠：原産地表示検査においては、落花生加工品の新たな判別技術を積極的に導入したこと等により、増加率は48.5%となった。更に塩蔵わかめの原産地表示検査及び果実飲料への異性化液糖混入判別法について、既存検査法を見直し、分析機器の使用の効率化や検査対象品目の拡大等を行ったことにより、表示監視行政への支援機能強化に大きく貢献したことから計画における所期の目標を上回る成果が得られていると認められる。</p>	



	<p>査については、商品ごとの流通実態を勘案して効果的に検査対象品の選定を行い、豆腐、油揚げ等の検査を、300件以上実施する。</p> <p>なお、検査の結果、必要に応じて製造業者、流通業者等に対する分別生産流通管理の実施状況等の調査を行うとともに、原料として使用された農産物の入手に可能な範囲で取り組み、遺伝子組換え体の混入率について検査を行う。</p> <p>ウ 食品のモニタリング検査では、農林水産省が行う社会的検証への支援を強化するため、検査対象とする生鮮食品及び加工食品の一部について、検査品目の選定及び買い上げを農林水産省と連携して行い、検査結果の報告が正確で分かりやすいものとなるよう報告内容の充実に取り組むとともに、分析疑義が判明した時点で速やかに買上及び検査を追加実施して疑義の継続性・広域性等の確認を行う取組等によるモニタリング検査の機動性向上に引き続き取り組む。</p> <p>エ 表示監視関係行政機関等からの要請による検査では、要請の目的に応じた検査内容となるようにするとともに、科学的検査に関する技術的な相談等の協力要請についても、可能な限り対応する。</p>		<p>なお、分別生産流通管理の実施状況等の調査の結果、不適正な管理が認められた案件はなかった。</p> <p>ウ 農林水産省が行う社会的検証への支援を強化するため、農林水産省と連携して、生鮮食品1,061件、加工食品150件、合計1,211件検査を実施した。</p> <p>検査結果の報告が正確で分かりやすいものとなるよう報告内容の充実に取り組んだ。</p> <p>分析疑義が判明した時点で速やかに買上及び検査を追加実施して疑義の継続性・広域性等の確認を行う取組を77件に対して行うなど、モニタリング検査の機動性向上に取り組んだ。</p> <p>エ 表示監視関係行政機関等からの要請による検査については、その目的に応じた検査内容となるよう要請者の意向を踏まえて237件実施した。また、科学的検査に関する技術的な相談についても、可能な限り対応した。</p> <p>【特筆事項等について（創意工夫等）】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・塩蔵わかめの原産地表示に関する検査について、原子吸光による簡便な一次検査法を導入し、当該検査で分析疑義となったもののみを精密な方法（二次検査）により最終的に判別する検査法を開発した。これにより精密な方法による実施率が従来より2割程度まで削減されることが見込まれる。</li> <li>・イソマルトース分析による果実飲料への異性化液糖混入判別法について、保有機器の制約から3センターのみ分析可能であったが、有意差の検証に基づく汎用機器の適用を検証し全センターでの分析を可能とした。更に適用品目についても検証し対象を拡大した。</li> </ul>	
<p>④ 食品表示110番等対応業務 食品表示110番等を通じて寄せられる不適正表示や違法なJASマーク表示に関する情報(以</p>	<p>④ 食品表示110番等対応業務 食品表示110番等を通じて寄せられる不適正表示や違法なJASマーク表示に関する情報(以</p>	<p>&lt;主な定量的指標&gt; ◇ 実施率：100%（回付件数/情報提供）</p>	<p>&lt;主要な業務実績&gt; ④ 食品表示110番等を通じて寄せられた不適正表示や違法なJASマーク表示に関する情報33件について、事務処理手順書に基づき農林水産省関係部局へ迅速かつ的確に回付</p>	<p>&lt;評定と根拠&gt; 評定：B 根拠：実施率は100%であり、計画における所期の</p>

<p>下「疑義情報」という。)については、疑義情報接受後、速やかに農林水産省関係部局へ回付する。また、農林水産省から疑義情報に係る調査及び分析の依頼があった場合は、適切に対応する。</p>	<p>下「疑義情報」という。)については、手順書に従い速やかに農林水産省関係部局へ回付する。また、農林水産省から疑義情報に係る調査及び分析の依頼があった場合は、適切に対応する。</p>		<p>した。【実施率100% (33/33)】</p> <p>また、不適正表示に関する情報については、農林水産省の指示により、食品表示110番に係る立入検査等を12件(15事業所・延べ33回)実施した。農林水産省からの依頼による科学的検査は、食品表示110番に係る検査を9件、その他疑義情報に係る検査を10件実施した。</p> <p>違法なJASマーク表示に関する情報については、農林水産省の指示により、食品表示110番に係る立入検査等を1件(1事業所)実施した。なお、農林水産省からの依頼による科学的検査の実績はなかった。</p>	<p>目標を達成している。</p>	
<p>⑤ 調査研究業務</p> <p>食品表示の監視に関する調査研究については、食品表示監視業務へ活用するため、分析技術、判別技術の開発・改良に関する課題を少なくとも18課題以上実施するとともに、調査研究を適切に実施しているかを評価するため、外部有識者の評価を受ける。</p>	<p>⑤ 調査研究業務</p> <p>食品表示の監視に関する調査研究については、食品表示監視業務へ活用するため、分析技術、判別技術の開発・改良に関する課題を少なくとも18課題以上実施する。</p> <p>また、調査研究を適切に実施しているかを評価するため、外部有識者を含めた委員会を年1回以上開催し、調査研究を適切に実施しているか評価を受ける。</p>	<p>&lt;その他の指標&gt;</p> <p>◇ 調査研究業務の実施状況</p>	<p>&lt;主要な業務実績&gt;</p> <p>⑤ 調査研究業務</p> <p>食品表示の監視に関する調査研究について、18課題を実施した。</p> <p>その成果について、外部有識者を含めた委員会(平成30年3月9日開催)において調査研究課題毎に評価を受けた。(別紙「調査研究課題一覧」参照)</p> <p>【実施率100% (18/18)】</p> <p>調査研究業務の進行に当たっては、調査研究担当課と科学的検査の企画・調整担当課による内部検討会を複数回開催し、調査研究対象品目の生産・流通実態等を踏まえた実施計画の作成、見直しを行い効率的に実施した。</p> <p>29年度に実施した大豆加工品の判別品種の拡大、さといもの産地判別法等の課題については、マニュアルを改定・制定した上で30年度から科学的検査に利用することが期待できる。</p> <p>この他、調査研究業務で得られた成果を冊子「調査研究報告」に取りまとめ関係諸機関に送付するとともに、公開調査研究発表会(平成29年11月21日)を開催し、成果の普及に努めた。</p>	<p>&lt;評定と根拠&gt;</p> <p>評定：B</p> <p>根拠：表示の監視に関する調査研究については目標課題数を満たすとともに適切に実施されたと評価を受け、計画における所期の目標を達する成果が得られていると認められる。</p>	

4. その他参考情報

様式 3-1-4-1 独立行政法人農林水産消費安全技術センター 平成29年度自己評価 項目別評定調書（国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する事項）

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
第1-2-(2)	農林水産物等の品質の改善等に関する業務		
業務に関連する政策・施策		当該事業実施に係る根拠	センター法第10条第1項第1号、第2号、第3号、第4号及び第5号並びに第2項第1号 JAS法
当該項目の重要度、難易度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	政策評価書：事前分析表農林水産省29-① 行政事業レビューシート事業番号：0002

2. 主要な経年データ													
①主要なアウトプット（アウトカム）情報						②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）							
指標等	達成目標	基準値	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
① 農林水産省からの緊急命令等業務	実施率	100%（報告件数／要請件数）	実績なし	実績なし	実績なし			予算額（千円）	834,962	831,608	979,071		
② JAS法に基づく立入検査等業務（立入検査）	3業務日以内	100%（標準処理期間内報告件数／立入検査終了件数）	100%（4/4）	100%（7/7）	100%（5/5）			決算額（千円）	736,564	781,204	914,870		
② JAS法に基づく立入検査等業務（行政部局要請検査）	報告処理率	100%（報告件数／調査終了件数）	100%（5/5）	実績なし	実績なし			経常費用（千円）	919,923	985,602	986,941		
③ア 登録認定機関等に対する調査等の業務（新規登録調査及び登録更新調査）	27業務日以内	100%（標準処理期間内報告件数／報告件数）	100%（14/14）	100%（10/10）	100%（50/50）			経常利益（千円）	△22	30,453	15,888		
③イ 登録認定機関等に対する調査等の業務（定期的調査）	実施率	100%（実施件数／計画件数）	100%（128/128）	100%（102/102）	100%（98/98）			行政サービス実施コスト（千円）	1,010,422	1,055,975	1,023,703		
③イ 登録認定機関等に対する調査等の業務（定期的調査）	重大な不適合に対する改善率	100%（改善件数／重大な不適合件数）	—	—	100%（2/2）			従事人員数	96	98	101		
④ JAS規格の制定等に係る業務（原案作成）	実施率	100%（報告件数／計画件数）	100%（6/6）	100%（18/18）	100%（9/9）								
④ JAS規格の制定等に係る業務（日本産品の優位性の発揮につながる原案）	原案作成件数	2件	—	—	3件								
⑤ 国際規格に係る業務（国内委員会の開催）	国内委員会の開催	—	国内委員会を計4回開催	国内委員会を計2回開催	国内委員会を計4回開催								
⑤ 国際規格に係る業務（国際会議への出席）	国際会議への出席	—	国際会議へ計5回派遣	国際会議へ計8回派遣	国際会議へ計1回派遣								

注）予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価					
年度目標	事業計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
			業務実績	自己評価	
<p>(2) 農林水産物等の品質の改善等に関する業務</p> <p>JAS法に基づき、農林物資の生産及び流通の円滑化、消費者の需要に即した農業生産等の振興並びに消費者の利益の保護に寄与するため、以下のとおり登録認定機関等の調査、JAS規格に係る検査等業務を行う。</p> <p>なお、公共上の事務等を行う行政執行法人として、その業務の正確かつ確実な執行を確保するためには、役職員が日々の業務について不断的努力によってその質の向上に取り組むことが重要である。このため、農林水産物等の品質の改善等に関する業務の実施に当たっては、登録認定機関の規模、認定実績、過去の不適合事例等を精査することにより定期的調査の頻度を検討する等の創意工夫により改善を図り、効果的かつ効率的に取り組むものとする。</p>	<p>(2) 農林水産物等の品質の改善等に関する業務</p>	<p>&lt;主な定量的指標&gt;</p> <p>○ 農林水産物等の品質の改善等に関する業務</p> <p>中項目の評定は、小項目別(◇)の評定結果の積み上げにより行うものとする。</p>	<p>&lt;評定と根拠&gt;</p> <p>評定：B</p> <p>根拠：◇小項目2(項目)×3点(A)＋小項目6(項目)×2点(B)＝18点</p> <p>B：基準点(16)×9/10 ≤各小項目の合計点(18) &lt;基準点(16)×12/10</p> <p>&lt;課題と対応&gt;</p> <p>引き続き農林水産省の指示に基づき、当該業務を的確に実施する。</p> <p>&lt;業務の評価&gt;</p> <p>指標を含め事業計画の所期の目標を全て達成したことに加え、FAMICの知見や技術を生かした創意工夫による主体的な取組として、新たなJAS制度に対応した新規規格の提案や新しい認定制度のための体制整備を進めるなどの成果が認められた。</p> <p>また、登録認定機関の規模、認定実績、過去の不適合事例等を精査することにより定期的調査の頻度の調整を行ったほか、既存のJAS規格の見直しでは、それぞれの規格の状況に応じた調査を行うなど既存業務を効率化することにより、新規の業務に対応した。これらの取組により、農林水産分野に関する標準化政策の推進に貢献した。</p>		<p>評定</p>
<p>① 農林水産省からの緊急命令等業務</p> <p>農林水産大臣からセンター法第12条の規定に基づき調査、分析又は検査を緊急に実施するよう命令があった場合その他緊急に要請があった場合には、最優先で組織的に取り組み、必要な調査、分析又は検査を実施し、その結果を速やかに報告する。</p>	<p>① 農林水産省からの緊急命令等業務</p> <p>農林水産大臣からセンター法第12条の規定に基づき調査、分析又は検査を緊急に実施するよう命令があった場合その他緊急に対応すべき課題が生じた場合は、他の業務に優先して、調査、分析又は検査を実施し、その結果を速やかに農林水産大臣等に報告する。</p>	<p>&lt;主な定量的指標&gt;</p> <p>◇ 実施率：100%(報告件数/要請件数)</p>	<p>&lt;主要な業務実績&gt;</p> <p>① 該当する事案はなかった。</p>		<p>&lt;評定と根拠&gt;</p> <p>評定：－</p> <p>根拠：実績がないため評価せず。</p>
<p>② JAS法に基づく立入検査等業務</p> <p>JAS法に基づく立入検査等については、農林水産大臣の指示及び行政部局の要請に従い実施するため、次の取組を行う。</p> <p>ア JAS法第20条の2第1項及び</p>	<p>② JAS法に基づく立入検査等業務</p> <p>農林物資の規格化等に関する法律(昭和25年法律第175号。以下「JAS法」という。)に基づく立入検査等については、農林水産大臣の指示等に従い適正に実施するため、次の取組を行う。</p>	<p>&lt;主な定量的指標&gt;</p> <p>◇ 標準処理期間内(3業務日以内)の処理率：100%(標準処理期間内報告件数/立入検査終了件数)</p>	<p>&lt;主要な業務実績&gt;</p> <p>② JAS法第20条の2第1項及び第2項の規定に基づく立入検査等については、農林水産大臣の指示に従い次のとおり適切に実施した。</p> <p>ア JAS格付等の疑義に関する立入検査を5件(5事業所・延べ31回)実施し、全ての案件について3業務日以内に結果を取りまとめ、農林水産大臣に報告した。</p>		<p>&lt;評定と根拠&gt;</p> <p>評定：B</p> <p>根拠：標準処理期間内(3業務日以内)の処理率は100%であり、計画における所期の目標を達成している。</p>

<p>第2項の規定に基づく立入検査については、農林水産大臣の指示に従い実施するとともに、農林水産省が立入検査終了と判断した翌日から3業務日以内に結果を取りまとめ、農林水産大臣に報告する。</p>	<p>ア JAS法第20条の2第1項及び第2項の規定に基づく立入検査等については、農林水産大臣の指示に従い適正に実施するとともに、農林水産省が立入検査終了と判断した翌日から3業務日以内に結果を取りまとめ、農林水産大臣に報告するため、業務の進行管理を適切に行う。</p>		<p>【処理率100% (5/5)】          なお、立入検査等に対応した製品等検査を43件実施した。</p>	
<p>イ 行政部局の要請による調査については、適正に実施し、調査終了後は調査結果を取りまとめ、要請者に対し報告する。</p>	<p>イ 行政部局の要請による調査については、適正に実施するとともに、調査終了後は調査結果を取りまとめ、要請者に対し速やかに報告するため、業務の進行管理を適切に行う。</p>	<p>&lt;主な定量的指標&gt;          ◇ 報告処理率（立入検査以外）：100%（報告件数／調査終了件数）</p>	<p>&lt;主要な業務実績&gt;          該当する事案はなかった。</p>	<p>&lt;評定と根拠&gt;          評定：－          根拠：実績がないため評価せず。</p>
<p>③ 登録認定機関等に対する調査等の業務          ア 登録認定機関等の登録及びその更新の申請に係る調査          登録認定機関等の登録及びその更新の申請に係る調査は、JAS法第16条第2項（JAS法第17条の3第2項において準用する場合を含む。）に基づく農林水産大臣の指示に従い、ISO/IEC17011に基づいて適切に行い、その結果を調査指示から27業務日以内に農林水産大臣に報告する。</p>	<p>③ 登録認定機関等に対する調査等の業務          ア 登録認定機関等の登録及びその更新の申請に係る調査については、次の取組を行う。          (7) 登録認定機関等の登録及びその更新の申請に係る調査は、JAS法第16条第2項（JAS法第17条の3第2項において準用する場合を含む。）に基づく農林水産大臣の指示に従い、ISO/IEC 17011に基づいて適切に行い、農林水産大臣の調査指示から27業務日以内に調査結果を農林水産大臣に報告するため、業務の進行管理を適切に行う。          (4) 調査の結果、登録認定機関等の登録基準への適合性が確認されない場合は、農林水産省へ報告し、連携して適切に対応する。</p>	<p>&lt;主な定量的指標&gt;          ◇ 標準処理期間内（27業務日以内）の処理率：100%（標準処理期間内報告件数／報告件数）          ただし、調査の過程で申請者に対し資料の記載内容の確認、追加提出等を請求した場合において、申請者からそれらの確認、提出等が行われるまでに要した期間は調査期間に含めない。</p>	<p>&lt;主要な業務実績&gt;          ③ア JAS法第16条第2項（JAS法第17条の3第2項において準用する場合を含む。）に基づく登録認定機関（登録外国認定機関を含む。以下同じ）の登録及びその更新の申請に係る調査については、農林水産大臣の指示に従いISO/IEC 17011に基づき、次の取組を行った。          (7) 登録認定機関の登録の更新時における調査50件について、業務の進行管理を適切に行い全て27業務日以内に農林水産大臣へ調査結果を報告した。          【処理率100% (50/50)】          なお、登録認定機関の業務規程等の変更の届出に関する調査を行い、平成29年度に調査が終了した228件を依頼のあった農林水産省に報告した。          (表1-2- (2) -1参照)          (4) 調査の結果、登録認定機関の登録基準への適合性が確認されない案件はなかった。          【特筆事項等について（創意工夫等）】          新JAS法における認定業務等を円滑に進めるため、定期的調査の効率化により、既存の人員を増加させることなく、以下の取り組みを実施した。          認証機関に対する認定審査におけるFAMICの要員の力量確保と情報収集のため各種の研修及び委員会等（NITE試験所認定審査員研修、経産省製品認証審査員研修、JISQ17025原案作成委員会（全11回）、JAC（日本認定機関協議会）等）に職員を積極的に派遣した。これらの取組により、得</p>	<p>&lt;評定と根拠&gt;          評定：A          根拠：標準処理期間内（27業務日以内）の処理率は100%であることに加え、新JAS法の施行に備え農水省と協議を重ね体制を整えるなど、新JAS法の今後の発展に貢献したことから所期の目標を上回る成果が得られていると認められる。</p>

			<p>られた知見を活用し、平成29年度改正のISO/IEC17011に対応した認定プログラムの構築と基準文書類の整備を行った。更に、平成30年4月よりFAMIC内に認定業務を独立的に実施する「認定センター」を設置することとし、設置に必要な準備を行うなど認定業務等の体制整備を行った。</p>	
<p>イ 登録認定機関等に対する定期的調査 登録認定機関等に対する定期的調査は、認定事業者の格付業務に対する登録認定機関等の指導が適切に行われているか否かを確認するため、過去の定期的調査の結果等を勘案して実施計画を定め、ISO/IEC 17011に基づいて実施するとともに、重大な不適合事項があった場合には指摘し、改善等を求め、適切に処理する。</p>	<p>イ 定期的調査は、認定事業者の格付業務に対する登録認定機関等の指導が適切に行われているか否かを確認するため、過去の定期的調査の結果等を勘案して実施計画を定め、ISO/IEC 17011に基づいて適切に実施し、その結果を事業所調査終了後に農林水産省に報告する。このため、業務の進行管理や本部と地域センターにおける調査業務の配分を適切に行う。定期的調査は、次の調査を伴う事業所調査によって実施し、調査の結果、不適合事項を認めた場合には登録認定機関等に対し改善を求めるとともに、改善状況の確認を行う。特に、登録認定機関の登録の基準に係るものなど法令違反が疑われる場合には、速やかに農林水産省担当部局に報告する。 (7) 立会調査は、各登録認定機関等の調査員数、認定事業者数、過去3回の定期的調査の結果等を勘案して実施する。 (4) 品位等品質についての基準を内容とするJAS規格に係る登録認定機関等については、製品検査のための施設の調査を実施する。 (7) 格付品検査は、市場に流通するJAS製品を買い上げ、JAS規格への適合性を判断するための検査を行う。その対象品目の選定に当たっては、これまでの格</p>	<p>&lt;主な定量的指標&gt; ◇ 調査実施率：100% (実施件数/計画件数)</p> <hr/> <p>&lt;主な定量的指標&gt; ◇ 重大な不適合に対する改善率：100% (改善件数/重大な不適合件数) ただし、改善が見込まれず、取消し等の措置が必要と認められる事案及び年度を跨ぐ事案は含めない。</p>	<p>&lt;主要な業務実績&gt; イ 定期的調査は、登録認定機関の規模、認定実績、過去の不適合事例等を精査することにより頻度を調整して実施計画を定め、効果的かつ効率的に取り組み、98機関についてISO/IEC17011に基づいて実施した。(表1-2- (2) -2参照) 【実施率100% (98/98)】 定期的調査には、次の検査及び調査を含み、検査及び調査の結果、適正でない事項を認めた31機関に対し必要な是正処置を求めるとともに、是正処置状況の確認を行った。(表1-2- (2) -3参照) 特に、重大な不適合事項2件を農林水産省担当部局に報告するとともに、登録認定機関に対して改善を求め、その改善状況の確認を行った。 【改善率100% (2/2)】 (7) 現場に立ち会って行う調査(「立会調査」)は、227件実施し、不適合があった15件については、関係する登録認定機関に対して文書により是正要求を行った。 (4) 品位等品質の基準を内容としたJAS規格に係る登録認定機関に対して実施する製品検査のための施設の調査(「製品検査施設調査」)は、50件実施し、不適合があった5件については、文書により是正要求を行った。 (7) JAS製品の検査(「格付品検査」)は、501件実施し、不適合があった24件については、関係する登録認定機関に対して文書により是正要求を行った。 なお、格付品検査の結果、登録認定機関の認定業務に不適合の疑義が生じた4件について現地調査を実施し、結果として2件の不適合が確認され、登録認定機関に対して文書により是正要求を行った。</p>	<p>&lt;評定と根拠&gt; 評定：B 根拠：標準処理期間内(30業務日以内)の実施率は100%であり、計画における所期の目標を達成している。</p> <hr/> <p>&lt;評定と根拠&gt; 評定：B 根拠：重大な不適合に関する改善率は100%であり、計画における所期の目標を達成している。</p>

	<p>付品検査結果及びJAS規格の見直し業務への活用も考慮し、農林水産省担当部局と協議する。</p> <p>ウ 登録認定機関の変更届等の調査、認定実績等の報告等に係る事務について業務の効率的な実施並びに農林水産省及び登録認定機関の業務負担の軽減を図るため、変更届出事項の削減、調査の方法、農林水産省とFAMICとの業務分担の見直しについて検討を行う。</p>		<p>ウ 業務の効率的な実施並びに農林水産省及び登録認定機関の業務負担の軽減を図るため、農林水産省とFAMICとの業務分担について検討し、JAS法施行規則の改正により登録認定機関がこれまで農林水産省に行っていた変更届、認定等の報告についてFAMICを経由して行うこととし、FAMICにおいて受理後、速やかに調査等を実施できることとした。</p>		
<p>④ JAS規格の制定等に係る業務</p> <p>JAS規格の制定等については、農林水産大臣が作成及び公表する「日本農林規格の制定等に関する計画」に基づき、農林水産大臣からの指示に従い原案の作成を適切に行う。</p>	<p>④ JAS規格の制定等に係る業務</p> <p>JAS規格の制定等については、「日本農林規格の制定等に関する計画」に基づき、農林水産大臣からの指示を受けて原案の作成を適切に行う。</p>	<p>&lt;主な定量的指標&gt;</p> <p>◇ 原案作成実施率：100% (報告件数/計画件数)</p>	<p>&lt;主要な業務実績&gt;</p> <p>④ JAS規格の見直しについては、平成29年度に報告する品目を農林水産省と調整し、9品目の原案等を報告した。</p> <p>また、平成30年4月1日の省令改正に向けて、全てのJAS規格、認証の技術的基準、検査の方法等関連告示の改正作業を短期間に行うとともに、2規格について様式の改正作業を行った。さらに、JAS法改正を踏まえた認証の技術的基準や検査の方法等関連告示の検討、加えて有機JAS規格に関する検討に取り組み、情報の収集及び整理を行い、農林水産省に報告した。</p> <p>(農林水産省調整後)</p> <p>【処理率100%：品目(9/9)、規格(15/15)】</p>	<p>&lt;評定と根拠&gt;</p> <p>評定：B</p> <p>根拠：農林水産省との調整による原案作成実施率は、100%であり計画における所期の目標を達成している。</p>	
<p>また、国際規格や技術の動向等を含め、JAS規格の制定等及び運用に資するための調査等を積極的かつ効率的に行う。さらに、JAS規格の制定等に関する製造業者の団体等からの提案に対するサポートを強化する。</p>	<p>また、国際規格や技術の動向等を含め、JAS規格の制定等及び運用に資するための調査等を積極的かつ効率的に行い、新たなJAS規格の原案作成に活用する。</p> <p>さらに、JAS規格の制定等に関する製造業者等の団体等からの提案に対して、農林水産省担当部局との協議も踏まえて、原案の作成等に対するサポートを強化する。</p>	<p>&lt;主な定量的指標&gt;</p> <p>◇ 日本産品の優位性の発揮につながる新たな規格の原案作成件数(団体等からの提案に係る規格原案も含む。)：2件</p>	<p>&lt;主要な業務実績&gt;</p> <p>日本産品の優位性の発揮につながる新たな規格の原案作成について、製造業者等の団体からの提案(1件)に対しては、農林水産省と連携し必要な技術的サポートを行い原案作成に至った。また、FAMIC提案の規格として試験方法を提案(2件)し、有識者や関係諸団体の意見を聴取した上で原案を作成した。</p> <p>作成した原案</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・日持ち生産管理切り花(製造業者等の提案)</li> </ul> <p>期待される優位性：第三者によって認証された生産管理を行った優良品質な切り花を提供することにより需要を拡大し、海外取引においても規格に裏打ちされた品質をアピールすることにより、販路の拡大が期待できる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・べにふうき緑茶中のメチル化カテキンの定量法(FAMIC</li> </ul>	<p>&lt;評定と根拠&gt;</p> <p>評定：A</p> <p>根拠：原案作成に係る評価指標に対する実施率は150%であることに加え、説明会によるJAS制度の普及、規格提案のサポートを行ったことから、所期の目標を上回る成果が得られていると認められる。</p>	

			<p>提案)</p> <p>期待される優位性：妥当性の確認が行われた信頼性の高い方法を規格化することにより、日本産品に豊富に含まれる機能性成分を客観的データで示すことが可能となり、外国産品と差別化が期待できる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ウンシュウミカン中のβ-クリプトキサンチンの定量法 (FAMIC提案)</li> </ul> <p>期待される優位性：妥当性の確認が行われた信頼性の高い方法を規格化することにより、日本産品に豊富に含まれる機能性成分を客観的データで示すことが可能となり、外国産品と差別化が期待できる。</p> <p>【実施率150% (3/2)】</p> <p>【特筆事項等について (創意工夫等)】</p> <p>日持ち生産管理切り花については、規格原案のほか、認証の技術的基準、検査の方法等関連告示案の作成も行った。試験方法の2規格については、試験方法の規格作成の一般的なルールを定めた指針を作成し、これにしたがった規格案を作成するとともに、海外での活用を促すため英文の規格案を作成した。</p> <p>また、新JAS制度の普及及び新規規格の提案等の促進のため説明会を農林水産省と連携して開催し、全国で延べ39回、約2,700名の関連事業者を対象に実施した。</p> <p>そのほか上記3規格以外に、接着合せ材、木質ペレット、納豆等多数の民間提案に対して規格策定のサポートを行った。</p> <p>(表1-2-(2)-4参照)</p>	
<p>⑤ 国際規格に係る業務</p> <p>国際規格に係る業務について、国際標準化機構 (ISO) が制定等する国際規格へ国内意見を反映させるため国際標準化機構 (ISO) の食品専門委員会 (TC34)、合板分科委員会 (TC89/SC3) 及び木材専門委員会 (TC218) の国内審議団体として、リエゾンTCを含む情報の収集、JAS規格と国際規格との連動も見据えた国内の意見集約等、国際標準作成に関する活</p>	<p>⑤ 国際規格に係る業務</p> <p>国際規格に係る業務について、国際規格に我が国の意見を反映させるため、国際標準化機構 (ISO) の食品専門委員会 (TC34)、合板分科委員会 (TC89/SC3) 及び木材専門委員会 (TC218) の国内審議団体として次の国際標準作成に関する活動を行う。</p> <p>ア 必要に応じて外部有識者等からなる委員会を設置し、リエゾンTCの活動を含</p>	<p>&lt;その他の指標&gt;</p> <p>◇ 国内委員会の開催</p>	<p>&lt;主要な業務実績&gt;</p> <p>⑤ 国際規格に我が国の意見を反映させるため、国際標準化機構 (ISO) の食品専門委員会 (TC34)、官能分析分科委員会 (TC34/SC12)、分子生物指標の分析に係る横断的手法分科委員会 (TC34/SC16)、食品安全のためのマネジメントシステム分科委員会 (TC34/SC17)、木質パネル専門委員会/合板分科委員会 (TC89/SC3) 及び木材専門委員会 (TC218) の国内審議団体として次のとおり国際標準作成に関する活動を行った。</p> <p>ア 関係するTC、SCにおける国際規格策定案件に対応するため、外部有識者等からなる国内対策委員会等を設置し、情報の収集、JAS規格と国際規格との連動も見据えた国内の意見集約等を実施した。</p> <p>このうち、TC34/SC17では、ISO適合性評価委員会と共同で国</p>	<p>&lt;評定と根拠&gt;</p> <p>評定：B</p> <p>根拠：計画のとおり必要に応じて国内委員会を開催すると共に、新規の案件に関しては、その都度関係先と連携し、日本意見を国際規格に反映させるための体制を構築するなど目標の水準を満たしていると認められる。</p>



<p>動を行う。</p>	<p>む情報の収集、JAS規格と国際規格との連動も見据えた国内の意見集約等を行う。</p>		<p>国際規格を検討するための合同作業グループ（JWG）が新設されたことから、これに対応すべく関係機関と調整し追加の委員委嘱を行い当該会合へ参加させたほか、TC34の直下で新たな分科委員会の設置提案に関する投票案件が生じた際は関係する省庁・業界団体への照会・調整を行うことで新たな意見照会先を開拓するとともに、従前の照会先を含む国内意見を取りまとめ、その内容を反映させるべく投票時に併せて報告した。</p> <p>また、国際会議への参加等にあたり、国際規格案や国際会議の対応方針を検討するため、次のとおり国内対策委員会等を開催した。</p> <p>〔TC34/SC16〕 1回開催  〔TC34/SC17〕 1回開催  〔TC89/SC3〕 1回開催  〔TC218〕 1回開催</p>		
	<p>イ 必要に応じて、国際会議に職員等を派遣する。</p>	<p>&lt;その他の指標&gt;  ◇ 国際会議への出席</p>	<p>&lt;主要な業務実績&gt;  イ 国際規格案件毎の重要度や検討状況等を踏まえ、外部有識者等の専門家及びFAMIC職員を選定の上、次のとおり国際会議（web会合を含む）へ派遣した。（）内はFAMIC職員派遣数。</p> <p>〔TC34/WG21〕 3回派遣/3回開催（延べ6名）  〔TC34/SC16〕 1回派遣/1回開催（1名）  〔TC34/SC16/WG8〕 1回派遣/1回開催（0名）  〔TC34/SC17、TC34/SC17/WG8及びWG10〕 1回派遣/1回開催（1名）  〔TC34/SC17/JWG36〕 1回派遣/1回開催（0名）  〔TC34/SC17/WG10〕 1回派遣/1回開催（0名）  〔TC89/SC3〕 1回派遣/1回開催（2名）  〔TC218〕 1回派遣/1回開催（2名）  〔TC165（FAMICで国内審議団体事務局は設置していないが、TC89/SC3及びTC218と関連があるTC）〕 1回派遣/1回開催（2名）</p> <p>また、コーデックス食品規格委員会関連の国内会議に12回出席し、総会及び各部会等で検討されている食品規格の分析法及び検討状況等の情報を収集、整理するとともに、その結果を組織内データベースに掲載し、FAMIC内の関係部署に情報提供した。</p> <p>さらに、JAS規格の国際化に対応する人材育成を図るため、国際会議等に関する研修を2回開催した。</p>	<p>&lt;評定と根拠&gt;  評定：B  根拠：計画のとおり必要に応じて職員等を国際会議等に派遣しており、目標の水準を満たしている。</p>	

4. その他参考情報

様式 3-1-4-1 独立行政法人農林水産消費安全技術センター 平成29年度自己評価 項目別評定調書（国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する事項）

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
第1-3	食品の安全性に関するリスク管理に資するための有害物質の分析業務		
業務に関連する政策・施策		当該事業実施に係る根拠	センター法第10条及び第12条
当該項目の重要度、難易度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	政策評価書：事前分析表農林水産省29-① 行政事業レビューシート事業番号：0002

2. 主要な経年データ													
①主要なアウトプット（アウトカム）情報							②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）						
指標等	達成目標	基準値	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
① 農林水産省からの緊急命令等業務	実施率	100%（報告件数／要請件数）	実績なし	実績無し	実績無し			予算額（千円）	133,389	125,743	144,237		
② サーベイランス・モニタリング年次計画に従った分析業務（農林水産省依頼分析）	実施率	100%（報告分析件数／依頼分析件数）	100% (1,788件/1,788件)	100% (1,252件/1,252件)	100% (831件/831件)			決算額（千円）	122,061	122,963	146,259		
③ 食品安全に係る有害化学物質の分析能力の確立（SOP作成）	実施率	100%（年度内SOP及び報告書作成数／年度内に分析能力を確立するよう指示課題数）	100% (10件/10件)	100% (3件/3件)	100% (6件/6件)			経常費用（千円）	153,381	154,695	156,808		
④ サーベイランス・モニタリング確認分析業務	実施率	100%（分析実施点数／指示点数）	—	100% (50点/50点)	100% (105点/105点)			経常利益（千円）	△4	4,927	2,359		
⑤ ISO/IEC17025要求事項への適合の維持	ISO/IEC 17025への適合性の維持	—	ISO/IEC 17025への適合性を維持	ISO/IEC 17025への適合性を維持	更新審査に適合。ISO/IEC17025への適合性を維持			行政サービス実施コスト（千円）	164,740	163,660	161,781		
								従事人員数	13	13	14		

注）予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価					
年度目標	事業計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
			業務実績	自己評価	
3 農林水産省が行う食品の安全性向上の取組に資するため、食品に含有する有害化学物質の分析を進める。なお、公共上の事務等を行う行政執行法人として、その業務の正確かつ確実な執行を確保する	3 食品の安全性に関するリスク管理に資するための有害物質の分析業務	<p>&lt;主な定量的指標&gt;</p> <p>○ 食品の安全性に関するリスク管理に資するための有害物質の分析業務 中項目の評定は、小項目別（◇）の評定結果の積み上げにより行うもの</p>	<p>&lt;評定と根拠&gt;</p> <p>評定：A</p> <p>根拠：◇小項目2（項目）×3点（A）+小項目2（項目）×2点（B）=10点</p> <p>A：基準点（8）×12/10 ≤ 各小項目の合計点（10）</p> <p>&lt;課題と対応&gt;</p> <p>引き続き農林水産省の指示に基づき、当該業務を的確に実施する。</p>	<p>評定</p>	

<p>ためには、役職員が日々の業務について不断的努力によってその質の向上に取り組むことが重要である。このため、食品の安全性に関するリスク管理に資するための有害物質の分析業務の実施に当たっては、麦の赤かび病の多発により緊急調査の追加が多い場合にあっては、他の分析業務に影響を与えず確実に取り組む等の創意工夫により改善を図り、効果的かつ効率的に取り組むものとする。</p>		<p>とする。</p>	<p>&lt;業務の評価&gt;          指標を含め事業計画の所期の目標を全て達成したことに加え、所期の目標になかった小麦及び大麦のデオキシニバレノール及びその配糖体蓄積に関する予備調査にも確実に対応した他、FAMICの知見や技術を生かすとともに創意工夫による主体的な取組として、バツリンの分析方法とDON-3-グルコシドを含むフザリウムかび毒の分析方法の妥当性を確認した結果をとりまとめ、関連学会で情報発信し、外部からFAMICの技術力や先進性に対する評価の向上を図った。          緑茶中のピロリジジナルカロイドについては、既報の分析法を改良し、妥当な結果が得られる分析標準作業書を作成することができた。          また、コメ中の無機ヒ素とインスタントコーヒー中のアクリルアミドの技能試験に参加し、その結果から分析方法の適切性と信頼性の高い分析結果を提供する能力を維持していることを確認した。この他、小麦中のDON等についても技能試験に参加し、試験能力の妥当性を確認した。          以上のように、事業計画で求められる水準を超える効果を生み出し、FAMICの評価を向上させるとともに、国民の健康の保護に貢献する施策の基礎となる有害化学物質の実態調査に大きく寄与した。</p>	
<p>① 農林水産省からの緊急命令等業務          農林水産大臣からセンター法第12条の規定に基づき調査、分析又は検査を緊急に実施するよう命令があった場合その他緊急に要請があった場合には、最優先で組織的に取り組み、必要な調査、分析又は検査を実施し、その結果を速やかに報告する。</p>	<p>① 農林水産省からの緊急命令等業務          農林水産大臣からセンター法第12条の規定に基づき調査、分析又は検査を緊急に実施するよう命令があった場合その他緊急に要請があった場合に、最優先で組織的に取り組み、機動的かつ的確に対応することができるよう、次の取組を行う。          ア 緊急の命令があった場合等には、他の業務に優先して、必要な調査、分析又は検査を進行管理を適切に行いつつ機動的かつ正確に実施し、その結果を速やかに農林水産大臣に報告する。          イ 食品安全に係る有害化学物質の調査研究結果及び緊急時に活用する可能性の高い研究論文、国際規格等を平時から整理し、必要時に</p>	<p>&lt;主な定量的指標&gt;          ◇ 実施率：100%(報告件数/要請件数)</p>	<p>&lt;主要な業務実績&gt;          ① 緊急に対応すべき課題が生じた場合に、迅速かつ的確に対応することができるよう、次の取組を行った。           ア 該当する事案はなかった。           イ 緊急の要請に備え、次の取組を行った。          危害要因のうち有害化学物質に関する分析試験方法や規準について、飼料分析基準、EU法、AOAC法、Codex規格等から検索して作成しているデータベースを最新の情報に更新した。また、要請が想定される事案ごと</p>	<p>評定：－          根拠：アについては農林水産省からの緊急要請がなかったため評価せず。          なお、指標のないイ、ウの業務については計画のとおり適切に実施している。</p>

	<p>分析方法等を速やかに参照できる体制を維持する。</p> <p>ウ 専門的知見を有する職員、分析機器及び外部有識者や外部機関に係る情報の登録・更新を行う。また、必要に応じて、緊急命令等があった場合の組織としての対応や処理の手順を見直す。</p>		<p>に研究論文や分析方法等を整理した。</p> <p>ウ 緊急分析として想定される危害要因（かび毒、重金属等）について、その内容に応じた分析技術等を有する職員及びその際に用いる分析機器（GC-MS、LC-MS/MS、ICP-MS、リアルタイムPCR等）の登録・更新を行った。また、外部有識者や外部機関の情報のデータベースを更新した。</p>		
<p>② サーベイランス・モニタリング年次計画に従った分析業務 農林水産省が示す「平成29年度食品の安全性に関する有害化学物質のサーベイランス・モニタリング年次計画」において調査対象とされた有害化学物質及び食品群のうち、農林水産省が依頼するものについて、調査実施要領及び仕様書に従って分析を実施し、報告する。</p>	<p>② サーベイランス・モニタリング年次計画に従った分析業務 「平成29年度食品の安全性に関する有害化学物質のサーベイランス・モニタリング年次計画」において調査対象とされた有害化学物質及び食品群のうち、かび毒等、農林水産省からの依頼があったものについて、進行管理を適切に行いつつ、調査実施要領及び仕様書に従って分析を実施し、農林水産省の示す様式に従い、分析結果を的確かつ速やかに報告する。</p>	<p>&lt;主な定量的指標&gt; ◇ 実施率：100% （報告分析件数／依頼分析件数）</p>	<p>&lt;主要な業務実績&gt; ② 農林水産省が策定する「サーベイランス・モニタリング年次計画」に含まれる以下の品目と有害化学物質の組合せについて農林水産省から依頼のあった実態調査を実施（依頼分析件数831件）し、全ての結果を農林水産省に報告した。（表1-3-1参照）【実施率100%（831/831）】 〔農産物〕 ア 「平成29年度麦類のかび毒含有実態調査の実施について（平成29年5月15日付け29消安第1022号農林水産省消費・安全局農産安全管理課長通知）」に基づき、依頼のあった小麦及び大麦中のかび毒※1 660件の分析を実施し、その結果を報告した。 イ 「平成29年度国産りんご果汁中のパツリン含有実態調査の実施について（平成29年5月25日付け29消安第1243号農林水産省消費・安全局農産安全管理課長通知）」に基づき、依頼のあったりんご果汁中のパツリン121件の分析を実施し、その結果を報告した。 ウ 「平成29年度小麦及び大麦のデオキシニバレノール及びその配糖体蓄積に関する予備調査の実施について（平成29年12月18日付け29消安第4811号農林水産省消費・安全局農産安全管理課長通知）」に基づき、依頼のあった小麦及び大麦中のかび毒※2 50件の分析を実施し、その結果を報告した。 【特筆事項等について（創意工夫等）】 ウの依頼による調査は、初期の計画外であり、かつ短期間の実施を求められたことから分析機材や分析者の調整を図り取組んだ。また、食品の分析技術に係る知見の普及にも取組み、国内ではこれまで例のないDON-3Gを含む10種のフザリウム毒素分析法の妥当性確認の結果を日本マイコトキシン学会で発表した。更に、パツリンについて民間検査機関でも有用性が高いGC-MSを使用した分析法の妥当性を確認し食品衛生学会雑誌に論文投稿を行った。 ※1：タイプBトリコテセン類（デオキシニバレノール（DON）、</p>	<p>&lt;評定と根拠&gt; 評定：A 根拠：農林水産省からの依頼分析件数に対する報告分析件数は100%であり、そのうち初期計画になかった依頼にも短期間で確実に取組み結果を報告した。特に調査対象であるDON-3Gは民間の分析機関では対応が困難な危害要因であり、国内で唯一、DON-3Gを試験対象として国際的な試験所認定ISO17025を取得したFAMICによる調査の結果は世界的にも利用価値が高い。また、食品分析に関する知見の普及に貢献しており計画における所期の目標を上回る成果が得られていると認められる。</p>	

			<p>ニバレノール (NIV)、3-アセチルDON、15-アセチルDON、4-アセチルNIV、DON-3G)、タイプAトリコテセン類 (T-2トキシシ、HT-2トキシシ、ジアセトキシシルペノール)、ゼアラレノン</p> <p>※2 : DON、DON-3G、NIV</p>	
<p>③ 食品安全に係る有害化学物質の分析能力の確立</p> <p>すでに分析能力を確立している一部のかび毒分析に加えてサーベイランス・モニタリングの確認分析や民間分析機関で分析困難な有害化学物質の分析を可能にするため、農林水産省が指示する有害化学物質と食品の組合せについて、コーデックス委員会が示す妥当性の規準を満足する信頼性データを備えた分析の標準作業手順書 (SOP) を作成し、必要に応じ改正し、分析能力を確立する。</p>	<p>③ 食品安全に係る有害化学物質の分析能力の確立</p> <p>農林水産省が調査を検討しており、サーベイランス・モニタリングの確認分析の必要性が高い有害化学物質や民間分析機関での対応が困難な有害化学物質等について、コーデックス委員会の示す妥当性の規準を満たす試験法の標準作業手順書 (SOP) を作成、必要に応じ改正し、分析能力の確立に取り組む。</p>	<p>&lt;主な定量的指標&gt;</p> <p>◇ 実施率 : 100% (年度内SOP及び報告書作成数/年度内に分析能力を確立するよう指示する課題数)</p>	<p>&lt;主要な業務実績&gt;</p> <p>③ 農林水産省からの指示、「平成29年度食品の安全性に関するリスク管理に資するための有害化学物質の分析業務について (平成29年3月30日付け28消安第5732号農林水産省消費・安全局長通知)」に基づき、危害要因と食品の組合せ6課題について取り組み、うち、次のア. のとおり、5件の標準作業手順書を作成し、1件 (NIV-3-グルコシド) について報告した。</p> <p><b>【実施率100% (6/6)】</b></p> <p>さらに、イ. のとおり可能な範囲で取り組んだ2件の標準作業書及びウ. のとおり分析対象を拡大するため独自に取り組んだ1件の標準作業書を作成した。</p> <p>ア. 分析能力の確立に取り組んだ危害要因</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ ICP-MSによるコメ加工品の総ヒ素、カドミウムおよび鉛分析標準作業書 (加工米飯、米菓および米加工飲料)</li> <li>・ LC-ICP-MSによる形態別ヒ素の分析標準作業書 (米加工品) (*1)</li> <li>・ LC-MS/MSによる緑茶中のピロリジジナルカロイド類分析標準作業書 (*2)</li> <li>・ GC-MSによるパツリンの分析標準作業書 (りんご果汁、なし果汁)</li> <li>・ GC-MSによる食用植物油中の2/3-MCPD脂肪酸エステル類およびグリシドール脂肪酸エステル類分析標準作業書</li> <li>・ NIV-3-グルコシドについて現在使用している一斉分析法への追加の検証を進めたが、十分な回収率が得られないことが判明し、結果について報告した。NIV-3-グルコシドが確実に分析できる方法を今後検討することとした。</li> </ul> <p>イ. 可能な範囲で取り組んだ危害要因</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ LC-MS/MSによるワイン及び果実飲料 (ブドウ) 中のフモニシン類分析標準作業書</li> <li>・ 米加工品 (加工米飯、米菓、米加工飲料) 中の総無機ヒ素の分析標準作業書</li> </ul> <p>ウ. 独自に取り組んだ危害要因</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ GC-MSによるアクリルアミド分析標準作業書 (レトルトカ</li> </ul>	<p>&lt;評定と根拠&gt;</p> <p>評定 : A</p> <p>根拠 : 農林水産省からの指示課題数に対する報告分析件数は100%であることに加え、緑茶中のピロリジジナルカロイド類の分析手順を工夫し、今後の実態把握に寄与することから計画における所期の目標を上回る成果が得られていると認められる。</p>

レー) (制定後にGC-MS(/MS)による加工食品中のアクリルアミド分析標準作業書へ統合を行った)

【特筆事項等について (創意工夫等)】

(\*2) 緑茶中のピロリジジンアルカロイド類(PA)では、BfR (ドイツ) の報告 (※)にあった分析法を参考に検証したが、緑茶中に多量に含まれるタンニン等のポリフェノールによる著しい妨害がみられ、目標とする結果が得られなかった。緑茶中のPAについては国内外とも報告等が非常に少なく有用な情報がほとんど得られなかったため、PAの構造に着目し、イオン交換作用を利用した処理を繰り返し検討し、タンニン等の影響を極力抑えた方法を開発することにより分析手順を確立した。

(※)BfR-PA-Tea-2.0/2014:Determination of pyrrolizidine alkaloids(PA) in plant material by SPE-LC-MS/MS

(\*1) LC-ICP-MSによるコメ中の形態別ヒ素の標準作業書の作成に当たっては、妥当性確認試験に加え、外部技能試験に参加し、確実な分析能力の確立と作成した分析標準作業書の信頼性を客観的に証明した。

・平成29年度内に分析能力の確立に取り組むものとして指示のあった「NIV-3グルコシド、麦類 (小麦、大麦)」については、現在使用している一斉法への適用性を調査したが、精製カラムに問題があり適用できないことが判明した。このため、平成30年度中の確立を目指し、DON, NIV及びこれらの配糖体の一斉分析法の検討を開始した。

④ サーベイランス・モニタリングの確認分析業務

農林水産省が実施する有害化学物質等の含有実態調査の分析値の信頼性を確認するため、調査試料のうち農林水産省が指示するものについてクロスチェック (相互検証) を実施する。

④ サーベイランス・モニタリングの確認分析業務

農林水産省が実施する有害化学物質等の含有実態調査の分析値の信頼性を確認するため、農林水産省が指示する調査試料についてクロスチェック (相互検証) を実施する。

<主な定量的指標>  
◇ 実施率：100% (分析実施点数/指示点数)

<主要な業務実績>

④ 農林水産省から依頼のあった総ヒ素、カドミウム、鉛、形態別ヒ素及びアクリルアミドについてクロスチェック分析を実施し、その結果を報告した。  
・総ヒ素、カドミウム、鉛 (コメ加工品 15点)  
・形態別ヒ素 (コメ加工品 15点)  
・アクリルアミド (ポテト系スナック菓子15点、米菓5点、ビスケット類5点、乳幼児用穀類加工品5点、レトルトカレー5点、麦茶5点、レギュラーコーヒー5点、インスタントコーヒー5点、ほうじ茶5点、フライドポテト10点、カレールウ10点)  
【実施率100% (105/105)】

<評定と根拠>

評定： B  
根拠：農林水産省からの指示点数に対する分析実施点数は100%であり、計画における所期の目標を達成している。

<p>⑤ ISO/IEC17025要求事項への適合の維持</p> <p>農林水産省が行う食品の安全性に関するリスク管理を推進する上で必要とする調査分析の品質を保証するため、分析機関に求められる国際標準である「ISO/IEC17025試験所及び校正機関の能力に関する一般要求事項」以下「一般要求事項」という。)に基づき、認定機関によるサーベイランスの結果を踏まえ、全ての要求事項に適合し認定試験所としての体制を維持する。</p> <p>また、認定を受けたかび毒の分析試験以外の分析試験についても、その品質を保証するため、一般要求事項に適合したマネジメントの構築、維持を目指す。</p>	<p>⑤ ISO/IEC17025要求事項への適合の維持</p> <p>農林水産省が行う食品の安全性に関するリスク管理を推進する上で必要とする調査分析の品質を保証するため、平成25年度に適合認定を取得した「ISO/IEC17025試験所及び校正機関の能力に関する一般要求事項」(以下「一般要求事項」という。)について、認定機関によって実施されるサーベイランスの結果を踏まえ、引き続き全ての要求事項に適合し、認定試験所としての体制を維持する。</p> <p>また、認定を受けたかび毒の分析試験以外の分析試験についても、その品質を保証するため、一般要求事項に適合したマネジメントシステムの構築、維持を目指す。</p>	<p>&lt;その他の指標&gt;</p> <p>◇ ISO/IEC17025への適合性の維持</p>	<p>&lt;主要な業務実績&gt;</p> <p>⑤ 平成27年12月8日付けで取得したISO/IEC17025試験所認定(LC-MS/MSによる小麦および大麦中のトリコテセン系かび毒の定量試験)について、内部監査を着実に実施し、全ての要求事項への適合を確認するとともに、継続的改善を図るためマネジメントレビューを着実に実施し、10月30～31日に行われた認定機関による更新審査で適合していると評価され、平成29年12月11日付けで認定が更新され認定試験所としての体制を維持した。</p> <p>なお、平成26年1月24日付けで取得したGC-MSによる小麦中のトリコテセン系かび毒の定量試験については更新を行わなかった。</p> <p>アクリルアミド試験についてISO/IEC17025への本部統括チーム及び神戸有害物質等分析調査課のマルチサイトでの自己適合宣言に向け、文書の整備、内部監査、マネジメントレビューを実施しマネジメントシステムの構築を行った。</p> <p>また、技能試験(インスタントコーヒー中のアクリルアミド)に参加して非常に良好な結果が得られ、高妨害マトリクスでも信頼性の高い分析データを提供する能力があることを実証し、技術的要求事項への適合性を確認した。</p> <p>この他、小麦中のDON等についても技能試験に参加し、試験能力の妥当性を確認した。</p>	<p>&lt;評定と根拠&gt;</p> <p>評定：B</p> <p>根拠：計画のとおりISO/IEC17025に基づく品質保証体制を維持しており、目標の水準を満たしている。</p>	
---	--	---	---	--	--

4. その他参考情報

様式 3-1-4-1 独立行政法人農林水産消費安全技術センター 平成29年度自己評価 項目別評定調書（国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する事項）

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
第1-4	その他の業務		
業務に関連する政策・施策		当該事業実施に係る根拠	センター法第10条第1項第1号、第2号、第6号及び第11号並びに第2項第8号 遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律 （平成15年法律第97号）
当該項目の重要度、難易度	－	関連する政策評価・行政事業レビュー	政策評価書：事前分析表農林水産省29-① 行政事業レビューシート事業番号：0002

2. 主要な経年データ							
①主要なアウトプット（アウトカム）情報				②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）			
	達成目標	基準値	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
(1)カルタヘナ法関係業務	実施率	100%（報告件数/立入検査件数）	実績なし	実績なし	実績なし		
(2)情報提供業務	顧客満足度	5段階評価平均値3.5	3.7	3.7	3.8		
① ホームページ等による情報提供（ホームページ）							
① ホームページ等による情報提供（メールマガジン）	顧客満足度	5段階評価平均値3.5	3.9	3.9	3.9		
① ホームページ等による情報提供（広報誌）	顧客満足度	5段階評価平均値3.5	4.0	4.0	4.2		
② 事業者等からの講師派遣依頼等	顧客満足度	5段階評価平均値3.5	4.5	4.6	4.6		
③ 講習会の開催	顧客満足度	5段階評価平均値3.5	4.0	3.9	3.9		
(3)検査・分析に係る信頼性の確保及び業務遂行能力の継続的向上（分析業務の精度管理）	実施率	外部技能試験の実施予定数に対する実施率	100% (14/14)	100% (15/15)	100% (16/16)		
(技術研修の実施)	実施率	100%	100% (57/57)	100% (49/49)	100% (48/48)		
(4)関係機関との連携	国民生活センターからの依頼による分析	－	実績なし	実績なし	実績なし		
① 国民生活センターとの連携							
② 国際技術協力要請（専門家の派遣）	実施率	100%	100% (2/2)	100% (3/3)	100% (2/2)		
② 国際技術協力要請（海外研修員の受入）	実施率	100%	100% (3/3)	100% (1/1)	100% (6/6)		
						予算額（千円）	385,951
						決算額（千円）	360,696
						経常費用（千円）	458,915
						経常利益（千円）	2,136
						行政サービス実施コスト（千円）	498,469
						従事人員数	49
							47
							47

注) 予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載



3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価					
年度目標	事業計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
			業務実績	自己評価	
<p>公共上の事務等を行う行政執行法人として、その業務の正確かつ確実な執行を確保するためには、役職員が日々の業務について不断の努力によってその質の向上に取り組むことが重要である。このため、その他の業務の実施に当たっては、創意工夫により改善を図り、効果的かつ効率的に取り組むものとする。</p>		<p>&lt;主な定量的指標&gt; ○ その他の業務 中項目の評価は、小項目別（◇）の評価結果の積み上げにより行うものとする。</p>	<p>&lt;評価と根拠&gt; 評価：B 根拠：◇小項目2（項目）×3点（A）＋小項目7（項目）×2点（B）＝20点 B：基準点（18）×9/10≦各小項目の合計点（20）&lt;基準点（18）×12/10 &lt;課題と対応&gt; 引き続き農林水産省の指示に基づき適切に対応する。 &lt;業務の評価&gt; 事業計画に基づき的確に実施するとともに、原料原産地表示の普及やISO規格に準拠したマネジメントシステムの導入によりFAMICの分析結果に基づく施策への信頼と推進に貢献した。</p>		<p>評価</p>
<p>(1) カルタヘナ法関係業務 遺伝子組換え生物等の使用等の規制に関する措置を講ずることにより生物の多様性に関する条約のバイオセーフティに関するカルタヘナ議定書の的確かつ円滑な実施を確保し、国民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律（平成15年法律第97号。「カルタヘナ法」という。）第32条第1項の規定に基づき、同条第2項の農林水産大臣の指示に従い、立入り、質問、検査及び収去を実施し、その結果を指示した期間内に農林水産大臣に報告する。</p>	<p>(1) カルタヘナ法関係業務 遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律（平成15年法律第97号。「カルタヘナ法」という。）第32条第1項の規定に基づき、同条第2項の農林水産大臣の指示に従い、立入り、質問、検査及び収去を実施し、その結果を指示した期間内に農林水産大臣に報告する。</p>	<p>&lt;主な定量的指標&gt; ◇ 実施率：100%（報告件数/立入検査件数）</p>	<p>&lt;主要な業務実績&gt; 該当する事案はなかった。</p>	<p>&lt;評価と根拠&gt; 評価：－ 根拠：実績がないため評価せず。</p>	
<p>(2) 情報提供業務 国民の食に関する知識や食品に対する信頼性の向上及び</p>	<p>(2) 情報提供業務</p>				

<p>安全で信頼できる農産物の生産・流通に資するため、農業生産資材及び食品の品質や安全性、表示等に関する情報、科学的知見、各種制度や検査結果など、FAMICの業務に関して生産者、事業者等の関心の高い情報を、ホームページ、メールマガジン、広報誌及び講習会等の実施により分かりやすく提供する。このため、以下の取組を行う。</p>					
<p>① ホームページ等による情報提供  ホームページ、メールマガジン、広報誌等を通じて、国民に対し、肥料、農薬、飼料、飼料添加物等の農業生産資材の安全性に関する情報や、食品の品質及び表示に関する情報をわかりやすく提供する。  ホームページ、メールマガジン及び広報誌については、サービスの受け手である利用者等の声を反映した業務の改善を図るため、アンケート調査等により顧客満足度を測定して、5段階評価で3.5以上の評価となることを目標とする。</p>	<p>① ホームページ等による情報提供  ア ホームページの情報の内容を適宜更新することにより、JAS製品の品質に関する情報、食品表示に関する情報、農薬登録に関する情報、農業生産資材の安全性に関する情報や企業等からの相談事例等を速やかに提供する。  イ 内閣府食品安全委員会等の動向や食品の安全と消費者の信頼の確保に関する情報を事業者等に対して速やかに提供するため、希望者にメールマガジンを毎月3回以上配信する。  ウ 業務に関連した情報や知見などをわかりやすく提供するため、広報誌を4回以上発行する。  エ より効果的な情報提供の取組を進めるため、検査等業務及び情報提供業務等に従事する職員から成る委員会を年10回以上</p>	<p>ホームページ  &lt;その他の指標&gt;  ◇ 顧客満足度3.5以上：5段階評価平均値   メールマガジン  &lt;その他の指標&gt;  ◇ 顧客満足度3.5以上：5段階評価平均値   広報誌  &lt;その他の指標&gt;  ◇ 顧客満足度3.5以上：5段階評価平均値</p>	<p>&lt;主要な業務実績&gt;  ① 情報提供業務を的確に行うため、次の取組を行った。  ア ホームページの情報の内容を適宜更新することにより、JAS製品の品質に関する情報、食品表示に関する情報、農薬登録に関する情報、農薬・肥料・土壌改良資材・飼料・飼料添加物・ペットフードの安全性に関する情報や企業等からの相談事例等をホームページに速やかに掲載した。また、デスクトップパソコンやノートパソコン以外にスマートフォンやタブレットに対応できるよう再構築することによって利用者の利便性を向上させた。(更新回数 179回、アクセス回数475,572回)  [ホームページの主な掲載内容]  ・食品等検査関係情報 (JAS規格、食品表示、調査研究報告、分析マニュアル等)  ・農薬検査関係情報 (登録・失効情報、農薬登録情報検索システム、農薬登録申請、GLP適合確認申請等)  ・肥飼料検査関係情報 (関係法令・通知、肥料登録申請手続き、肥料登録銘柄検索システム、肥料等試験法・飼料分析法・愛玩動物用飼料等の検査法、検査結果の公表等)  ・OIEコラボレーティング・センターとしての活動 (輸入飼料原料の有害物質のモニタリング結果及び概要、分析法、ハザードカード、飼料研究報告 (要旨) 等)  ・ISO・Codex・国際協力関連情報  ・センター情報 (行事・講習会等情報、相談窓口等)  ・公表事項 (独立行政法人通則法に基づく公表事項、</p>	<p>ホームページ  &lt;評定と根拠&gt;  評定：B  根拠：顧客満足度3.5以上であり、計画における所期の目標を達成している。   メールマガジン  &lt;評定と根拠&gt;  評定：B  根拠：顧客満足度3.5以上であり、計画における所期の目標を達成している。   広報誌  &lt;評定と根拠&gt;  評定：B  根拠：顧客満足度3.5以上であり、計画における所期の目標を達成している。</p>	

	<p>開催する。</p> <p>オ ホームページ、メールマガジン及び広報誌については、サービスの受け手である利用者等の声を反映した業務の改善を図るため、5段階評価で3.5以上の評価となることを目標として、提供した情報の内容や提供方法についての顧客満足度をアンケート調査等により測定する。</p> <p>また、顧客満足度が5段階評価で3.5未満の場合には、その原因を究明して必要な改善措置を速やかに講ずる。</p>		<p>調達情報等)</p> <p>イ 内閣府食品安全委員会等の動向や食品の安全と消費者の信頼の確保に関する情報を事業者等に対して速やかに提供するため、希望者にメールマガジンを毎月3回以上、合計49回(3月末現在登録者数6,397、延べ配信数311,100通)配信した。</p> <p>[メールマガジンの主な掲載内容]</p> <p>FAMICの情報(行事・講習会等)及び食の安全と消費者の信頼確保に関する情報(各府省の報道発表資料等)</p> <p>ウ 業務に関連した情報や知見などをわかりやすく提供するため、広報誌「大きな目小さな目」を4回(毎回5,000部)発行し、学校・教育関係等に配付した。</p> <p>[広報誌の主な掲載内容]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・食品及び肥料、農薬、飼料等及び土壌改良資材に関する情報</li> <li>・表示のQ&amp;A</li> <li>・行政情報</li> <li>・食と農のサイエンス</li> </ul> <p>また、JAS法改正に伴い、新たな制度紹介に特化した臨時号を発行し、業界団体等に配布した。</p> <p>エ より効果的な情報提供の取組を進めるため、検査等業務及び情報提供業務等に従事する職員を構成員とする情報提供推進委員会を12回開催し、ホームページ、メールマガジン、広報誌等における提供情報の的確性及びわかりやすさ等について検討を行い、広報誌、パンフレットのリニューアル等必要な見直しを行った。</p> <p>オ 利用者等の声を反映した業務の改善を図るため、利用者に対するアンケート調査による効果測定を実施した。各業務ごとの顧客満足度(5段階評価)の平均値は、次のとおり3.5以上の評価であった。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ホームページ 3.8</li> <li>・メールマガジン 3.9</li> <li>・広報誌 4.2</li> </ul>	
<p>② 事業者等からの講師派遣依頼等</p> <p>事業者等からの講習・講師派遣依頼や相談等に対して、適切かつ積極的に対応するため、事業者等の求める情報の内容に留意しつつ、検査等業</p>	<p>② 事業者等からの講師派遣依頼等</p> <p>事業者等からの講習・講師派遣依頼や相談等に対して、適切かつ積極的に対応するため、以下の取組を行う。また、消費者からの相</p>	<p>&lt;その他の指標&gt;</p> <p>◇ 顧客満足度3.5以上：5段階評価平均値</p>	<p>&lt;主要な業務実績&gt;</p> <p>② 事業者等からの講習・講師派遣依頼や相談等を適切かつ積極的に対応するため、次の取組を行った。</p> <p>ア 事業者等から依頼を受けて、講習会に98回(参加者5,924名)役職員を講師として派遣した。</p> <p>事業者からの依頼に基づく研修を8回(参加者74名)行った。また、事業者等からの要請に応じて、委員会</p>	<p>&lt;評定と根拠&gt;</p> <p>評定：A</p> <p>根拠：顧客満足度は4.6と指標を大幅に上回ったことに加え、原料原産地表示の相談窓口を設置し、技術講習会により情報提</p>

務を通じて蓄積した専門的・技術的な知見を活用して情報を提供する。また、消費者からの相談が寄せられた場合は、行政サービスの一環として対応する。

事業者等からの講習・講師派遣依頼等については、サービスの受け手である依頼者や利用者等の声を反映した業務の改善を図るため、アンケート調査等により顧客満足度を測定して、5段階評価で3.5以上の評価となることを目標とする。

談が寄せられた場合は、行政サービスの一環として対応する。

ア 事業者等からの依頼を受けて、農業生産資材の安全の確保、食品の品質の改善等及び表示の適正化等に資する技術的な情報を提供する講習会等へ、講師を積極的に派遣する。

イ 事業者等からの講習・講師派遣依頼等に適切に対応するため、顧客満足度が高かった講習等で使用したテキスト等のデータベース化やその更新等を行う。

ウ 事業者等からの相談への対応の質の向上を図るため、受け付けた相談を整理し、重要な事例を相談事例集に収録し、相談対応マニュアルの改善を行う。

エ 事業者等からの依頼による講習会及び講師派遣については、サービスの受け手である依頼者や利用者等の声を反映した業務の改善を図るため、5段階評価で3.5以上の評価となることを目標として、提供した情報の内容や提供方法についての顧客満足度をアンケート調査等により測定する。

また、顧客満足度が5段階評価で3.5未満の場合には、その原因を究明して必要な改善措置を速やか

等に役職員を55回派遣した。

イ 事業者等からの講習・講師派遣依頼等に適切に対応するため、顧客満足度が高かった講習会で使用したテキスト等のデータベース化を4件、更新等を7件行い、テキスト等作成作業の効率化を行った。(データベース化されたテキスト等95件)

ウ 相談窓口業務においては、企業等からの食品の品質等に関する相談5,422件に対応した。また、消費者からの相談は、行政サービスの一環として対応した。

(表1-4-1参照)

#### 【特筆事項等について(創意工夫等)】

なお、農林水産省からの要請を受け、9月より原料原産地表示の相談窓口を全国7箇所を設置し、151件の相談を受け付けた。うち回答が困難な13件については農林水産省に照会し、回答を行った。また、受け付けた相談内容については、全国4箇所での技術講習会にて活用を図った。

事業者等からの相談への対応の質の向上を図るため、受け付けた相談を整理し、重要な事例5件を「企業相談事例集」に追加収録するとともに既存の収録内容を精査し、相談対応マニュアルの改善を行った。(全収録数31件)

エ 提供情報の的確性、わかりやすさ、受講者のニーズ及び業務の成果・効果の把握等に資するため講師派遣、依頼に基づく研修の業務について、利用者に対するアンケート調査による効果測定を実施するとともに受講者による今後の業務への活用について把握した。顧客満足度(5段階評価)の平均値は、4.6であった。

供を図るなど積極的に対応を行い、原料原産地表示の普及に大きく寄与したことから計画における所期の目標を上回る成果が得られていると認められる。

<p>③ 講習会の開催 農業生産資材の安全等の確保、食品の品質の改善等及び表示の適正化等に資するため、事業者、検査機関、都道府県等に対して、法令に関する知識、検査技術、分析技術、食品の品質・表示等に関する講習会を開催する。</p> <p>FAMICが主催する講習会については、サービスの受け手である利用者等の声を反映した業務の改善を図るため、アンケート調査等により顧客満足度を測定して、5段階評価で3.5以上の評価となることを目標とする。</p>	<p>に講ずる。</p> <p>③ 講習会の開催 農業生産資材の安全等の確保、食品の品質の改善等及び表示の適正化等に資するため、検査等業務を通じて蓄積された技術的知見を事業者等へ提供するものに特化し、次の取組を行う。</p> <p>ア 事業者を対象に、農業生産資材、食品等に関する専門技術的知見を活用した講習会を7回以上開催する。</p> <p>イ 都道府県の職員を対象に、肥料の分析に関する講習会を1回以上開催する。</p> <p>ウ 都道府県の消費生活センターの職員等を対象に、食品の品質、検査分析技術等に関する研修を7回以上開催する。</p> <p>エ 主催講習会については、サービスの受け手である利用者等の声を反映した業務の改善を図るため、5段階評価で3.5以上の評価となることを目標として、提供した情報の内容や提供方法についての顧客満足度をアンケート調査等により測定する。</p> <p>また、顧客満足度が5段階評価で3.5未満の場合には、その原因を究明して必要な改善措置を速やかに講ずる。</p>	<p>&lt;その他の指標&gt; ◇ 顧客満足度3.5以上：5段階評価平均値</p>	<p>&lt;主要な業務実績&gt; ③ 農業生産資材の安全等の確保、食品の品質及び表示の適正化等に資するため、次の取組を行った。</p> <p>ア 事業者を対象に食品等に関する専門技術的知見を活用した講習会を7回（参加者259名）開催した。講習会は、食品表示法の新たな原料原産地表示の施行を踏まえ、食品関連事業者等からの食品表示基準等の内容をわかりやすく知りたいとの要望に応えるため、消費者庁と協力しFAMIC職員等が講師として講習会を全国4カ所で開催し、適正な食品表示の普及に寄与した。また、28年度から継続して「有機農産物の生産可能な肥料判断基準に関する講習会」を全国1カ所で開催し、前年度の要望を踏まえ、肥料取締法及び肥料生産時に付する保証票に関する講習会も全国1カ所で開催し、有機農産物に利用可能な肥料及び適正な肥料の流通について普及を図った。更に事業者からの相談が多かった「輸入食品に係る有機JAS規格の認定の取得方法等」を全国1箇所で開催し、有機JAS規格の普及を図った。</p> <p>イ 都道府県の職員を対象に、分析に関する講習会として「肥料分析実務者研修」を1回（参加者8名）開催した。</p> <p>ウ 都道府県の消費者担当部局及び消費生活センター職員等を対象として、食品の品質、検査分析技術等に関する研修を7回（参加者113名）及び都道府県の飼料業務担当の職員を対象として飼料等安全性検査技術に関する研修を2回（参加者15名）開催した。</p> <p>エ サービスの受け手である利用者等の声を反映した業務の改善を図るため、主催講習会について、利用者等に対するアンケート調査による効果測定を実施するとともに受講者による今後の主催講習会への活用について把握した。各業務ごとの顧客満足度（5段階評価）の平均値は、3.9であった。</p>	<p>&lt;評定と根拠&gt; 評定：B 根拠：顧客満足度3.5以上であり、計画における所期の目標を達成している。なお、農林水産省からの要請により、新たな原料原産地表示についても食品表示の講習会では組み入れて実施した。</p>	
<p>(3) 検査・分析に係る信頼性の確保及び業務遂行能力の継続</p>	<p>(3) 検査・分析に係る信頼性の確保及び業務遂行能力の</p>				

<p>的向上</p> <p>検査・分析に係る信頼性の確保及び業務遂行能力の継続的向上を図るため、以下の取組を行う。</p>	<p>継続的向上</p> <p>検査・分析に係る信頼性の確保及び業務遂行能力の継続的向上を図るため、以下の取組を行う。</p>				
<p>① 分析業務の精度管理</p> <p>分析試験を伴う検査等業務に係る信頼性を確保するため、外部技能試験への参加等、個別の分析業務の目的に応じた精度管理を行う。</p>	<p>① 分析業務の精度管理</p> <p>分析試験の信頼性向上のため新たにISO/IEC17025の自己適合宣言の取り組みを推進するとともに、分析試験を伴う検査等業務に係る信頼性を確保するため、作業手順書等の基準文書に基づく業務管理及び技術管理を推進し、外部技能試験への参加等、個別の分析業務の目的に応じた精度管理を行う。</p>	<p>&lt;主な定量的指標&gt;</p> <p>◇ 外部技能試験の実施予定数に対する実施率</p>	<p>&lt;主要な業務実績&gt;</p> <p>① 分析試験等の信頼性確保を図る観点から、平成28年度においてISO/IEC17025の自己適合宣言の対象として各検査部門毎に1分析項目以上(計8分析項目)を選定し、ISO/IEC17025の要求事項に対応した手順書の作成や教育訓練の実施等、自己適合宣言を行うために必要な取組を推進し、体制の整備を図った。</p> <p>また、ISO/IEC17025の自己適合宣言への取組のほか、検査・分析に係る信頼性を確保するため、検査等業務に応じた取組を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・肥料の検査・分析</li> <p>ISO/IEC17025の考え方に従い、肥料試験品質マニュアル及び信頼性確保に係る手順書等に基づき、業務管理及び技術管理を行った。また、担当部長をトップマネジメントとし、肥料試験マネジメントシステムのマネジメントレビューを行い、内部監査、外部精度管理、内部品質管理等の結果を検証した。</p> <li>・農薬の検査・分析</li> <p>ISO/IEC17025の考え方に従い構築した分析業務管理システムに基づき、業務管理及び技術管理を行った。</p> <li>・飼料及び飼料添加物並びにペットフードの検査・分析</li> <p>GLPの考え方に従い、試験責任者、信頼性保証部門等から構成する信頼性保証体制及び試験操作手順書に基づき、試験を実施し、信頼性保証部門による査察を行った。また、飼料等試験業務信頼性確保委員会を開催し、査察等の検証を行った。</p> <li>・食品等の検査・分析</li> <p>ISO/IEC17025の考え方に従い、基準文書に基づき、試験を実施し、分析野帳や試験管理台帳等の必要な記録の励行と確認を行った。</p> <p>外部機関が主催する技能試験に検査分析に携わる職員を参加(16回、延べ57名)させた。あわせて、各部署において個別の分析業務の目的等に応じた内部精度管理を実施した。【実施率100%(16/16)】</p> </ul>	<p>&lt;評定と根拠&gt;</p> <p>評定：A</p> <p>根拠：計画のとおり外部技能試験を実施していることに加え、ISO/IEC17025自己適合宣言の取組については、FAMICの総力を挙げて課題の解決に取り組む、効果的・効率的な推進を図った結果、国際的に通用するISO規格に準拠したマネジメントシステムを導入でき、顧客の要望に応じて宣言が可能な体制が整備された。これにより、FAMIC全体で統一的な品質保証体制が構築でき、FAMICの分析結果に基づく施策への信頼と推進に大きく貢献したことから計画における所期の目標を上回る成果が得られていると認められる。</p>	

			<p>【特筆事項等について（創意工夫等）】</p> <p>ISO/IEC17025自己適合宣言への体制を整備するに当たっては、各検査部門に共通する課題を解決するとともに、検査担当職員の当該規格に対する理解を深める必要があることから、各検査部門の職員で構成する品質システム委員会においてその対応方法について検討を行った。</p> <p>当該委員会での検討結果を踏まえ、①各検査部門が作成した手順書案を検査部門間で共有化、②内部監査に関して知見を有する職員を講師とした学習会の開催、③内部監査員の養成に関する外部研修への職員の派遣等を実施し、課題の解決や理解が深められるよう、FAMIC全体で取り組んだ。</p>		
<p>② 技術研修の実施</p> <p>検査・分析、立入検査、調査等の業務に携わる職員の業務遂行能力を継続的に向上させるため、分析技術、分析機器の操作、分析の精度管理、関係法令に基づく立入検査、その他検査等業務の的確な遂行に必要な研修を計画的に実施する。</p>	<p>② 技術研修の実施</p> <p>検査・分析、立入検査、調査等の業務に携わる職員の業務遂行能力の継続的向上を推進するため、平成29年度職員技術研修計画に基づき、分析技術、分析機器の操作、分析の精度管理、関係法令に基づく立入検査、その他検査等業務の的確な遂行に必要な研修を実施する。</p>	<p>&lt;主な定量的指標&gt;</p> <p>◇ 実施率：100%（実施件数/計画件数）</p>	<p>&lt;主要な業務実績&gt;</p> <p>② 検査・分析、立入検査、調査等の業務に携わる職員の業務遂行能力を継続的に向上させるため、平成29年度職員技術研修計画（全48件）に基づき、次のとおり研修を行った。</p> <p>【実施率100%（48/48）】</p> <p>なお、研修の実施に当たっては、研修効果の適切な評価に資するためのレポート等により研修効果を検証するとともに、必要に応じて講義内容及び講師選定の見直しを行った。また、事前学習課題を配布し、効果的な実施に取り組んだ。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・新規採用者研修等 2件 新規採用者等を対象とした研修のほか、採用後3年目程度の職員を対象とした研修を実施した。</li> <li>・分析研修 10件 食品表示検査関係分析業務研修、肥料分析実務者研修、農薬残留分析専門技術、GC/MS等の分析機器のメンテナンス及び操作等に関する分析技術研修を行った。</li> <li>・業務研修 30件 各法令に基づく立入検査に関する知識及び技術を習得するため、JAS法及び食品表示法立入検査員内部研修、肥料及び土壌改良資材の法令等研修、飼料及びペットフードの法令等研修、農薬取締法に基づく農薬等の集取及び立入検査に係る研修等を行った。</li> <li>・資格取得研修 4件 ISO9000審査員研修、農薬GLP基礎研修等の資格取得に係る研修等を行った。</li> </ul>	<p>&lt;評定と根拠&gt;</p> <p>評定：B</p> <p>根拠：計画のとおり検査等業務の的確な遂行に必要な研修を計画的に実施しており、所期の目標を達成している。</p>	

			・その他 2件 調査研究倫理研修及び放射線障害予防規程に基づく教育・訓練を実施した。	
(4) 関係機関との連携 ① 国民生活センターとの連携 独立行政法人国民生活センターとの連携については、同センターが実施する商品テスト事業に必要な分析のうちFAMICのみが分析可能な項目を対象に、具体的な項目についてあらかじめ協議する仕組みを定めた両者間の協定に基づき、適切に対応する。	(4) 関係機関との連携 ① 国民生活センターとの連携 独立行政法人国民生活センターとの連携については、両者間の協定に基づき、適切に対応する。	<その他の指標> ◇ 国民生活センターからの依頼による分析	<主要な業務実績> ① 独立行政法人国民生活センター（以下「国セン」という。）との協定（平成23年5月17日締結）に基づき、FAMICが分析対応する事案はなかった。 なお、国センとの合意（平成20年3月3日合意）に基づきFAMICの主催する研修会の講師として国セン職員の招へい（1回）、本部に設置されたPIO-NETの端末の利用等の連携を図った。	<評定と根拠> 評定：- 根拠：実績がないため評価せず。 なお、指標のない業務については計画のとおり適切に実施している。
② 国際技術協力要請 独立行政法人国際協力機構等の関係機関からの国際技術協力等の要請については、国内活動及び専門家の海外派遣を行うとともに、海外からの研修員の受入れを行う。	② 国際技術協力要請 農林水産省、独立行政法人国際協力機構等の関係機関からの国際技術協力等の要請については、国内活動及び専門家の海外派遣を行うとともに、海外からの研修員の受入れを行う。	<主な定量的指標> ◇ 専門家の派遣実施率：100%（派遣実施件数／依頼件数）	<主要な業務実績> ② 独立行政法人国際協力機構（JICA）から技術協力専門家の派遣要請があり、職員を2回（2名）派遣した。 【実施率100%（2/2）】	<評定と根拠> 評定：B 根拠：要請のあった技術協力専門家の派遣実施率が100%であり、事業計画における初期の目標を達成している。
		<主な定量的指標> ◇ 海外からの研修員の受入実施率：100%（受入件数／依頼件数）	<主要な業務実績> 韓国政府機関（国立畜産科学院、在日大使館）及びJICAからの要請により海外からの研修員を受入れ、FAMICの業務概要、飼料安全制度、農薬登録制度等に関する研修を6回（延べ29か国、41名）実施した。 なお、研修の日程や資料作成を含む内容の策定にあたっては、研修生の要望に応えることができるよう努めるべく、要請先及び研修担当者と事前調整を行うことで、効率的かつ効果的に実施することができた。 【実施率100%（6/6）】	<評定と根拠> 評定：B 根拠：要請のあった海外からの研修員受入実施率が100%であり、事業計画における初期の目標を達成している。

4. その他参考情報



様式 3-1-4-2 独立行政法人農林水産消費安全技術センター 平成29年度自己評価 項目別評定調書（業務運営の効率化に関する事項、財務内容の改善に関する事項及びその他業務運営に関する重要事項）

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
第2-1	業務運営の改善		
当該項目の重要度、難易度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	政策評価書：事前分析表農林水産省29-① 行政事業レビューシート事業番号：0002

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
業務運営の改善	業務運営の改善状況	—	業務運営懇談会1回開催 無駄削減プロジェクトチーム2回開催	業務運営懇談会1回開催 環境配慮・無駄削減推進委員会3回開催	業務運営懇談会1回開催 環境配慮・無駄削減推進委員会3回開催			

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価					
年度目標	事業計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
			業務実績	自己評価	
		<p>&lt;主な定量的指標&gt;</p> <p>○ 業務運営の改善 中項目の評定は、小項目別(◇)の評定結果の積み上げにより行うものとする。</p>	<p>&lt;評定と根拠&gt;</p> <p>評定：A 根拠：◇小項目1(項目)×3点(B)=3点 A：基準点(2)×12/10 ≤ 各小項目の合計点(3)</p> <p>&lt;課題と対応&gt;</p> <p>引き続き農林水産省の指示に従い適切に対応する。</p> <p>&lt;業務の評価&gt;</p> <p>事業計画に基づき確実に実施するとともに、新しいマネジメントシステムの運用やワークライフバランスの充実など能動的に業務運営の改善を図った。</p>		評定
<p>1 業務運営の改善</p> <p>業務運営の改善を推進するため、「国の行政の業務改革に関する取組方針～行政のICT化・オープン化、業務改革の徹底に向けて～」(平成26年7月25日総務大臣決定)等を踏まえ、法人運営に関する重要事項や業務の進捗状況について評価・点検するとともに、国民目線を取り入れた業務改善活動の取組を行う。</p>	<p>1 業務運営の改善</p> <p>効率的な法人運営と継続的な業務改善活動を推進するため、次の取組を行う。</p> <p>① 効率的・効果的な業務運営が行われているか確認するため、四半期毎に予算の執行状況及び業務の進捗状況を役員会で審議する。</p> <p>② 外部の有識者を含めた</p>	<p>&lt;その他の指標&gt;</p> <p>◇ 業務運営の改善状況</p>	<p>&lt;主要な業務実績&gt;</p> <p>効率的な法人運営と継続的な業務改善活動を推進するため、次の取組を行った。</p> <p>① 事業計画に基づく各部門の業務進捗状況を四半期ごとに取りまとめ、役員会において法人運営に関する重要事項や業務の進捗状況について審議することにより、予算の執行状況と業務の進捗状況を一体的に把握し、以後の業務執行に対する指示を行った。</p> <p>② 外部の有識者の参画による「業務運営懇談会」を開催し、平成28年度の業務実績評価、平成29年度業務実施状況などについて説明を行った。外部の有識者からは、「各種研修を実施しているが、どれくらいの職員が</p>	<p>&lt;評定と根拠&gt;</p> <p>評定：A 根拠：計画のとおり業務運営の改善の取組を実施したことに加え、法人の能力を向上させる観点から、プロセス評価に表彰制度と人事評価を連動させた新しいマネジメントシステムを構築、運用開始するとともに、機会管理の手引書も作成し職員</p>	

	<p>業務運営に関する懇談会を年1回開催し、業務運営全般についての助言を受けることにより、国民の目線を取り入れた業務改善活動を行う。</p> <p>③ 業務運営の改善を推進するため、役職員からなる環境配慮・無駄削減推進委員会において、「国の行政の業務改革に関する取組方針 ～行政のICT化・オープン化、業務改革の徹底に向けて～」(平成26年7月25日総務大臣決定)等を踏まえ、業務改善が図られる取組の検討を行う。</p>		<p>研修を受講し、どのように業務に反映されたか明らかにすべき。FAMICの技術が如何にして担保されているか明確にするのが重要」等の意見を受けた。外部の有識者からの意見に対応して適宜改善を図るとともに、その対応状況についてフォローアップを行い、平成30年度の業務運営懇談会で報告することとしている。</p> <p>③ 業務運営の改善を推進するため、役職員からなる環境配慮・無駄削減推進委員会の会合を3回開催した</p> <p>【特筆事項等について（創意工夫等）】</p> <p>○ 法人の能力を向上させる観点から以下の取組を実施した。</p> <p>FAMICの新しいマネジメントシステムを構築し、その運用を開始した。このシステムは、法人の目標達成に至るまでの困難の克服や効率化等のプロセスを適切かつ積極的に評価（以下、「プロセス評価」という）し、これに表彰制度と人事評価を連動させ、職員の法人への貢献を明らかにすることで、職員のモチベーションを高め、組織のパフォーマンスの向上を図るものである。また、プロセス評価の対象となる取組につながる「改良・改善の機会」を見逃さないよう機会管理の手引き書を作成し、トップマネジメントにより管理を行うこととした。手引書を全職員に周知した。</p> <p>○ 働き方改革の取組を以下により実施した。</p> <p>平成29年6月からクラウドによる勤務時間管理システムを導入した。また、他法人の優良取組事例を参考に規程類を整備するなどワークライフバランスの充実に向けた取組を徹底した。これらのことにより、フレックスタイム等をはじめとした多様な働き方に対応した勤務時間管理が容易となり、また、出勤簿使用時には明確でなかった退勤時刻記録が、システム上での打刻が必須となったことで職員の働き方意識の改革に寄与し、時間外勤務においても最小限となるよう環境を整えた。</p>	<p>に周知した。さらに、働き方改革に対応するため勤務時間管理システムを導入し、職場環境の改善を能動的に取り組むなど計画における目標を上回る成果が得られていると認められる。</p>	
--	--	--	---	--	--

4. その他参考情報

様式3-1-4-2 独立行政法人農林水産消費安全技術センター 平成29年度自己評価 項目別評定調書（業務運営の効率化に関する事項、財務内容の改善に関する事項及びその他業務運営に関する重要事項）

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
第2-2	業務運営コストの縮減		
当該項目の重要度、難易度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	政策評価書：事前分析表農林水産省29-① 行政事業レビューシート事業番号：0002

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
(1) 業務運営コストの縮減 (一般管理費削減率)	3%以上の抑制	335,185千円 (人件費及び合同庁舎維持分担当金除く)	4.5%削減 (496,799千円)	6.8%削減 (335,185千円)	3.7%削減 (322,860千円)			経常経費のみを比較している。
(業務経費削減率)	1%以上の抑制	718,713千円	12.5%削減 (669,378千円)	7.3%増加 (718,713千円)	2.8%削減 (698,233千円)			〃
(2) 業務運営コストの縮減状況	業務運営コストの縮減状況	—	アウトソーシング6件、無駄削減の取組目標の策定・実施	アウトソーシング6件、分析機器の集約化	アウトソーシング5件、分析機器の集約化、業務フローコスト分析結果を踏まえた旅費関係業務の軽減			

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価					
年度目標	事業計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
			業務実績	自己評価	
		<p>&lt;主な定量的指標&gt;</p> <p>○ 業務運営コストの縮減中項目の評定は、小項目別(◇)の評定結果の積み上げにより行うものとする。</p>	<p>&lt;評定と根拠&gt;</p> <p>評定：B 根拠：◇小項目3(項目)×2点(B)=6点 B：基準点(6)×9/10 ≤ 各小項目の合計点(6) &lt;基準点(6)×12/10</p> <p>&lt;課題と対応&gt;</p> <p>引き続き農林水産省の指示に従い適切に対応する。</p> <p>&lt;業務の評価&gt;</p> <p>事業計画に基づき、的確に実施した。</p>		評定
2 業務運営コストの縮減 (1) 運営費交付金を充当して行う事業については、業務の見直し及び効率化を進め、一般管理費(人件費及び合同庁舎維持等分担当金を除	2 業務運営コストの縮減 (1) 人件費を除く運営費交付金を充当して行う事業について、少なくとも平成28年度比で一般管理費(合同庁舎維持等分担当金を除く。)3%以上、	<p>&lt;主な定量的指標&gt;</p> <p>◇ 一般管理費削減率(人件費及び合同庁舎維持等分担当金を除く。)：3%以上</p> <p>◇ 業務経費削減率：1%以上</p>	<主要な業務実績>	<p>(1) 人件費を除く運営費交付金で行う事業については、平成28年度と比較すると一般管理費については3.7%減、業務経費については2.8%減となった。</p>	<p>&lt;評定と根拠&gt;</p> <p>評定：B 根拠：一般管理費は平成28年度比3.7%減、業務経費は2.8%減となり、計画における所期の目標</p>

<p>く。)については少なくとも平成28年度比3%以上の抑制、業務経費については少なくとも平成28年度比1%以上の抑制をすることを目標に削減する。</p>	<p>業務経費を1%以上抑制することを目標に、(2)による業務の見直し及び効率化を進める。</p>			<p>を達成している。</p>	
<p>(2) 業務運営コストの削減に当たっては、「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」(平成25年12月24日閣議決定)等を踏まえ、業務フロー・コスト分析結果に基づき業務改善を図る。また、業務運営の効率化が図られるものについては、アウトソーシング等を実施する。</p>	<p>(2) 業務運営コストの削減に当たっては、次の取組を行う。</p> <p>① 関連規程等に基づき積極的にアウトソーシングを実施する。 また、「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」(平成25年12月24日閣議決定)等を踏まえ、業務運営の効率化を図るため、業務フロー・コスト分析の結果に基づき業務の改善を行うことを通じてその運営コストの削減に努める。</p> <p>② 設置している分析機器等については、その稼働状況や不具合の有無等の調査を定期的に行い、調査結果に基づいて他のセンター等への移設や他の検査等業務での有効活用を図るとともに、更新時期の延長等に資するため、効果的な保守点検を行う。</p> <p>③ 役職員からなる環境配慮・無駄削減推進委員会において、一般管理費について経費削減の余地がないか等の見直しを引き続き行い、無駄削減の取組目標を定め、厳格な自己評価を行う。</p>	<p>&lt;その他の指標&gt; ◇ 業務運営コストの削減状況</p>	<p>(2) 業務運営コストの削減に当たっては、次の取組を行った。</p> <p>① 「アウトソーシング実施規程」に基づき、外部委託することにより業務運営の効率化に資するものとして、次に掲げる業務についてアウトソーシングを行い、業務の効率化を図った。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 残留農薬分析用混合標準液及びかび毒分析用混合標準液の調製作業</li> <li>・ メールマガジンの配信作業</li> <li>・ 広報誌の編集及び発送作業</li> <li>・ 技術情報等の翻訳作業</li> <li>・ ITヘルプデスク業務</li> </ul> <p>また、「業務フロー・コスト分析に係る手引き」(平成25年8月1日官民競争入札等監理委員会改訂)を踏まえ、旅費事務について業務フロー・コスト分析の結果を踏まえ、経路設定、交通手段選定の考え方及び職員からの交通手段選定等の照会事項の回答をまとめた役員向けの「旅費請求の手引き」を作成し、職員掲示板に掲載・配布するとともに、職員に対して出張伺い作成前に一読するよう指導した結果、旅費関係業務全体の従事時間が本部及び地域センター共に2割以上軽減された。</p> <p>② 分析機器等については、稼働状況を踏まえ、センター内で集約化を実施するとともに、更新時期の延長等に資するため、点検等に係る統一的な基準である「FAMICにおける分析機器整備・管理方針」に基づき、効果的な保守点検を行った。</p> <p>③ 環境配慮・無駄削減推進委員会において、一般管理費について経費削減の余地がないか等の見直しを引き続き行い、無駄削減の取組目標を定め、平成30年3月に目標の達成状況を評価するための会議を開催し、自己評価を行った。(表2-2-1参照)</p>	<p>&lt;評定と根拠&gt; 評定：B 根拠：計画のとおり業務運営コストの削減に取組み、目標の水準を満たしている。</p>	


4. その他参考情報

様式3-1-4-2 独立行政法人農林水産消費安全技術センター 平成29年度自己評価 項目別評定調書（業務運営の効率化に関する事項、財務内容の改善に関する事項及びその他業務運営に関する重要事項）

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
第2-3	人件費の削減等		
当該項目の重要度、難易度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	政策評価書：事前分析表農林水産省29-① 行政事業レビューシート事業番号：0002

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
人件費の削減	人件費（平成28年度予算額以下）	4,398,170千円 (平成28年度予算額)	4,203,163千円 (実績額)	4,261,626千円 (実績額)	4,307,897千円 (実績額)			

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価					
年度目標	事業計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
			業務実績	自己評価	
		<p>&lt;主な定量的指標&gt; ○ 人件費の削減等 中項目の評定は、小項目別(◇)の評定結果の積み上げにより行うものとする。</p>	<p>&lt;評定と根拠&gt; 評定：B 根拠：◇小項目1(項目)×2点(B)=2点 B：基準点(2)×9/10 ≤ 各小項目の合計点(2) &lt; 基準点(2)×12/10 &lt;課題と対応&gt; 引き続き農林水産省の指示に従い適切に対応する。 &lt;業務の評価&gt; 事業計画に基づき、的確に実施した。</p>		評定
<p>3 人件費の削減等 給与水準については、「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」(平成25年12月24日閣議決定)を踏まえ、国家公務員の給与を参酌するとともに、役職員の給与のあり方について検証し、その検証結果や取組状況をホームページにおいて公表するとともに、総人件費を平成28年度以下とする。 また、役職員の給与改定に</p>	<p>3 人件費の削減等 給与水準については、「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」(平成25年12月24日閣議決定)を踏まえ、国家公務員の給与を参酌するとともに、役職員の給与のあり方について検証し、その検証結果や取組状況をホームページにおいて公表するとともに、総人件費を平成28年度以下とする。 また、役職員の給与改定に</p>	<p>&lt;主な定量的指標&gt; ◇ 人件費(平成28年度予算額以下) ただし、退職金及び福利厚生費(法定福利費及び法定外福利費)並びに非常勤役職員給与及び人事院勧告を踏まえた給与改定部分を除く。</p>	<p>&lt;主要な業務実績&gt; 給与水準については、「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」(平成25年12月24日閣議決定)を踏まえ、国家公務員の給与を参酌し、国と同水準を維持しており、平成29年度のラスパイレス指数(事務・技術職員)は98.5であった。 役職員の報酬・給与等については、報酬水準の妥当性に係る検証結果や取組状況について平成28年度分までをホームページにおいて公表した。 また、役職員の給与改定に当たっては、「公務員の給与改定に関する取扱いについて」(平成28年10月14日閣議決定)等を踏まえ、職員給与規程を改正し、一般職員俸給表を平成29年4月から平均0.2%引上げ、併せて勤勉手当及び</p>	<p>&lt;評定と根拠&gt; 評定：B 根拠：人件費は平成28年度予算以下であり、計画における所期の目標を達成している。</p>	

<p>当たっては、「公務員の給与改定に関する取扱いについて」（平成28年10月14日閣議決定）に基づき適切に実施する。</p>	<p>当たっては、「公務員の給与改定に関する取扱いについて」（平成28年10月14日閣議決定）を踏まえ、適切に対応する。</p>	<p>期末特別手当の支給割合の引上げ等を行ったところである。</p> <p>総人件費については、業務の効率化を図ることにより、常勤職員数を平成29年1月1日時点（※）の633名から631名（平成30年1月1日時点）と2名削減した。平成28年度と比較して人件費（退職金及び福利厚生費（法定福利費及び法定外福利費）並びに非常勤役職員給与及び人事院勧告を踏まえた給与改定部分を除く。）を2.1%削減した。</p> <p>※ 独立行政法人通則法第60条の規定による常勤職員数の国会報告基準日である。</p>	
---	--	---	---

<p>4. その他参考情報</p>
-------------------

様式3-1-4-2 独立行政法人農林水産消費安全技術センター 平成29年度自己評価 項目別評定調書（業務運営の効率化に関する事項、財務内容の改善に関する事項及びその他業務運営に関する重要事項）

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
第2-4	調達等合理化の取組		
当該項目の重要度、難易度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	政策評価書：事前分析表農林水産省29-① 行政事業レビューシート事業番号：0002

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
調達等合理化の取組（一者応札・応募割合）	競争性のある契約に占める一者応札・応募割合	45%以下	39%	43%	45%			
調達等合理化の取組（随意契約によることができる事由の明確化）	随意契約によることができる事由の明確化	—	契約監視委員会による事後評価の実施	契約監視委員会による事後評価の実施	契約監視委員会による事後評価の実施			

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価					
年度目標	事業計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
			業務実績	自己評価	
		<p>&lt;主な定量的指標&gt;</p> <p>○ 契約の点検・見直し</p> <p>中項目の評定は、小項目別(◇)の評定結果の積み上げにより行うものとする。</p>	<p>&lt;評定と根拠&gt;</p> <p>評定：B</p> <p>根拠：◇小項目2(項目)×2点(B)=4点</p> <p>B：基準点(4)×9/10 ≤ 各小項目の合計点(4) &lt; 基準点(4)×12/10</p> <p>&lt;課題と対応&gt;</p> <p>引き続き農林水産省の指示に従い適切に対応する。</p> <p>&lt;業務の評価&gt;</p> <p>事業計画に基づき、的確に実施した。</p>		評定
<p>4 調達等合理化の取組</p> <p>調達等合理化の取組については、「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」(平成27年5月25日総務大臣決定)等を踏まえ公正かつ透明な調達手続きによる適切で、迅速かつ効果的な調達を実現する観点から、FAMICが策定する「調達等合理化計画」を着実に実施し、以下の取組を行う。</p> <p>(1) 契約については原則一般競争入札とし、一者応札・応募</p>	<p>4 調達等合理化の取組</p> <p>公正性・透明性を確保しつつ合理的な調達を促進するため、次の取組を行う。</p> <p>(1) 調達等合理化の取組については、「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」(平成27年5月25日総務大臣決定)等に基づき策定する「調達等合理化計画」を着実に実施する。</p> <p>(2) 一般競争入札については、幅広く周知し、仕様書の見直しや公告期間を十分確保する等の改善に不断</p>	<p>&lt;主な定量的指標&gt;</p> <p>◇ 競争性のある契約に占める一者応札・応募割合：45%以下(平成25年度から平成27年度までの3年間の平均を上回らないこととする。)</p>	<p>&lt;主要な業務実績&gt;</p> <p>公正性・透明性を確保しつつ合理的な調達を促進するため、次の取組を行った。</p> <p>(1) 「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」(平成27年5月25日総務大臣決定)等に基づき、「調達等合理化計画」を策定し実施した。(表2-4-1参照)</p> <p>(2) 一者応札・応募の改善については、引き続き、メールマガジン等を活用した調達情報の提供、仕様書の見直しや公告期間を十分確保する等の取組を行った。その結果、一者応札・応募の割合は件数で44.7%となり目標の45%を下回った。これら一者応札・応募の案件については、契約監視委員会において審議及びフォローアップを行うとともに、当該委員</p>	<p>&lt;評定と根拠&gt;</p> <p>評定：B</p> <p>根拠：計画のとおり調達等合理化計画に基づく一者応札・応募の改善に取り組み、一者応札・応募割合は44.7%と目標の水準を満たしている。</p>	評定

<p>等の改善に不断に取り組み、競争性のある契約に占める一者応札・応募割合を45%以下とする。</p>	<p>に取り組み、一層の競争性が確保されるように努める。また、契約監視委員会からの指摘事項については、改善のための確実な取組を行う。</p>		<p>会概要をホームページで公表した。また、改善の取組として、引き続きアンケートによる事業者への聞き取りを行い、当該アンケート結果を受け、契約から納品までの期間を十分とるなど、入札条件の改善を図った。</p> <p>また、過去の不適正経理に係る再発防止強化策をはじめとする発注・検収事務に係る自己点検を行い、適切に処理されていることを確認するとともに、当該点検を通じ不祥事の未然防止・再発防止の再認識に努めた。</p>		
<p>(2) 随意契約については「独立行政法人の随意契約に係る事務について」（平成26年10月1日付け総管第284号総務省行政管理局長通知）に基づき、随意契約によることができる事由を明確化し、公正性・透明性を確保しつつ合理的な調達を実施する。</p>	<p>(3) 随意契約については、「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成25年12月24日閣議決定）、「独立行政法人の随意契約に係る事務について」（平成26年10月1日付け総管第284号総務省行政管理局長通知）が発出されたことにより、随意契約によることができる事由を明確化し、公正性・透明性を確保しつつ合理的な調達を実施する。</p> <p>(4) 調査研究業務に係る調達については、透明性を高める観点から、他の独立行政法人の優良な事例等を収集し、応用の可能性を検討する。</p> <p>(5) 密接な関係にあると考えられる法人と契約する場合には、契約締結日、契約先の名称、契約金額等の情報に併せ、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況をホームページで公表する。</p> <p>(6) 「公益法人に対する支出の公表・点検の方針について」（平成24年6月1日行政改革実行本部決定）に基づく公表及び点検・見直しを着実に実施する。</p>	<p>&lt;その他の指標&gt; ◇ 随意契約によることができる事由の明確化</p>	<p>&lt;主要な業務実績&gt;</p> <p>(3) 随意契約については平成27年7月に改正した契約事務取扱規程に基づき、随意契約による事由を明確にした「随意契約理由書」により、公平性・透明性を確保しつつ合理的な調達を実施するとともに、調達等合理化検討会において当該調達手続について点検を受けた。</p> <p>また、平成29年6月に策定した「調達等合理化計画」に基づき、競争性のない随意契約の減少に努めた。競争性のない契約件数は9件であったが、いずれも取扱業者が特定され、競争の余地がないものとして、随意契約による事由を明確にし、当該事由については契約監視委員会において事後評価が行われ、その妥当性を確認した。(表2-4-2参照)</p> <p>(4) 調査研究業務に係る調達について、平成23年2月に開催された「研究開発事業に係る調達の在り方に関する連絡会議（関係府省）」及び「同検証会議（関係法人）」における検討内容の情報収集を行うとともに、FAMICでの応用の可能性について検討を行った結果、新たに応用できる事例は見受けられなかった。</p> <p>(5) FAMICで管理監督の地位にあった者が再就職しており、かつ、FAMICとの間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めている法人との契約した場合には、平成23年7月1日の入札公告等に係る契約からFAMICのホームページで公表することとしており、平成29年度は該当する契約はなかった。</p> <p>(6) 「公益法人に対する支出の公表・点検の方針について」（平成24年6月1日行政改革実行本部決定）に基づき、平成28年度における公益法人への支出状況等をホームページに公表した。</p> <p>なお、農林水産省によるFAMICから公益法人への支出に係る点検の結果、見直しを行う必要のある支出はなかった。</p>	<p>&lt;評定と根拠&gt; 評定：B 根拠：計画のとおり調達等合理化計画に基づく随意契約における事由の明確化等に適切に取り組んでおり、目標の水準を満たしている。</p>	

4. その他参考情報



様式3-1-4-2 独立行政法人農林水産消費安全技術センター 平成29年度自己評価 項目別評定調書（業務運営の効率化に関する事項、財務内容の改善に関する事項及びその他業務運営に関する重要事項）

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
第3-1	保有資産の見直し等		
当該項目の重要度、難易度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	政策評価書：事前分析表農林水産省29-① 行政事業レビューシート事業番号：0002

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
保有資産の見直し等	保有資産の見直し状況	—	特許権の放棄2件	特許権の放棄2件	保有資産の維持			

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価					
年度目標	事業計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
			業務実績	自己評価	
		<p>&lt;主な定量的指標&gt;</p> <p>○ 保有資産の見直し等 中項目の評定は、小項目別(◇)の評定結果の積み上げにより行うものとする。</p>	<p>&lt;評定と根拠&gt;</p> <p>評定：B 根拠：◇小項目1(項目)×2点(B)=2点 B：基準点(2)×9/10 ≤ 各小項目の合計点(2) &lt; 基準点(2)×12/10</p> <p>&lt;課題と対応&gt;</p> <p>引き続き農林水産省の指示に従い適切に対応する。</p> <p>&lt;業務の評価&gt;</p> <p>事業計画に基づき的確に実施した。</p>		評定
1 保有資産の見直し等 保有資産の見直し等については、「独立行政法人の保有資産の不要認定に係る基本的視点について」(平成26年9月2日付け総管査第263号総務省行政管理局長通知)に基づき、保有の必要性を不断に見直し、保有の必要性が認められないものについては、不要財産として国庫納付等を行うこととする。	4 保有資産の見直し等 保有資産の見直し等については、「独立行政法人の保有資産の不要認定に係る基本的視点について」(平成26年9月2日付け総管査第263号総務省行政管理局長通知)に基づき、保有の必要性を確認し、保有の必要性が認められないものについては、不要財産として国庫納付等を行うこととする。	<p>&lt;その他の指標&gt;</p> <p>◇ 保有資産の見直し状況</p>	<p>&lt;主要な業務実績&gt;</p> <p>保有資産の見直し等については、保有している庁舎及びその敷地3箇所(農薬検査部、神戸センター、福岡センター)、ほ場1箇所(岩槻ほ場)、分析機器等について、利用・稼働状況に係る調査を実施し、保有の必要性の見直しを行った。(表3-1-1参照)</p> <p>なお、宿舍及び福利厚生施設は保有していない。</p> <p>特許権については登録・保有コストを削減する観点から、役職員で構成する職務発明審査会において、保有する特許について保有の必要性の検証を行った。その結果、保有する特許2件を維持した。(表3-1-2参照)</p>	<p>&lt;評定と根拠&gt;</p> <p>評定：B 根拠：計画のとおり保有資産の必要性について見直ししており、目標の水準を満たしている。</p>	

4. その他参考情報

様式 3-1-4-2 独立行政法人農林水産消費安全技術センター 平成29年度自己評価 項目別評定調書（業務運営の効率化に関する事項、財務内容の改善に関する事項及びその他業務運営に関する重要事項）

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
第3-2	自己収入の確保		
当該項目の重要度、難易度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	政策評価書：事前分析表農林水産省29-① 行政事業レビューシート事業番号：0002

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
自己収入の確保	自己収入確保の状況	—	—	・講習会の実施 ・講師派遣の周知・広報 ・保有特許の周知・広報 ・手数料の見直し	・講習会の実施 ・講師派遣の周知・広報 ・保有特許の周知・広報 ・手数料の見直し			

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価					
年度目標	事業計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
			業務実績	自己評価	
		<p>&lt;主な定量的指標&gt;</p> <p>○ 自己収入の確保 中項目の評定は、小項目別(◇)の評定結果の積み上げにより行うものとする。</p>	<p>&lt;評定と根拠&gt;</p> <p>評定：B 根拠：◇小項目1(項目)×2点(B)=2点 B：基準点(2)×9/10 ≤ 各小項目の合計点(2)&lt;基準点(2)×12/10</p> <p>&lt;課題と対応&gt;</p> <p>引き続き農林水産省の指示に従い適切に対応する。</p> <p>&lt;業務の評価&gt;</p> <p>計画に基づき、自己収入を確保するための確に取組を実施した。</p>		<p>評定</p>
2 自己収入の確保 FAMICの事業の目的を踏まえつつ、依頼に基づく検査及び講師の派遣等について適切に対応するとともに、受益者の負担の水準について不断の見直しを図ること等により、自己収入の確保に努める。	5 自己収入の確保 自己収入を確保するため、次の取組を行う。 (1) 主催講習会の実施については、ニーズの把握に努め、適切に実施する。 (2) 事業者、生産者、都道府県等からの依頼に基づく検査及び講師派遣等について、ホームページ、メールマガ	<p>&lt;その他の指標&gt;</p> <p>◇ 自己収入確保の状況</p>	<p>&lt;主要な業務実績&gt;</p> <p>自己収入を確保するため、次の取組を行った。</p> <p>(1) 講習事業については、アンケート調査や聞き取りによりニーズを把握し適切に実施した。</p> <p>(2) 事業者等が主催する講習会へ有料で講師派遣を行っていること等について、引き続きホームページ、メールマガジン等を通じて周知・広報を行った。</p>	<p>&lt;評定と根拠&gt;</p> <p>評定：B 根拠：計画のとおり自己収入を確保するための取組を行っており、目標の水準を満たしている。</p>	

	<p>ジン、広報誌等を通じて周知・広報を行う。</p> <p>(3) 保有の必要性が認められる特許権については、特許による収入を図るため周知・広報する。</p> <p>(4) 役員会等において手数料の見直しを行い、必要に応じて改定する。</p> <p>(5) 寄付金の申し出があった場合には、当該申出者とFAMICの業務との関係に留意して適切に対応する。</p>		<p>(3) 特許収入の拡大に資するよう、現在業務に活用している特許については引き続き独立行政法人工業所有権情報・研修館の開放特許情報データベースでの掲載等により周知・広報を図った。</p> <p>(4) 講師派遣等に係る手数料については、最新の根拠資料に基づき試算し、手数料等の単価を改定した。また、改定内容はホームページに掲載し、事業者等に周知を図った。</p> <p>(5) 寄付の申し出については該当する事案はなかった。</p>		
--	---	--	--	--	--

4. その他参考情報

様式3-1-4-2 独立行政法人農林水産消費安全技術センター 平成29年度自己評価 項目別評定調書（業務運営の効率化に関する事項、財務内容の改善に関する事項及びその他業務運営に関する重要事項）

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
第3-3	予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画		
当該項目の重要度、難易度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	政策評価書：事前分析表農林水産省29-① 行政事業レビューシート事業番号：0002

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
経費（業務経費及び一般管理費）節減に係る取組	経費（業務経費及び一般管理費）節減に係る取組	—	経費（業務経費及び一般管理費）節減に係る取組の実施	経費（業務経費及び一般管理費）節減に係る取組の実施	経費（業務経費及び一般管理費）節約に係る取組の実施			
法人運営における資金の配分状況	法人運営における資金の配分状況	—	適切に資金を配分した	適切に資金を配分した	適切に資金を配分した			

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価					
年度目標	事業計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
			業務実績	自己評価	
		<p>&lt;主な定量的指標&gt;</p> <p>○ 予算、収支計画及び資金計画</p> <p>中項目の評定は、小項目別（◇）の評定結果の積み上げにより行うものとする。</p>	<p>&lt;評定と根拠&gt;</p> <p>評定：B</p> <p>根拠：◇小項目2（項目）×2点（B）=4点</p> <p>B：基準点（4）×9/10 ≤各小項目の合計点（4）&lt;基準点（4）×12/10</p> <p>&lt;課題と対応&gt;</p> <p>引き続き適切に対応する。</p> <p>&lt;業務の評価&gt;</p> <p>事業計画に基づき、的確に実施した。</p>		<p>評定</p>
—	<p>1 予算</p> <p>2 収支計画</p> <p>3 資金計画</p>	<p>&lt;その他の指標&gt;</p> <p>◇ 経費（業務経費及び一般管理費）節減に係る取組</p>	<p>&lt;主要な業務実績&gt;</p> <p>平成29年度においても予算の執行を適切に行い、平成28年度に引き続き、業務経費、一般管理費の削減に取り組んだ。財務諸表等参照。</p> <p>独立行政法人通則法第39条の規定に基づき、平成29年度の財務諸表等について監査法人による監査を受けた。その結果、会計報告については準拠すべき会計基準に従い適正に処理されていること、また、財務状況、運営状態等に関する情報が正しく表示されていることが確認された。</p>	<p>&lt;評定と根拠&gt;</p> <p>評定：B</p> <p>根拠：経費（業務経費及び一般管理費）節減に係る取組を実施した。</p>	
	—	<p>&lt;その他の指標&gt;</p> <p>◇ 法人運営における資金の配分状況</p>	<p>&lt;主要な業務実績&gt;</p> <p>平成27年度から行政執行法人へ移行し、単年度管理型の経理となったことから、予算不足が生じないように定期的に執行状況を把握するとともに、適切かつ効率的な資金配分を行った。（表3-3-1参照）</p>	<p>&lt;評定と根拠&gt;</p> <p>評定：B</p> <p>根拠：適切に資金を配分した。</p>	

4. その他参考情報	

様式 3-1-4-2 独立行政法人農林水産消費安全技術センター 平成29年度自己評価 項目別評価調書（業務運営の効率化に関する事項、財務内容の改善に関する事項及びその他業務運営に関する重要事項）

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
第3-4	短期借入金の限度額		
当該項目の重要度、難易度	—	関連する政策評価・行政事業レビ ュー	

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な 情報
短期借入金の限度額	法人の短期借入金 について、借入に 至った理由及び使 途、金額及び金利、 返済の見込み	—	実績なし	実績なし	実績なし			

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価					
年度目標	事業計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
			業務実績	自己評価	
		<p>&lt;主な定量的指標&gt;</p> <p>○ 短期借入金の限度額 中項目の評価は、小項 目別(◇)の評価結果の 積み上げにより行うもの とする。</p>	<p>&lt;評価と根拠&gt;</p> <p>評価： — 根拠：実績がないため評価せず</p> <p>&lt;課題と対応&gt;</p> <p>引き続き適切に対応する。</p> <p>&lt;業務の評価&gt;</p> <p>—</p>		<p>評価</p>
—	<p>第4 短期借入金の限度額</p> <p>平成29年度：9億円 (想定される理由) 運営費交付金の受入れが遅延 公務災害及び通勤災害が発生 した場合の災害補償費</p>	<p>&lt;その他の指標&gt;</p> <p>◇ 法人の短期借入金に ついて、借入に至った理 由及び使途、金額及び金 利、返済の見込み</p>	<p>&lt;主要な業務実績&gt;</p> <p>該当する事案はなかった。</p>	<p>&lt;評価と根拠&gt;</p> <p>評価： — 根拠：実績がないため評 価せず</p>	

4. その他参考情報

様式 3-1-4-2 独立行政法人農林水産消費安全技術センター 平成29年度自己評価 項目別評価調書（業務運営の効率化に関する事項、財務内容の改善に関する事項及びその他業務運営に関する重要事項）

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
第4-1	職員の人事に関する計画（人員及び人件費の効率化に関する目標を含む。）		
当該項目の重要度、難易度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	政策評価書：事前分析表農林水産省29-① 行政事業レビューシート事業番号：0002

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
職員の人事に関する計画 （人事評価システムによる評価の実施、システムの見直し）	人事評価システムによる評価の実施、システムの見直し	—	人事評価システムによる評価及びシステムの見直しを実施した。	人事評価システムによる評価を実施した。	人事評価システムによる評価及びシステムの見直しを実施した。			
職員の人事に関する計画 （女性登用の促進状況）	女性登用の促進状況	—	①役員に占める女性の割合は16.7% ②管理職に占める女性の割合は5.9%	①役員に占める女性の割合は16.7% ②管理職に占める女性の割合は8.2%	①役員に占める女性の割合は16.7% ②管理職に占める女性の割合は7.1%			

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価					
年度目標	事業計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
			業務実績	自己評価	
		<p>&lt;主な定量的指標&gt;</p> <p>○ 職員の人事に関する計画</p> <p>中項目の評定は、小項目別（◇）の評定結果の積み上げにより行うものとする。</p>	<p>&lt;評定と根拠&gt;</p> <p>評定：B</p> <p>根拠：◇小項目2（項目）×2点（B）=4点</p> <p>B：基準点（4）×9/10 ≤ 各小項目の合計点（4）&lt;基準点（4）×12/10</p> <p>&lt;課題と対応&gt;</p> <p>引き続き農林水産省の指示に従い適切に対応する。</p> <p>&lt;業務の評価&gt;</p> <p>事業計画に基づき的確に実施した。</p>		<p>評定</p>
1 職員の人事に関する計画 FAMICの人事評価システムにより職員個々の能力や実績等を的確に把握して適材適所の人材配置を行い、職員の意欲向上、能力の最大化を図る。 また、業務の円滑な推進	2 職員の人事に関する計画（人員及び人件費の効率化に関する目標を含む。） FAMICの人事評価システムにより職員個々の能力や実績等を的確に把握して適材適所の人材配置を行い、職員の意欲向上、能力の最大化を図る。 また、農林水産行政との連携を図り、業務の円滑な推進を図るため、次の取	<p>&lt;その他の指標&gt;</p> <p>◇ 人事評価システムによる評価の実施、システムの見直し</p>	<p>&lt;主要な業務実績&gt;</p> <p>職員の人事については、本人の希望等も尊重しつつ、人事評価システムによる評価を実施することにより職員それぞれの能力や実績の要素を総合的に判断し、人材配置を行った。</p> <p>人事評価システムについて検証を行い、FAMICのマネジメントシステムにおいてプロセス評価に連動した人事評価を実施するため、FAMICの人事評価マニュアルを3月1日付</p>	<p>&lt;評定と根拠&gt;</p> <p>評定：B</p> <p>根拠：計画のとおり人事評価システムによる評価及び見直しのための検証を実施しており、目標の水準を満たしている。</p>	

<p>を図るため、農林水産省等との計画的な人事交流や研修等により職員の資質の向上を図るとともに、必要な人材の確保を行う。</p> <p>「独立行政法人等における女性の登用推進について」(平成26年3月28日付け閣総第175号及び府共第211号内閣官房内閣総務官、内閣府男女共同参画局長通知)を踏まえ、女性登用の目標達成のための取組を推進する。</p>	<p>組を行う。</p> <p>(1) 適切かつ効率的な業務運営を図るため、業務の重点化及び効率化を行うとともに、適切な要員、人事配置を行う。</p> <p>(2) 平成29年度の常勤職員数は、前年度を上回らないものとする。</p> <p>(3) 人事交流については、農林水産省等と計画的に実施することとし、諸事情に即し、一方に偏らないことを基本とする。</p> <p>(4) 職員の採用に当たっては人事院が行う学生への説明会、大学等が行う就職説明会等への参加や、インターネット等を活用した広報活動とともに、分析の基礎的能力、農林水産物や食品、農業生産資材に関する専門的知識等を有する農学、化学等及び行政の試験区分の国家公務員試験合格者等から採用する。</p>	<p>けで改定し、具体的な人事評価の要領・仕組を設けた。</p> <p>(1) 適切な要員・人事配置</p> <p>適切かつ効率的な業務運営を図るため、本部及び地域センター等の全ての業務部門においてスタッフ制を採用し、業務の進捗状況や内容の変化等に対応した職員の集中的かつ機動的な配置を実施した。</p> <p>(2) 常勤職員数</p> <p>平成29年度の常勤職員数は631名(平成30年1月1日)となり、前年度633名(平成29年1月1日)を下回った。</p> <p>(3) 人事交流</p> <p>職員のスキルアップや視野を広げる等組織の活性化や業務の円滑な推進を図るため、国の機関や他の法人等との人事交流を一方に偏らないよう計画的に実施した。(転出39名、転入37名)</p> <p>(4) 新規採用</p> <p>職員の採用にあたっては、人事院主催の学生への説明会や大学主催の就職説明会等に参加するとともにインターネット等を活用した広報活動を行い、農学、化学等及び行政の試験区分の国家公務員合格者から19名を採用した。</p>	<p>けで改定し、具体的な人事評価の要領・仕組を設けた。</p> <p>(1) 適切な要員・人事配置</p> <p>適切かつ効率的な業務運営を図るため、本部及び地域センター等の全ての業務部門においてスタッフ制を採用し、業務の進捗状況や内容の変化等に対応した職員の集中的かつ機動的な配置を実施した。</p> <p>(2) 常勤職員数</p> <p>平成29年度の常勤職員数は631名(平成30年1月1日)となり、前年度633名(平成29年1月1日)を下回った。</p> <p>(3) 人事交流</p> <p>職員のスキルアップや視野を広げる等組織の活性化や業務の円滑な推進を図るため、国の機関や他の法人等との人事交流を一方に偏らないよう計画的に実施した。(転出39名、転入37名)</p> <p>(4) 新規採用</p> <p>職員の採用にあたっては、人事院主催の学生への説明会や大学主催の就職説明会等に参加するとともにインターネット等を活用した広報活動を行い、農学、化学等及び行政の試験区分の国家公務員合格者から19名を採用した。</p>	<p>けで改定し、具体的な人事評価の要領・仕組を設けた。</p> <p>(1) 適切な要員・人事配置</p> <p>適切かつ効率的な業務運営を図るため、本部及び地域センター等の全ての業務部門においてスタッフ制を採用し、業務の進捗状況や内容の変化等に対応した職員の集中的かつ機動的な配置を実施した。</p> <p>(2) 常勤職員数</p> <p>平成29年度の常勤職員数は631名(平成30年1月1日)となり、前年度633名(平成29年1月1日)を下回った。</p> <p>(3) 人事交流</p> <p>職員のスキルアップや視野を広げる等組織の活性化や業務の円滑な推進を図るため、国の機関や他の法人等との人事交流を一方に偏らないよう計画的に実施した。(転出39名、転入37名)</p> <p>(4) 新規採用</p> <p>職員の採用にあたっては、人事院主催の学生への説明会や大学主催の就職説明会等に参加するとともにインターネット等を活用した広報活動を行い、農学、化学等及び行政の試験区分の国家公務員合格者から19名を採用した。</p>	
	<p>(5) 女性登用の促進については、「独立行政法人農林水産消費安全技術センターにおける女性の採用・登用拡大計画」(平成28年3月27日付け27消技第3501号)に基づき、管理職に占める女性の割合が6.9%以上となるよう取り組む。</p> <p>(6) 給与水準については、国家公務員の給与を参酌するとともに、役職員の給与のあり方について検証し、その検証結果や取組状況をホームページにおいて公表するとともに、総人件費を平成28年度以下とする。</p> <p>また、役職員の給与改定に当たっては、「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」(平成25年12月24日閣議決定)を踏まえ、適切に対応する。</p>	<p>&lt;その他の指標&gt;</p> <p>◇ 女性登用の促進状況</p>	<p>(5) 女性登用の促進</p> <p>① 役員に占める女性の割合は16.7%となり、現状を維持した。</p> <p>② 管理職に占める女性の割合は7.1%であり、前年度の8.2%から1.1ポイント減少した。</p> <p>(6) 給与水準</p> <p>給与水準については、国家公務員の給与を参酌するとともに、役職員の給与のあり方について検証し、その検証結果や取組状況をホームページにおいて公表した。また、総人件費についても平成28年度以下とした(人事院勧告を踏まえた給与改定分を除く)。さらに役職員の給与改定に当たっては「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」を踏まえ、適切に対応した。</p>	<p>&lt;評定と根拠&gt;</p> <p>評定：B</p> <p>根拠：女性登用については計画に基づき取り組み目標の水準を満たしている。</p>	

4. その他参考情報

様式 3-1-4-2 独立行政法人農林水産消費安全技術センター 平成29年度自己評価 項目別評定調書（業務運営の効率化に関する事項、財務内容の改善に関する事項及びその他業務運営に関する重要事項）

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
第4-2	内部統制の充実・強化		
当該項目の重要度、難易度	—	関連する政策評価・行政事業レビュ —	政策評価書：事前分析表農林水産省29-① 行政事業レビューシート事業番号：0002

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な 情報
(1) 行動理念、行動方針、コンプライアンス基本方針等の見直し状況	行動理念、行動方針、コンプライアンス基本方針等の見直し	—	内部統制規程及びリスク管理規程を制定	リスク管理規程を改正	内部監査実施方法の見直し			
(2) リスク評価の実施状況、当該リスク評価に基づく低減策の検討状況	リスク評価の実施状況、当該リスク評価に基づく低減策の検討	—	リスク管理委員会を設置・4回開催	リスク管理委員会を3回開催	リスク管理委員会を4回開催			
(3) ガバナンスの確保状況	ガバナンスの確保	—	役員会15回開催	役員会13回開催	役員会15回開催			
(4) 監事監査の体制の整備	監事監査の体制の整備	—	監事会16回開催	監事会16回開催	監事会15回開催			
(5) 内部監査の実施状況	内部監査の実施	—	内部監査を適切に実施	内部監査を適切に実施	内部監査を適切に実施			
(6) マネジメントレビューの実施状況	マネジメントレビューの実施	—	マネジメントレビュー会議1回開催	マネジメントレビュー会議1回開催	マネジメントレビュー会議1回開催			
(7) 法令遵守状況	法令遵守	—	コンプライアンス委員会2回開催	コンプライアンス委員会1回開催	コンプライアンス委員会3回開催			
(8) 情報の公開及び個人情報保護に関する対応状況	情報の公開及び個人情報保護に関する対応	—	情報の公開及び個人情報保護に関する対応3件	情報の公開及び個人情報保護に関する対応2件	外部講師による講習会開催			
(9) 事故及び災害の未然防止に係る体制の整備	事故及び災害の未然防止に係る体制の整備	—	労働安全衛生マネジメントシステム実施要領の策定	化学物質のリスクアセスメントの実施、ストレスチェックの導入	労働安全衛生マネジメントシステム手順書の制定			
(10) 環境負荷の低減に資する物品調達状況	環境負荷の低減に資する物品調達	—	環境物品等の調達目標の設定・実施	環境物品等の調達目標の設定・実施	環境物品等の調達目標の設定・実施			
(11) 防災体制等の見直し状況	防災体制等の見直し	—	業務継続計画の策定	避難訓練の実施、安否確認システムの周知	避難訓練の実施			



3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価					
年度目標	事業計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
			業務実績	自己評価	
2 内部統制の充実・強化 「独立行政法人の業務の適正を確保するための体制等の整備について」（平成26年11月28日付け総務省行政管理局長通知）に基づき業務方法書に定めた事項を適正に実行するなど、内部統制システムの更なる充実・強化を図る。	4 その他年度目標を達成するために必要な事項 (1) 内部統制の充実・強化 「独立行政法人の業務の適正を確保するための体制等の整備について」（平成26年11月28日付け総務省行政管理局長通知）に基づき業務方法書に定めた事項を適正に実行するなど、内部統制システムの更なる充実・強化を図るため、次の取組を行う。	<主な定量的指標> ○ 内部統制の充実・強化 中項目の評定は、小項目別（◇）の評定結果の積み上げにより行うものとする。	<評定と根拠> 評定：B 根拠：◇小項目11（項目）×2点（B）＝22点 B：基準点（22）×9/10≦各小項目の合計点（22）<基準点（22）×12/10 <課題と対応> 引き続き農林水産省の指示に従い適切に対応する。 <業務の評価> 事業計画に基づき内部統制が継続的かつ有効に機能するため内部統制システムの充実・強化を図った。		評定
(1) 行動理念、行動方針、コンプライアンス基本方針等内部統制推進上の基本的な方針や規程類について、内部統制に係る活動の体系的な実施の観点から、必要に応じ見直しを行う。	① 行動理念、行動方針、コンプライアンス基本方針等の内部統制を推進上の基本的な方針や規程類の見直しの必要性について検討を行い、必要に応じて改訂する。	<その他の指標> ◇ 行動理念、行動方針、コンプライアンス基本方針等の見直し状況	<主要な業務実績> 理事長のリーダーシップの下で効率的・効果的な業務運営を推進するため、次の取組を通じ内部統制の更なる充実・強化を図った。 ① 行動理念、行動方針、コンプライアンス基本方針等の内部統制推進上の基本的な方針や規程類の見直しの必要性について検討を行うとともに、内部統制の一層の充実を図るため、理事長のリーダーシップの下、内部統制規程に基づいて内部統制委員会を開催し、マネジメントの改善と内部統制の見直しの一環として、内部監査実施方法の見直しを検討し、内部統制体制の整備及び運用状況の調査を目的とした内部監査が実施できるよう平成30年4月1日付けで内部監査規程を改訂するなど、リスク管理体制の改善等に取り組んだ。	<評定と根拠> 評定：B 根拠：計画のとおり内部統制を推進するため、理事長のリーダーシップの下で内部統制委員会等を開催し、内部監査実施方法の見直しを検討するなどしてリスク管理体制の改善に取り組んでおり、目標の水準を満たしている。	
(2) 業務実施上のリスクについて、識別、評価、管理を適切に行うため、必要に応じ規程類及びリスク管理体制の見直しを実施する。	② 業務実施上のリスクの識別、評価、管理を適切に行うため、必要に応じ関係規程類及びリスク管理体制の見直しを実施する。	<その他の指標> ◇ リスク評価の実施状況、当該リスク評価に基づく低減策の検討状況	<主要な業務実績> ② 業務実施上のリスクの識別、評価、管理を適切に行うため、リスク管理委員会を4回開催してリスク管理の実施状況等について審議するとともに、リスク管理表等の利便性を高め、機会についてもリスクと同様に管理できるようにするため「リスク及び機会の管理の手引き」を作成した。さらに、必要に応じてリスク管理委員会にWeb会議システムを活用して地域センター所長等の参加を求め意思疎通を推進するなど、リスク管理体制の充実を図った。	<評定と根拠> 評定：B 根拠：計画のとおり、リスク管理体制を充実させており、目標の水準を満たしている。	

<p>(3) 業務運営に関する重要事項については定期的に役員会において審議・報告し、適切なガバナンスを確保する。</p>	<p>③ 業務運営に関する重要事項については、適切なガバナンスを確保するため定期的に役員会を開催し、審議・報告を行う。</p>	<p>&lt;その他の指標&gt; ◇ ガバナンスの確保状況</p>	<p>&lt;主要な業務実績&gt; ③ 役員会を15回開催し、法人運営に関する重要事項について審議・決定し各部長等に指示を行った。その他、役員・所長等会議を2回開催するとともに、Web会議システム（月1回程度活用）し、組織、管理、経理及び業務等の決定事項について周知徹底した。</p>	<p>&lt;評定と根拠&gt; 評定：B 根拠：計画のとおり役員会を開催しガバナンスを確保しており、目標の水準を満たしている。</p>
<p>(4) 監事監査の実効性を担保するため、体制整備を行う。</p>	<p>④ 監事監査の実効性を担保するため、監事と内部監査実施部門及び会計監査人の連携に関する実施体制を整備する。</p>	<p>&lt;その他の指標&gt; ◇ 監事監査の体制の整備</p>	<p>&lt;主要な業務実績&gt; ④ 監事補佐として、業務監査室の職員2名を任命し、監事監査の体制整備を進めるとともに、監事との連携強化を図り、監事監査及び監事会等に係る事務を行った。 監事会（平成29年度は15回開催）では、監事間で監事調査に関して意見交換を行ったほか、必要に応じて内部監査部門、業務実施部門等から説明若しくは報告を受けた。 会計監査人との連携については、平成29年度の財務諸表等について5回以上の打合せを行い、監査に関して意見交換等を行った。</p>	<p>&lt;評定と根拠&gt; 評定：B 根拠：計画のとおり監事監査の実効性を担保するための体制の整備を進めており、目標の水準を満たしている。</p>
<p>(5) 業務運営（会計を含む。）の横断的な点検を行うため、内部監査を行う。</p>	<p>⑤ 業務運営（会計を含む。）の横断的な内部監査を、役員直属の組織である業務監査室において行う。また、監査能力の維持・向上を図るため、必要に応じて内部監査に関する研修を実施する。</p>	<p>&lt;その他の指標&gt; ◇ 内部監査の実施状況</p>	<p>&lt;主要な業務実績&gt; ⑤ 業務運営（会計を含む。）の横断的な内部監査を役員直属の組織である業務監査室においてリスクアプローチにより監査重点項目を抽出した上で実施した。内部監査で検出した不適合6件に対しては、必要な再発防止処置を行い、概要を取りまとめ、本部の職員からなるリスク管理委員会において審議を行うとともにその後の処置状況についてマネジメントレビューを実施し、職員への注意喚起及び改善措置を実施し業務運営の改善に反映させた。 不適合の内訳は次のとおりであり、いずれも業務の結果が無効となるもの又はFAMICに対する信頼性を損なうおそれがある不適合として内部監査実施マニュアルで「重大な不適合」と定義されるもの以外の「軽微な不適合」であった。  (具体的事例) 昼食代不要との申告があり、日当の支給を要しない新規採用者の赴任旅費支払いに際して日当を含めた額を支払っていた。なお、誤払いされた日当は後日返還されており、会計上の不利益は生じていない。  (原因究明) 旅行者から提出のあった赴任旅費申告書の内容をシステム入力した際に担当者が記載したチェックマーク（レ</p>	<p>&lt;評定と根拠&gt; 評定：B 根拠：計画のとおり役員直属の組織が内部監査を実施するとともに、監査能力向上のための研修を実施しており、目標の水準を満たしている。</p>

			<p>点等)が不明瞭であったにもかかわらず、システム入力内容の再確認を失念したため。</p> <p>(再発防止処置)</p> <p>赴任旅費申告書の記載事項をシステム入力した際には、蛍光ペンでチェックした項目を明瞭に示すことで、担当者による旅費請求書の内容確認方法を改善する。</p> <p>他5件</p> <p>また、監査能力の維持・向上を図るため、新たに業務監査室に配置された1名に外部研修機関が実施するISO9001内部監査員研修を受講させた。</p>	
(6) 法人運営上の課題を総括・分析し、改善の指示を行うため、マネジメントレビューを実施する。	⑥ 内部監査結果、苦情処理結果、農林水産大臣が行った平成28年度の業務の実績の評価結果等について理事長が検討・分析し、改善の指示を行うため、組織及び業務の運営についてマネジメントレビューを実施する。	<p>&lt;その他の指標&gt;</p> <p>◇ マネジメントレビューの実施状況</p>	<p>&lt;主要な業務実績&gt;</p> <p>⑥ 平成29年度の内部監査の結果、平成28年度の業務実績の評価等を踏まえてマネジメントレビューを実施し、抽出された優先的に対応すべき重要な課題等への対応について、理事長から職員に対して指示を行った。</p> <p>指示事項については、対応状況を取りまとめて理事長へ報告した。</p>	<p>&lt;評定と根拠&gt;</p> <p>評定：B</p> <p>根拠：計画のとおりマネジメントレビューを実施しており、目標の水準を満たしている。</p>
(7) 役職員の法令遵守を徹底するため、コンプライアンス委員会での審議結果等を踏まえ、役職員への周知徹底を行う。	⑦ 役職員の法令遵守については、コンプライアンス委員会での審議結果を踏まえ、各種会議や研修の機会、グループウェア等を通じて、行動理念及び行動方針、コンプライアンス基本方針等の周知徹底を行う。	<p>&lt;その他の指標&gt;</p> <p>◇ 法令遵守状況</p>	<p>&lt;主要な業務実績&gt;</p> <p>⑦ コンプライアンス委員会において平成28年度のコンプライアンス推進状況の報告及び平成29年度コンプライアンス推進の取組についての審議を行った。</p> <p>審議の結果を踏まえ、グループウェアを通じてコンプライアンスに関する意識啓発を行うとともに、コンプライアンス基本方針に基づき、国家公務員倫理及び服務規律の遵守、交通事故・違反の防止等について役職員への周知を図った。また、管理者研修、主任調査官等研修、専門調査官等養成研修及び新規採用者研修の各階層別研修において、基本方針、行動理念及び行動方針を始めたコンプライアンスに係る講義を行い、周知徹底を図った。</p>	<p>&lt;評定と根拠&gt;</p> <p>評定：B</p> <p>根拠：計画のとおり役職員への法令遵守を徹底するため、コンプライアンス委員会での審議結果等を踏まえた役職員への周知徹底をしており、目標をの水準を満たしている。</p>
(8) 法人運営の透明性を確保するため、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）及び個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に基づき、適	⑧ 法人運営の透明性を確保するため、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）及び個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に基づき、適	<p>&lt;その他の指標&gt;</p> <p>◇ 情報の公開及び個人情報の保護に関する対応状況</p>	<p>&lt;主要な業務実績&gt;</p> <p>⑧ 独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）及び個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）の目的等について各センターにおいて外部講師による職員向け説明会や本部開催の研修資料を用いた自主学習により周知徹底した。</p>	<p>&lt;評定と根拠&gt;</p> <p>評定：B</p> <p>根拠：計画のとおり情報の公開及び個人情報保護に関する対応を実施しており、目標の水準を満たしている。</p>

切に対応するとともに、職員への周知徹底を行う。	切に対応するとともに、法律の目的等について職員への周知徹底を行う。				
(9) 事故、災害及び健康障害を未然に防止するため、労働安全マネジメントシステムにより、安全確保及び健康保持増進に対する取組を一層推進する。	⑨ 事故、災害及び健康障害を未然に防止するため、安全確保の取組として安全衛生委員会による職場点検等を行い、また、健康保持増進に対する取組としてストレスチェックを引き続き実施する。	<p>&lt;その他の指標&gt;</p> <p>◇ 事故及び災害の未然防止に係る体制の整備</p>	<p>&lt;主要な業務実績&gt;</p> <p>⑨ 労働安全衛生マネジメントシステムの体制整備を進めるため、本部における当該システムの手順書を安全衛生委員会で審議し、制定した（平成30年4月1日）。また、昨年度に引き続き、安全確保の取組として安全衛生委員会による職場点検の実施、ストレスチェックを実施した。</p> <p>なお、ストレスチェックの結果、高ストレス者と判定された職員のうち、産業医が面接指導を必要とした職員であり、面接指導を希望する全ての職員に対し面接指導を実施した。</p>	<p>&lt;評定と根拠&gt;</p> <p>評定：B</p> <p>根拠：計画のとおりマネジメントシステムの体制整備を進めるとともに安全衛生委員会等を活用し安全確保に努めており、目標の水準を満たしている。</p>	
(10) 業務活動における環境への影響を配慮するため、省エネルギー・省資源、廃棄物の適正処理、廃棄物の削減、再使用・リサイクル率アップなど、環境汚染物質の排出削減、グリーン購入などを積極的に取り組む。	⑩ 業務活動に伴う環境へ配慮し、環境配慮・無駄削減推進委員会等の下、省エネルギー・省資源、廃棄物の適正処理、廃棄物の削減、再使用・リサイクル率アップなど、環境汚染物質の排出削減、グリーン購入などに積極的に取り組む。	<p>&lt;その他の指標&gt;</p> <p>◇ 環境負荷の低減に資する物品調達状況</p>	<p>&lt;主要な業務実績&gt;</p> <p>⑩ 「FAMICにおける環境配慮の基本方針」、「FAMICにおける環境配慮への行動目標」に基づき、省エネルギー・省エネルギーに配慮した分析機器の効率的な利用や廃棄物の削減等環境負荷の低減に取り組むための環境計画を策定し、環境配慮・無駄削減推進委員会において当該取組状況の検証を行った。</p> <p>また、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号）に基づき、29年4月に環境物品等の調達を推進する方針を定め、特定調達物品等（「環境物品等の調達の基本方針」（平成29年2月7日閣議決定）に定める特定調達品目ごとに判断の基準を満たすもの）ごとに調達目標を設定し、ホームページで公表した。</p> <p>特定調達物品等ごとの調達目標については、いずれの特定調達物品等も100%を達成した。</p>	<p>&lt;評定と根拠&gt;</p> <p>評定：B</p> <p>根拠：計画のとおり環境配慮の体制の下、調達が実施されており、目標の水準を満たしている。</p>	
(11) 大規模災害等へ備え、災害発生時の職員、施設等の安全確保及び業務機能を確保するための防災体制等を保持し、必要に応じて見直しを行う。	⑪ 大規模災害等へ備え、災害発生時の職員、施設等の安全確保及び業務機能を確保するための防災体制等を保持し、必要に応じて見直しを行う。	<p>&lt;その他の指標&gt;</p> <p>◇ 防災体制等の見直し状況</p>	<p>&lt;主要な業務実績&gt;</p> <p>⑪ 大規模災害等に備えるため、本部及び地域センターにおいて避難訓練を実施するとともに合同庁舎の避難訓練にも参加した。</p> <p>また、本部の業務継続計画を風水害による災害を加えて、平成30年4月1日付けで改正することとする。</p>	<p>&lt;評定と根拠&gt;</p> <p>評定：B</p> <p>根拠：計画のとおり危機管理体制の見直しを実施しており、目標の水準を満たしている。</p>	

4. その他参考情報

様式3-1-4-2 独立行政法人農林水産消費安全技術センター 平成29年度自己評価 項目別評定調書（業務運営の効率化に関する事項、財務内容の改善に関する事項及びその他業務運営に関する重要事項）

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
第4-3	情報セキュリティ対策の推進		
当該項目の重要度、難易度	—	関連する政策評価・行政事業レビ ュー	政策評価書：事前分析表農林水産省29-① 行政事業レビューシート事業番号：0002

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な 情報
情報セキュリティ対策の 推進	情報セキュリティ 対策ベンチマーク による自己診断の スコア：平均3.5以 上	3.5以上	4.0	4.0	4.0			

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価					
年度目標	事業計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
			業務実績	自己評価	
		<p>&lt;主な定量的指標&gt;</p> <p>○ 情報セキュリティ対策の推進</p> <p>中項目の評定は、小項目別(◇)の評定結果の積み上げにより行うものとする。</p>	<p>&lt;評定と根拠&gt;</p> <p>評定：A</p> <p>根拠：◇小項目1(項目)×3点(B)=3点</p> <p>A：基準点(2)×12/10 ≤ 各小項目の合計点(3)</p> <p>&lt;課題と対応&gt;</p> <p>引き続き農林水産省の指示に従い適切に対応する。</p> <p>&lt;業務の評価&gt;</p> <p>事業計画の初期の目標を達成したことに加え、Webを活用した教育によりセキュリティ意識の向上を効率的、効果的に実施し情報セキュリティ対策の改善を行った。</p>		<p>評定</p>
3 情報セキュリティ対策の推進	(2) 情報セキュリティ対策の推進 政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準群を踏まえ、情報セキュリティ・ポリシーを適時適切に見直すとともに、これに基づき情報セキュリティ対策を講じ情報システムに対するサイバー攻撃への防御力、攻撃に対する組織的対	<p>&lt;主な定量的指標&gt;</p> <p>◇ 情報セキュリティ対策ベンチマークVer. 4.4(平成27年10月27日公開 独立行政法人情報処理推進機構作成)による自己診断のスコア：平均3.5以上</p>	<p>&lt;主要な業務実績&gt;</p> <p>政府統一基準群を含む政府機関における情報セキュリティ対策を踏まえた情報セキュリティ・ポリシーに基づき、次の取組を行った。</p> <p>その結果、今年度の情報セキュリティ対策を評価するため情報セキュリティ対策ベンチマーク最新バージョンのVer. 4.6(平成29年10月27日公開)により自己診断を実施した結果、スコアの平均は4.0となり、目標値の3.5を上回った。</p>	<p>&lt;評定と根拠&gt;</p> <p>評定：A</p> <p>根拠：情報セキュリティ対策ベンチマークVer. 4.6による自己診断のスコアは3.5以上であり、計画における所期の目標を達成したことに加え、効率的に情報セキュリティ意識</p>	

イバー攻撃への防御力、攻撃に対する組織的対応能力の強化に取り組む。また、対策の実施状況を毎年度把握し、PDCAサイクルにより情報セキュリティ対策の改善を図る。

応能力の強化に取り組む。

- ① PDCAサイクルにより情報セキュリティ対策や情報システムのあり方を検証・改善し、平成30年度に向けた対策推進計画を策定するとともに、情報システムに関する技術的な対策、情報セキュリティ対策の自己点検、情報セキュリティ監査等を内容とする平成29年度対策推進計画に基づき必要な改善を行う。
- ② ①の検討に資するため、情報セキュリティ対策や情報システムのあり方に係る調査分析を行う。
- ③ 情報セキュリティに関し、緊急時を含めた農林水産省との連絡体制について連絡担当者、連絡方法等を確認し、変更があった場合には速やかに農林水産省へ報告する。
- ④ 情報セキュリティ対策を推進する上で不可欠な役職員の意識の向上を図るため、平成30年度に向けた教育実施計画を策定するとともに、情報セキュリティ最新動向教育、情報リテラシー向上教育等、役職員の情報リテラシーのレベルに応じた多様な教育を行うことを内容とする平成29年度教育実施計画に基づき教育を実施する。

- ① 情報システム委員会を外部の専門家を招へいして開催し、29年度の情報セキュリティ対策の取組、情報セキュリティ監査・自己点検結果、情報システム対策の現状を評価するとともに平成30年度情報セキュリティ対策推進計画について検討を行い、高度サイバー攻撃リスク評価ガイドライン付属書の対策セットに準拠したサイバー攻撃への対処等物的対応、情報セキュリティ対策の自己点検、情報セキュリティ監査等を内容とする同計画を策定した。

平成29年度の情報セキュリティに関する取組については、平成29年度情報セキュリティ対策推進計画に基づき、高度サイバー攻撃対処のためのリスク評価ガイドライン付属書の対策セットの導入計画を策定した上で、順次対応を進めたほか、不正プログラムの起動制限、Google等サービスへのログイン制限、IPS、ファイアウォールのログの監視等によりセキュリティの強化に努めた。特にIPS/ファイアウォールの運用については、GSOCからの不正通信情報・不正プログラム情報を受信の都度、すべて遮断リストに登録し、不正通信の遮断、不正プログラムの起動を制限した。昨年は世界的に不審メールが激増したが取組により不正通信の遮断数は前年の10倍に増加し、不審メールの増加量は前年の3倍程度に抑えられるなどセキュリティが強化された。

また、ノートサーバの更新及び農薬検査部とのLANシステム統合に向けて仕様を確定した。

- ② 情報セキュリティ対策の検討のため、ウイルス対策ソフトによるウイルスの検知状況や不審メール受信状況の調査及び情報セキュリティ監査を行った。また、情報セキュリティに関する自己点検、webを活用した短時間・多頻度教育に対するアンケート及び標的型攻撃メール訓練の実施結果に基づきそれぞれ改善事項を検討した。
- ③ 情報セキュリティ緊急連絡体制について確認し、連絡担当者の変更及びメールアドレス変更について速やかに農林水産省へ報告した。
- ④ 情報セキュリティ対策を推進する上で不可欠な役職員の意識の向上を図るため、新規採用者・転入者等研修、役職員全員を対象とした教育訓練、標的型攻撃メール訓練、webを活用した短時間・多頻度教育及び情報

の向上を図るなど取り組み計画における初期の目標を上回る成果が得られていると認められる。

担当職員の能力向上研修等を内容として②における改善事項を加えた平成30年度教育実施計画を策定した。また、平成29年度情報セキュリティ教育実施計画に基づき標的型攻撃メール訓練を実施したほか、新たにwebを活用した短時間・多頻度教育、情報セキュリティ担当職員の能力向上のための情報セキュリティマネジメント教育及び農林水産省、NISC等が主催するインシデント想定机上訓練に参加する等教育内容の拡充した教育を実施した。

**【特筆事項等について(創意工夫等)】**

情報セキュリティに関する意識の向上を目的としてwebを活用した短時間・多頻度教育を新たな取り組みとして29年度から開始した。

Web閲覧時に情報セキュリティに関する重要事項及び情報セキュリティに関するテスト問題を短時間でも目にすることで、情報セキュリティに関しての意識の定着、向上を図った。

年度末にアンケートを実施したところ、この取組に対して75%が肯定的意見であった。また、情報セキュリティに関するパスワードの適切な管理、メール送信時の添付ファイルの暗号化等、重要事項15項目の実施状況アンケート(自己点検)の結果、8割から9割以上の職員が実施しており、9割以上の実施率の項目が前年度の9項目から10項目へと増加した。標的型攻撃メール訓練では、平成26年度実施時には24%の職員が開封したが、上記の取組により平成29年度は訓練メールと悟られないよう工夫して実施したにもかかわらず、0.8%の職員の開封となり、セキュリティ教育の成果が認められた。

4. その他参考情報

様式3-1-4-2 独立行政法人農林水産消費安全技術センター 平成29年度自己評価 項目別評定調書（業務運営の効率化に関する事項、財務内容の改善に関する事項及びその他業務運営に関する重要事項）

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
第4-4	施設及び設備に関する計画		
当該項目の重要度、難易度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	政策評価書：事前分析表農林水産省29-① 行政事業レビューシート事業番号：0002

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
施設及び設備に関する計画	施設及び設備の整備・改修等の実施	—	本部実験室の空調設備設置工事（平成28年度も継続）	小平高度情報管理施設屋上防水改修工事 本部実験室の空調設備設置工事	—			

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価					
年度目標	事業計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
			業務実績	自己評価	
		<p>&lt;主な定量的指標&gt;</p> <p>○ 施設及び設備に関する計画</p> <p>中項目の評定は、小項目別（◇）の評定結果の積み上げにより行うものとする。</p>	<p>&lt;評定と根拠&gt;</p> <p>評定： —</p> <p>根拠：実績がないため評価せず</p> <p>&lt;課題と対応&gt;</p> <p>引き続き適切に対応する。</p> <p>&lt;業務の評価&gt;</p> <p>—</p>		評定
—	1 施設及び設備に関する計画なし	<p>&lt;その他の指標&gt;</p> <p>◇ 施設及び設備の整備・改修等の実施</p>	<p>&lt;主要な業務実績&gt;</p> <p>施設・設備の整備・改修等については、施設整備補助金を活用した整備・改修の実績はなかった。</p>	<p>&lt;評定と根拠&gt;</p> <p>評定： —</p> <p>根拠：実績がないため、評価せず。</p>	

4. その他参考情報



様式3-1-4-2 独立行政法人農林水産消費安全技術センター 平成29年度自己評価 項目別評価調書（業務運営の効率化に関する事項、財務内容の改善に関する事項及びその他業務運営に関する重要事項）

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
第4-5	積立金の処分に関する事項		
当該項目の重要度、難易度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	政策評価書：事前分析表農林水産省29-① 行政事業レビューシート事業番号：0002

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
積立金の処分に関する事項	積立金の処分	—	896,980円	585,462円	894,799円			

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価					
年度目標	事業計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
			業務実績	自己評価	
—	3 積立金の処分に関する事項 前年度繰越積立金は、前年度以前に取得し、平成29年度へ繰り越した棚卸資産、前払費用等の費用に充当する。	<主な定量的指標> ○ 積立金の処分に関する事項 中項目の評価は、小項目別（◇）の評価結果の積み上げにより行うものとする。	<評定と根拠> 評定：B 根拠：◇小項目1（項目）×2点（B）=2点 B：基準点（2）×9/10 ≤ 各小項目の合計点（2）<基準点（2）×12/10 <課題と対応> 引き続き適切に対応する。 <業務の評価> 事業計画に基づき、適切に実施した。	<評定と根拠> 評定：B 根拠：計画のとおり棚卸し資産、前払費用等へ充当した。	評定

4. その他参考情報

# 評価書付表一覧

## 第1-1(1) 肥料及び土壌改良資材関係業務

表1-1-(1)-1 立入検査及び収去件数の地域センター別の実績

	本部	札幌	仙台	名古屋	神戸	福岡	計
立入検査件数	90	46	36	41	53	40	306
収去件数	101	33	29	54	64	20	301

## 第1-1(2) 農薬関係業務

表1-1-(2)-1 農薬の登録検査

	指示件数 <sup>(注1)</sup>	検査完了件数	目標期間達成件数	目標期間達成率 <sup>(注2)</sup>	目標期間
基準必要	576	158	158	100%	1年4か月
基準不要	1,516	970	970	100%	10.5か月

(注1) 平成29年度に受けた指示件数とそれ以前に受けた指示で検査が継続しているものの合計。

(注2) 対検査完了件数比。

表1-1-(2)-2 農薬の残留状況の調査分析

品目	件数
野菜・果実類	417
米穀	60
計	477

## 第1-1(3) 飼料及び飼料添加物関係業務

表1-1-(3)-1 立入検査及び収去件数の地域センター別の実績

	本部	札幌	仙台	名古屋	神戸	福岡	計
立入検査件数	137	62	49	60	114	107	529
収去件数	128	79	75	59	129	156	626

表1-1-(3)-2 試験法の開発等

課題数	課題 / 評価
飼料 8	<p>(ア) 全脂粉乳及びこれを原料とする配合飼料中の粗脂肪の測定法(平成30年度継続)                      [概要] 現在、全脂粉乳等の粗脂肪の測定法は、ジエチルエーテル抽出法が適用されているが、十分に抽出されない場合があり、国際的な標準分析法として用いられている、レーゼ・ゴットリーブ法及び飼料分析基準に記載されている酸分解法の適用の可否について検討を行った結果、両方法の分析値には有意な差が認められ、レーゼ・ゴットリーブ法が適用可能であることを確認した。(平成30年度継続)                      [評価] 全脂粉乳等の粗脂肪の測定法についてレーゼ・ゴットリーブ法が適用可能であることを確認した。この結果、今後、複数試験室による試験により妥当性を確認した後、飼料分析基準に記載することが可能となり、全脂粉乳を原料とする配合飼料について実態に合う表示を付すことが可能となる。以上のとおり所期の目的を達する成果が得られたことから、A評価となった。</p> <p>(イ) 飼料中のカルバリル、カルボフラン及びフェノブカルブの液体クロマトグラフタンデム型質量分析計による同時定量法の確立(平成29年度終了)                      [概要] 現在、飼料分析基準に記載されているカルバリル等の定量法は、専用化された機器を必要とする方法であるため、平成28年度に汎用機器である液体クロマトグラフタンデム型質量分析計(LC-MS/MS)による3成分同時定量法を開発した。平成29年度は、当該試験法について、複数試験室による妥当性確認試験を実施し、飼料分析基準に記載可能な妥当性を有することを確認した。                      [評価] 当該方法について、飼料分析基準に記載するための妥当性確認を有することが確認された。得られた成果から、汎用機器を用いる当該方法が飼料分析基準に記載され、</p>

<p>飼料の安全性確保の促進に資することが期待される。以上のとおり所期の目的を達する成果が得られたことから、A評価となった。</p>
<p>(ウ) 飼料中の3-OHカルボフランの液体クロマトグラフタンデム型質量分析計による定量法の確立(平成29年度終了)</p> <p>[概要]現在、飼料分析基準に記載されている定量法は、専用化された分析機器を必要とする方法であるため、平成28年度に汎用機器であるLC-MS/MSを用いた定量法を開発した。平成29年度は、当該試験法について、複数試験室による妥当性確認試験を実施し、飼料分析基準に記載可能な妥当性を有することを確認した。</p> <p>[評価]当該試験法について、飼料分析基準に記載するための妥当性を有していることが確認された。得られた成果から、汎用機器を用いる当該方法が飼料分析基準に記載され、飼料の安全性確保の促進に資することが期待される。以上のとおり所期の目的を達する成果が得られたことから、A評価となった。</p>
<p>(エ) 飼料用イネ中のイミダクロプリドを飼料分析基準収載法『クロチアニジン、ジノテフラン及びチアメトキサムの液体クロマトグラフタンデム型質量分析計による同時分析法』の分析対象化合物に追加するための妥当性確認(平成29年度終了)</p> <p>[概要]稲わら等に管理基準が定められているイミダクロプリドの定量法が、飼料分析基準に記載されていないため、同系の殺虫剤であるクロチアニジン等の同時分析法がイミダクロプリドに適用可能か確認するため、妥当性確認のための試験を実施し、飼料分析基準に掲載可能な妥当性を有することを確認した。</p> <p>[評価]飼料分析基準に記載済みのクロチアニジン等の同時分析法がイミダクロプリドにも適用可能で、飼料分析基準に記載可能な妥当性を有することを確認した。得られた成果により、当該方法が飼料分析基準に記載され、飼料の安全性確保の促進に資するとともに、国産飼料原料の有効利用に資することが期待される。以上のとおり所期の目的を達する成果が得られたことから、A評価となった。</p>
<p>(オ) 飼料用イネ中のヒドロキシイソキサゾールの液体クロマトグラフ質量分析計による定量法の開発(平成30年度以降継続)</p> <p>[概要]稲わら等に管理基準が定められているヒドロキシイソキサゾールの定量法が、飼料分析基準に記載されていないため、農林水産省の事業により開発された方法について、単一試験室による妥当性確認試験を実施した。その結果、本法について飼料分析基準に記載するための複数試験室による妥当性確認試験を引き続き実施することが妥当であることが確認された。</p> <p>[評価]当該方法が、複数試験室による試験により飼料分析基準に記載可能な妥当性を有するか確認することが妥当な方法であることが確認された。この結果、今後、複数試験室による試験により妥当性を確認した後、飼料分析基準に記載することが可能となり、飼料の安全性確保の促進及び国産飼料原料の有効利用に資することが期待される。以上のとおり所期の目的を達する成果が得られたことから、A評価となった。</p>
<p>(カ) 飼料用イネ中のフェリムゾンの液体クロマトグラフタンデム型質量分析計による定量法の開発(平成30年度以降継続)</p> <p>[概要]稲わら等に管理基準が定められているフェリムゾンの定量法が、飼料分析基準に掲載されていないため、農林水産省の事業により開発された方法について適用の可否を検討した結果、遮光及び精製方法の変更を行った改良法を開発し、改良法について単一試験室による妥当性確認試験を実施した。その結果、改良法について飼料分析基準に記載するため複数試験室による妥当性確認試験を引き続き実施することが妥当であることが確認された。</p> <p>[評価]開発した改良法が、複数試験室による試験により飼料分析基準に記載可能な妥当性を確認することが妥当な方法であることが確認された。この結果、今後、複数試験室による試験により妥当性を確認した後、飼料分析基準に記載することが可能となり、飼料の安全性確保の促進及び国産飼料原料の利用促進に資することが期待される。以上のとおり所期の目的を達するための成果が得られたことから、A評価となった。</p>
<p>(キ) 肉骨粉中のシカ由来たん白質の検出法の確立(①シカ由来たん白質のELISAキットによる検出法、②シカ由来DNAのPCRによる検出法)(平成29年度終了)</p> <p>[概要]飼料用肉骨粉等にイノシン残さ等が使用可能となったが、イノシン解体施設においては、肉骨粉等に使用出来ないシカを処理する可能性があることから、交差汚染を監視するため、ELISA法及びPCR法を用いたシカ由来たん白質の検出法を開発し、複数試験室による試験により飼料分析基準に記載可能な妥当性を有していることが確認された。</p> <p>[評価]当該試験法について、飼料分析基準に記載可能な妥当性を有することが確認された。得られた成果により、当該試験法が飼料分析基準に記載可能となり、BSE発生防止に資するとともに、農林水産省が推進する国産ジビエの利用拡大に資することが期待される。以上のとおり所期の目的を達する成果が得られたことから、A評価となった。</p>

	<p>(ク) 飼料及び愛玩動物用飼料中のヒスタミンの液体クロマトグラフタンデム型質量分析計による定量法の開発(平成29年度終了)</p> <p>[概要]魚粉に由来する有害物質であるヒスタミンについては、飼料分析基準に特殊な機器を用いる方法が記載されているため、汎用機器であるLC-MS/MSを用いる定量法が農林水産省の事業により開発された。同試験法について、単一及び複数試験室により試験を実施し、飼料分析基準に記載可能な妥当性を有することを確認した。</p> <p>[評価]当該試験法について、飼料分析基準に記載可能な妥当性を有することを確認した。得られた成果により、飼料の安全性確保の促進に資することが期待される。以上のとおり所期の目的を達成する成果が得られたことから、A評価となった。</p>
<p>愛玩動物用飼料 2</p> <p>(イ)の課題は飼料の(ク)と共通</p>	<p>(ア)愛玩動物用飼料等中の無機砒素の液体クロマトグラフ-誘導結合プラズマ質量分析計による定量法の確立(平成29年度終了)</p> <p>[概要]愛玩動物用飼料等の成分規格として総砒素の基準値が定められているが、砒素はその形態により毒性が異なることが知られており、毒性の高い無機砒素を基準とすることが農林水産省で検討されている。同省の事業により無機砒素の定量法が開発され、同試験法について単一及び複数試験室による試験を実施し、愛玩動物用飼料等の検査法に記載可能な妥当性を有することが確認された。</p> <p>[評価]当該試験法について、愛玩動物用飼料等の検査法に記載可能な妥当性を有していることが確認された。当該試験法が愛玩動物用飼料等の検査法に記載することが可能となり、愛玩動物用飼料中の砒素に関する効果的な安全性確保が促進されることが期待される。以上のとおり所期の目的を達成する成果が得られたことから、A評価となった。</p> <p>(イ) 飼料及び愛玩動物用飼料中のヒスタミンの液体クロマトグラフタンデム型質量分析計による定量法の確立(平成29年度終了)</p> <p>[概要]魚粉等に由来する有害物質であるヒスタミンの定量法については、愛玩動物用飼料等の検査法に記載された方法がないため、農林水産省の事業で開発された試験法について、単一及び複数試験室による試験を実施し、愛玩動物用飼料等の検査法に記載可能な妥当性を有することを確認した。</p> <p>[評価]当該試験法が、愛玩動物用飼料等の検査法に記載可能な妥当性を有することが確認された。当該試験法について、愛玩動物用飼料等の検査法に記載することが可能となり、愛玩動物用飼料の安全性確保が促進されることが期待される。以上のとおり所期の目的を達成する成果が得られたことから、A評価となった。</p>

各課題の評価は、以下の基準による。

【評価の基準】

- S: 所期の目的を超える優れた成果が得られた。
- A: 所期の目的を達する成果が得られた。
- B: 概ね所期の目的を達する成果が得られた。
- C: 所期の目的を達するだけの成果は得られなかったが、幾分の知見が得られた。
- D: 所期の目的の試験を実施出来なかった。

表1-1-(3)-3 飼料のモニタリング検査点数

モニタリング項目	点数
・飼料等中の飼料添加物の基準・規格適合検査	95
・有害物質の基準適合検査	912
・病原微生物の基準・規格適合検査	207
・肉骨粉等の分析・鑑定	403
・遺伝子組換え体	1
・放射性セシウム	87
計	1,705

## 第1-2(1) 食品表示の監視に関する業務

表1-2-(1)-1 食品の産地表示に関する検査件数

品 目	件 数
生鮮食品	1,373
アスパラガス	119
ごぼう	153
ねぎ	203
たまねぎ	336
かぼちゃ	100
しょうが	150
黒大豆	10
まぐろ	100
牛肉	3
しじみ	136
あさり	63
加工食品	1,185
小麦加工品	160
そば加工品	101
農産物漬物	1
乾しいたけ	42
果実加工品	53
果実飲料(りんご、ぶどうジュース)	38
落花生加工品	51
牛肉加工品	51
はちみつ	58
あじ加工品	150
まぐろ加工品	12
うなぎ加工品	155
しじみ加工品	14
あさり加工品	4
のり加工品	220
干ひじき	53
塩蔵わかめ	22
計	2,558

## 第1-2(2) 農林水産物等の品質の適正化に関する業務

表1-2-(2)-1 技術上の調査及び変更届出に関する調査件数

	新規	更新	変更	合計
登録認定機関	0	46	179	225
登録外国認定機関	0	4	49	53
合 計	0	50	228	278

表1-2-(2)-2 定期的調査報告件数

規格	報告件数
飲食料品	13機関(13事業所)
林産物	10機関(17事業所)
畳表	2機関(2事業所)
生産情報公表牛肉等	12機関(12事業所)
有機農産物等	61機関(61事業所)
計	98機関(105事業所)

※ 報告件数には、平成28年度に事業所調査を実施し平成29年度に農林水産省へ報告した17機関を含み、平成29年度に事業所調査等を実施し平成30年度に報告予定の21機関を含まない。

表1-2-(2)-3 格付品検査件数、立会調査件数及び製品検査施設調査件数

規格	格付品検査件数	立会調査件数	製品検査施設調査件数
飲食料品	115件	41件	14件
林産物	90件	28件	33件
畳表	5件	5件	3件
生産情報公表牛肉等	2件	9件	—
有機農産物等	289件	144件	—
計	501件	227件	50件

表1-2-(2)-4 JAS制度普及説明会

開催時期	回数	参加人数
1回目(平成29年8～9月)	22回	1,705名
2回目(平成30年2～3月)	17回	996名
計	39回	2,701名

### 第1-3 食品の安全性に関するリスク管理に資するための有害物質の分析業務

表1-3-1 リスク管理に資するための有害物質の実態調査件数

分析対象	分析項目	件数
農産物	小麦及び大麦中のかび毒 ・タイプBトリコテセン類(デオキシニバレノール(DON)、ニバレノール(NIV)、3-アセチルDON、15-アセチルDON、4-アセチルNIV、DON-3-グルコシド) ・タイプAトリコテセン類(T-2トキシシ、HT-2トキシシ、ジアセトキシシシルペノール) ・ゼアラレノン	660
	小麦及び大麦のデオキシニバレノール及びその配糖体 ・DON、DON-3-グルコシド、NIV	50
	りんご果汁中のパツリン	121
	計	831

### 第1-4 その他の業務

表1-4-1 部門別相談件数

部門	相談件数
肥料	3,325件
農薬	105件
飼料及び飼料添加物	466件
愛玩動物用飼料	85件
土壌改良資材	118件
食品	1,323件
計	5,422件

## 第2-2 業務運営コストの縮減状況

表2-2-1 環境配慮・無駄削減推進委員会における経費節減の目標と達成状況

目標	達成状況																
<p>1</p> <p>(1)光熱水量の削減の取組として、照明機器、事務機器、分析機器空調設備等の効率的(消灯、省エネ設定、温度設定など)な使用により削減を図る。</p>	<p>光熱水量の削減を図る取組みとして、消灯の徹底、事務機器の省エネモードの設定、分析機器の原則使用時のみ通電、空調機器の温度設定(夏季28度、冬季20度)、節水、ガス利用機器の効率的な使用など、貼り紙、メールで役職員への周知を図った結果、FAMIC全体で対前年削減となった。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>内 訳</th> <th>平成28年度</th> <th>平成29年度</th> <th>対前年比</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>電気量</td> <td>3,072千kW</td> <td>2,976千kW</td> <td>▲3%</td> </tr> <tr> <td>ガス量</td> <td>107.3千m<sup>3</sup></td> <td>96.6千m<sup>3</sup></td> <td>▲9.9%</td> </tr> <tr> <td>水道量</td> <td>8.9千m<sup>3</sup></td> <td>8.9千m<sup>3</sup></td> <td>0%</td> </tr> </tbody> </table>	内 訳	平成28年度	平成29年度	対前年比	電気量	3,072千kW	2,976千kW	▲3%	ガス量	107.3千m <sup>3</sup>	96.6千m <sup>3</sup>	▲9.9%	水道量	8.9千m <sup>3</sup>	8.9千m <sup>3</sup>	0%
内 訳	平成28年度	平成29年度	対前年比														
電気量	3,072千kW	2,976千kW	▲3%														
ガス量	107.3千m <sup>3</sup>	96.6千m <sup>3</sup>	▲9.9%														
水道量	8.9千m <sup>3</sup>	8.9千m <sup>3</sup>	0%														
<p>(2)コピー枚数の削減の取組として、グループウェアの活用、複写機、プリンターにおける、必要部数以上の印刷禁止、両面印刷、集約印刷、使用済み用紙の裏紙利用などにより削減を図る。</p>	<p>コピー機枚数の削減を図る取組みについて、貼り紙、メールで役職員への周知を図った。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成28年度</th> <th>平成29年度</th> <th>対前年比</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>コピー枚数</td> <td>3,391千枚</td> <td>3,429千枚</td> <td>1.1%</td> </tr> </tbody> </table>		平成28年度	平成29年度	対前年比	コピー枚数	3,391千枚	3,429千枚	1.1%								
	平成28年度	平成29年度	対前年比														
コピー枚数	3,391千枚	3,429千枚	1.1%														
<p>2. 予算の計画的執行</p> <p>計画的な予算執行を図るため、予算執行状況を定期的に点検し、その結果を実行配分に反映させる。</p>	<p>予算の執行管理に関しては、予算及び決算について取扱方針を定め、この方針に則り、当初予算配分後は四半期ごとに予算の執行状況を把握しつつ、7月に第2次配分、10月に第3次配分を行った。第3四半期での最終配分にあたり、11月に各セグメント単位での各担当者ヒアリングを開催し執行状況の確認と執行見込みの把握を行った。</p> <p>これに基づいて12月に第4次配分を行った。さらに同月第5次配分を行い、これを以て平成29年度予算の配分を完了すると共に適切な執行管理を年度末まで行った。</p>																
<p>3. 職員の意識改革を促進するための取組</p>	<p>職員の意識改革を促進するため、次の取組を実施した。</p> <p>(1)複写機等使用時における両面印刷、ツーインワン等の活用、使用済み用紙の再利用、不要なカラーコピーの禁止、グループウェアの活用、WEB会議システム及びプロジェクターを活用した資料説明</p> <p>(2)節電への取組を啓発する貼り紙の掲示</p> <p>(3)コピー用紙の購入実績及び電気使用実績を経年比較し、環境配慮・無駄削減推進委員会において検証</p>																

## 第2-4 調達等合理化の取組

表2-4-1 調達等合理化計画への取組状況

計 画	対応状況
<p>重点的に取り組む分野</p> <p>(1)調達における一者応札・応募割合</p> <p>調達を行うにあたっては、競争性のある契約に占める一者応札・応募の割合が件数で45%以下となるよう、取組を推進するものとする。</p>	<p>一者応札・応募の改善については、引き続き、メールマガジン等を活用した調達情報の提供、仕様書の見直しや公告期間を十分確保する等の取組を行った。その結果、一者応札・応募の割合は件数で44.7%となり、目標の45%を下回った。(前年度実績:43.2%)</p>
<p>(2)随意契約</p> <p>随意契約を行うにあたっては、事由について明確化し、公平性・透明性を確保しつつ、合理的な調達を実施するものとする。</p>	<p>随意契約については、平成27年7月に改正した契約事務取扱規程に基づき、随意契約による事由を明確にした「随意契約理由書」により、公平性・透明性を確保しつつ合理的な調達を実施した。</p> <p>この結果、少額随意契約を除き、競争性のない契約件数は9件であり、当該契約については事前に調達等合理化検討会において、いずれも取扱業者が特定され、競争の余地がないものとして点検を受け、また契約</p>

<p>(3) 消耗品及び分析機器類等の調達          消耗品及び分析機器類等の調達については、下記の取組を実施していくことにより、適正な調達を目指す。</p> <p>① 調達にあたっては、履行期限を十分にとるよう、調達依頼時期を早めるなど調整するものとする。</p> <p>② 仕様・規格が、必要最小限となるようにし、複数メーカーが応札可能となるよう調整するものとする。</p> <p>③ 調達の一括化や共同調達を有効活用することにより競争性の確保に努める。</p> <p>④ 積極的に競争参加者の発掘に努める。</p>	<p>監視委員会において事後点検が行われ、その妥当性を確認した。</p> <p>① 消耗品及び分析機器類の調達にあつては、公告期間を10日から15日に延長するとともに、調達時期を早めることにより、業者による入札準備や履行期間を十分確保した。</p> <p>② 仕様・規格が、必要最小限なものとなるようメーカー及び機種の特定の排除等の仕様書の見直しを行った。</p> <p>③ コピー用紙、分析用ガスボンベ等の調達について、本部・小平(農薬検査部)・横浜において一括化を実施し、競争性確保・経費の節減に努めた。更に、コピー用紙の調達にあつては、国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構農業技術革新工学研究センター及び同生物系特定産業技術研究支援センターとの共同調達を行った。</p> <p>④ メールマガジンを活用した調達情報の提供や納入実績のある業者に対する公告掲載の電話案内等により、複数者による応札に努めた。</p>
<p>調達に関するガバナンスの徹底</p> <p>(1) 発注・契約権限の明文化について          FAMICにおける物品等の調達については、契約事務取扱規程により契約責任者及び当該契約責任者の事務の範囲を定めている。また、発注に係る事務フロー図を整備し、発注依頼者が直接業者へ発注することのないよう周知しており、引き続き当該取組を推進することとする。</p> <p>(2) 競争性を確保した入札の実施による業者の選定について          特定の仕様により納入業者が限定されることのないよう、引き続き仕様書の精査をし、複数の者が応札できるよう努めることとする。</p> <p>(3) 随意契約について          少額随意契約以外に新たに随意契約を締結することとなる案件については、緊急の場合等や止むを得ないと認められる場合を除き、事前にFAMIC内に設置した調達等合理化検討会(総括責任者は総合調整担当理事)において、会計規程や契約事務取扱規程などにおける「随意契約によることができる事由」との整合性や、より競争性のある調達手続の実施の可否の観点から点検を受けることとする。</p> <p>(4) 発注者以外の職員の立会いによる検収について          物品納品等の検収については、既に検査職員のほか、検査補助員又は発注者以外の原課職員を立ち合わせて行っており、引き続き当該取組を推進することとする。</p> <p>(5) 不祥事の発生の未然防止・再発防止について          不祥事の発生を未然に防止するため、担当課長会議、会計経理部門の職員等の担当者会議等において、調達等合理化計画の説明や調達に係る契約から検収業務について、契約規程・検査マニュアル等について再度の周知徹底を図る等、不祥事の発生の未然防止・再発防止を図ることとする。</p>	<p>関係規程による発注・契約権限や事務フロー図を周知した。</p> <p>仕様書の作成にあつては、特定の業者・機種に限定されることのないよう業務担当各課に周知するとともに、業務担当課より提出された仕様書について、過度な仕様による限定箇所の有無について内容を精査し、複数の者が応札できるよう努めた。</p> <p>少額随意契約以外に新たに随意契約を締結することとなる案件については、調達等合理化検討会において「随意契約理由書」により、関係規程との整合性や、より競争性のある調達手続の実施の可否の観点から点検を受けた。</p> <p>納品に係る検査については、検査職員及び検査補助員もしくは原課職員の2人体制で行った。</p> <p>本部・地域センター等ごとに、再発防止強化策をはじめとする発注・検収事務に係る自己点検を行い、適切に処理されていることを確認するとともに、当該点検を通じ不祥事の未然防止・再発防止の再認識に努めた。</p>
<p>自己評価の実施          調達等合理化計画の自己評価については、各事業年度に係る業務の実績等に関する評価の一環として、年度終了後に実施し、自己評価結果を主務大臣に報告し、主務大臣の評価を受ける。</p>	<p>平成28年度の調達等合理化計画の自己評価については、業務の実績等に関する評価の一環として、年度終了後に実施し、平成28年度業務実績等報告書の公表に併せてホームページに公表した。</p>



<p>主務大臣による評価結果を踏まえ、その後の調達等合理化計画の改定・策定等に反映させるものとする。</p>	<p>なお、評価結果に伴う計画の改定等はなかった。</p>
<p><b>推進体制</b></p> <p>(1) 推進体制</p> <p>本計画に定める各事項を着実に実施するため、総合調整担当理事を総括責任者とする調達等合理化検討会により調達等合理化に取り組むものとする。</p> <p>総括責任者 総合調整担当理事 副総括責任者 総務部長 メンバー 企画調整課長 総務課長 会計課長 管財課長</p> <p>(2) 契約監視委員会の活用</p> <p>監事及び外部有識者によって構成する契約監視委員会は、当計画の策定及び自己評価の際の点検を行うとともに、これに関連して、理事長が定める基準(新規の随意契約、2か年連続の一者応札・応募案件など)に該当する個々の契約案件の事後点検を行い、その審議概要を公表する。</p>	<p>平成29年度は、調達等合理化検討会を5回開催し、平成28年度調達等合理化計画に係る自己評価及び平成29年度調達等合理化計画(案)の審議(平成29年4月25日)のほか、公募による一者応募となった事案の調達手続や随意契約による事由の点検を行った。</p> <p>契約監視委員会を以下のとおり開催し、当計画の策定及び自己評価の際の点検、個々の契約案件の事後点検を受けた。</p> <p>①平成29年5月22日：平成29年度計画及び平成28年度計画に係る自己評価の点検、理事長が定める基準(新規の随意契約、2か年連続の一者応札・応募など)に該当する個々の契約案件(平成28年度第3、第4四半期分)の事後点検</p> <p>②平成29年11月24日：理事長が定める基準(新規の随意契約、2か年連続の一者応札・応募など)に該当する個々の契約案件(平成29年度第1、第2四半期分)の事後点検</p> <p>③平成30年5月15日：平成30年度計画及び平成29年度計画に係る自己評価の点検、理事長が定める基準(新規の随意契約、2か年連続の一者応札・応募など)に該当する個々の契約案件(平成29年度第3、第4四半期分)の事後点検</p> <p>また、審議概要については、ホームページに公表した。</p>
<p><b>その他</b></p> <p>調達等合理化計画及び自己評価結果等については、FAMICのホームページにて公表するものとする。</p> <p>なお、計画の進捗状況を踏まえ、新たな取組の追加等があった場合には、調達等合理化計画の改定を行うものとする。</p>	<p>調達等合理化計画については、平成29年6月30日ホームページに公表した。また、自己評価については、今後、平成29年度業務実績等報告書の公表に併せて公表する予定。</p> <p>なお、当計画の実施にあたって新たな取組の追加等はなかったため、当計画の改定は行わなかった。</p>

表2-4-2 競争性のない随意契約となった契約内容と要因

契約内容	要因
ガス使用料(小平分室)	取扱業者が1に特定されるため(競争の余地がない)
上下水道使用料(小平分室)	
ガス使用料(神戸センター)	
上下水道使用料(神戸センター)	
ガス使用料(福岡センター)	
後納郵便	
外部精度管理試験の斡旋等業務	
アジレント社製誘導結合プラズマ質量分析装置の修理業務	
特殊ガス警報装置UPS交換業務	

### 第3-1 保有資産の見直し等

表3-1-1 保有資産の必要性見直し結果

保有資産	利用度	保有の必要性等
農薬検査部(小平) 神戸センター 福岡センター	勤務時間常時利用	農薬検査部(小平)については、農薬の登録検査業務に必要な施設が備わっているため業務を行う拠点として必要。また、神戸センター及び福岡センターについては、全国に分散している事業者等を対象とした立入検査等を効率的に進めていく上で、近畿、中四国及び九州地域の拠点施設として必要。
岩槻ほ場	78%(使用日/365日×100)	肥効試験や連用試験を行うため必要
分析機器等 (ガスクロマトグラフ質量分析装置等)	分析機器等の稼働状況調査により把握	分析機器等の稼働状況調査及び「FAMICにおける分析機器整備・管理方針」に基づき、必要性を判断し、必要のないものは保有資産から除却

表3-1-2 保有特許等とその必要性

発明の名称	利用状況	保有の必要性
生糸ずる節*検出方法および装置 * 生糸ずる節とは生糸の途中で著しく太くなっている部分のこと。織物等の表面に現れて欠点となる。 (H19年登録)	・業務における活用実績なし ・許諾実績(H20年)	現在、検査業務での活用実績はないが、ISOにおいて生糸電子検査方法の国際規格が発行されており、当該技術の活用の可能性があることから維持する必要がある。 なお、本特許については登録の維持に係る手数料が免除されており、保持に係る負担は発生しない。
被加熱処理動物性組織由来原料検出試験 (H21年登録)	・牛海綿状脳症検査 ・許諾実績(H17年～H29年)	民間企業への許諾実績もあることから、引き続き維持する必要がある。

### 第3-3 法人運営における資金の配分状況

表3-3-1 主な経費の予算額と決算額の差額及びその主な理由

(千円)

区分	予算額(※1)	決算額(※1)	差額	差額の主な理由
業務経費	784,428	751,435	32,993	※2
一般管理費	535,240	534,829	411	
人件費	5,329,978	5,253,953	76,025	※3

※1 予算額、決算額……運営交付金、自己収入の合計額

※2 業務経費について

農林水産省からの緊急要請対応用経費等の残額

※3 人件費について

休職者等に係る職員基本給の残額

# 調査研究課題一覧

## ①肥料及び土壌改良資材関係業務

### ア 肥料の分析法の開発及び改良に関する調査研究

課題数	概要 / 外部有識者を含む委員会の評価
9	<p>(7) 吸光光度法による肥料中の尿素性窒素の測定</p> <p>[概要] 肥料中の尿素性窒素の測定法については、ウレアーゼ法及び高速液体クロマトグラフ法が知られているが、熟練や高額な機器を要することから、簡易な方法であるジメチルアミノベンズアルデヒドにより発色させ分光光度計で測定する方法について、有機肥料での抽出液の着色等による妨害等を防止する試料溶液の調製方法、測定波長等を検討し、肥料中の尿素性窒素の測定方法として確立した。(平成29年度終了)</p> <p>[評価] 試験法の妥当性を確認した。堆肥及び汚泥発酵肥料は適用除外となったが、測定波長の設定にあたっては、添加試薬による影響が少なく、より高感度で測定できる波長を新たに設定するよう創意工夫を行った。得られた成果により、既存の方法に比べ熟練を要せず短時間で実施出来ることや高額な機器を要しないことから、肥料の品質管理に係るコスト削減及び製造現場での普及が期待される。以上のとおり所期の目的を達する成果が得られたことから、A評価となった。</p>
	<p>(イ) 汎用的な機器を用いた固形肥料中のく溶性主成分の抽出方法の検討</p> <p>[概要] 固形肥料中のく溶性主成分の抽出は、特注品である恒温式上下転倒式回転振り混ぜ機を用いることとされているが、市販の汎用機器(振とう恒温水槽)を用いた抽出法を検討し、同抽出法の妥当性を確認した。(平成29年度終了)</p> <p>[評価] 市販の汎用機器を用いた固形肥料中のく溶性主成分の抽出方法について、妥当性を確認した。得られた成果により、汎用機器を用いた品質管理が可能となり、肥料の品質管理に係るコスト削減に大きく貢献することが期待できる。以上のとおり所期の目的を達成する成果が得られたことから、A評価となった。</p>
	<p>(ウ) ICP発光分光分析法による固形肥料中のく溶性主成分の測定</p> <p>[概要] 事業者等から要望のある固形肥料中のく溶性主成分をICP-OESを用いて同時に測定する方法を検討し、適用できることを確認した。(平成29年度終了)</p> <p>[評価] 固形肥料中のく溶性主成分について、誘導プラズマ発光分光分析装置(ICP-OES)を用いて同時に測定する分析法について妥当性を確認した。得られた成果により、近年普及が著しいICP-OESを用いてく溶性主成分を同時に測定することが可能となり、分析技術の進歩を肥料の分析法に反映させることが可能となった。以上のとおり所期の目的を達する成果が得られたことから、A評価となった。</p>
	<p>(エ) HPLC法による肥料中の尿酸の測定</p> <p>[概要] 家きん由来の肥料に含まれる窒素の主要形態である尿酸については、簡便な分析法がなく、肥料の特性等を評価することが困難であった。このため、高速液体クロマトグラフ(HPLC)法による測定法を開発した。(平成29年度終了)</p> <p>[評価] HPLC法による肥料中の尿酸の測定法を確立した。得られた成果により、化成肥料、汚泥発酵肥料、混合堆肥複合肥料及び堆肥中の尿酸を測定することが可能となり、簡易に家きん由来の肥料又は家きん由来原料を使用した肥料の特性等を評価することが可能となった。以上のとおり所期の目的を達する成果が得られたことから、A評価となった。</p>
	<p>(オ) 原子吸光法による有機質肥料中の苦土全量の測定</p>

[概要]

肥料成分として有機質肥料中の苦土全量が注目されているが、肥料等試験法には基準となる分析法がないため、堆肥や汚泥肥料等を対象として、肥料等試験法に才収載の原子吸光光度計を用いた石灰全量等の試験法が、苦土全量の測定に適用できることを確認した。(平成29年度終了)

[評価]

既存の原子吸光光度計を用いた石灰全量等の試験法が有機質肥料の苦土全量の測定に適用できることを確認した。得られた成果により、堆肥、汚泥肥料等中の苦土全量を測定する基準となる分析法として肥料等試験法に収載可能となり、肥料の品質管理に広く使用されることが期待される。以上のとおり所期の目的を達する成果が得られたことから、A評価となった。

(カ) LC-MS法による肥料中のスルファミン酸の測定法についての共同試験による妥当性確認

[概要]

平成26年度に開発した液体クロマトグラフ質量分析計(LC-MS)法による肥料中のスルファミン酸の測定法について、平成27年度に複数試験による妥当性確認を実施したが、一部の肥料において良好な結果が得られなかった。本年度は、マトリックス効果低減のため希釈倍率を見直した上、複数試験室による妥当性確認試験を実施し、当該試験法の妥当性を確認することができた。(平成29年度終了)

[評価]

複数試験室による妥当性確認を実施し、妥当性が確認された。この結果、試験法としての信頼性を向上することができた。以上のとおり所期の目的を達する成果が得られたことから、A評価となった。

(キ) 有機物を含まない肥料中のクロムの測定法についての共同試験による妥当性確認

[概要]

平成28年度に開発した有機物を含まない肥料中のクロムの測定法について、複数試験室による妥当性確認試験を実施し、当該試験法の妥当性を確認した。(平成29年度終了)

[評価]

複数試験室による妥当性確認試験を実施し、当該試験法の妥当性を確認した。この結果、当該試験法の信頼性を向上することができた。以上のとおり所期の目的を達する成果が得られたことから、A評価となった。

(ク) LC-MS/MS法による堆肥中等のクロピラリドの測定法(高感度分析法)の適用拡大

[概要]

平成28年度に国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構が開発した「牛ふん堆肥中クロピラリドの高感度分析法」について、豚ふん堆肥、鶏ふん堆肥等の牛ふん以外を原料とする堆肥等に適用範囲を拡大するため、単一試験室による性能確認試験を実施し、性能を確認した。(平成29年度終了)

[評価]

クロピラリドの高感度分析法について、豚ふん堆肥、鶏ふん堆肥及び汚泥発酵肥料を対象とし、単一試験室による妥当性確認を実施し、適用拡大の妥当性を確認した。その結果、牛ふん堆肥以外の家畜ふん堆肥等中のクロピラリドの高感度分析が可能となった。以上のとおり所期の目的を達成する成果が得られたことから、A評価となった。

(ケ) LC-MS/MS法による堆肥等中のクロピラリドの測定法(高感度分析法)についての共同試験による妥当性確認

[概要]

平成28年度に国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構が開発した「牛ふん堆肥中クロピラリドの高感度分析法」について、課題(ク)で適用範囲を拡大した豚ふん堆肥、鶏ふん堆肥等及び牛ふん堆肥を対象として、複数試験室による妥当性確認試験を実施し、妥当性を確認した。(平成29年度終了)

[評価]

クロピラリドの高感度分析法について、牛ふん堆肥、豚ふん堆肥、鶏ふん堆肥及び汚泥発酵肥料を対象として、複数試験室による妥当性確認試験を実施し、当該試験法の妥当性を確認した。得られた成果により、当該試験法の信頼性の向上が図られ、家畜ふん堆肥等中のクロピラリドを高感度でモニタリングすることが可能とな

った。以上のとおり所期の目的を達成する成果が得られたことから、A評価となった。

イ 肥料の有効性及び安全性の確保に必要な調査研究

課題数	概要 / 外部有識者を含む委員会の評価
4	<p>(7) 肥料認証標準物質の開発 (FAMIC-A-17の調製)</p> <p>[概要] 肥料の分析試験の際に用いる認証標準物質の内、高度化成肥料 (FAMIC-A-13) について、平成30年6月に有効期間を迎え、在庫数量が次期配布想定期間内で不足することから、新たにFAMIC-A-17を調製し、複数試験室による共同試験を実施し、値付けを行う等認証書を作成し、平成30年度から配布を開始する。(平成29年度終了)</p> <p>[評価] 新たに肥料認証標準物質 (FAMIC-A-17) を調製し、複数試験室による共同試験を実施し、値付けを行う等認証書を作成し、平成30年度から配布が可能となった。その結果、肥料の品質管理のための分析の信頼性を安定的に確認することが可能となった。また、新たに尿素性窒素及びピウレット性窒素を認証項目として設定したことにより、より広範囲での活用が期待される。以上のとおり所期の目的を達する成果が得られたことからA評価となった。</p>
	<p>(イ) 肥料認証標準物質の開発 (長期安定性モニタリング試験)</p> <p>[概要] 現在販売している肥料認証標準物質 (FAMIC-C-12-2、FAMIC-A-13及びFAMIC-B-14) の長期安定性モニタリング試験を実施した。(平成29年度終了)</p> <p>[評価] 肥料認証標準物質について、継続して長期安定性モニタリング試験を行い、安定性を確認した。得られた成果から、一部の認証標準物質について、有効期間を延長することが可能となり、肥料の品質管理のための分析の信頼性を安定的に確認することが可能となったほか、業務の効率的な実施に資した。以上のとおり所期の目的を達する成果が得られたことから、A評価となった。</p>
	<p>(ウ) 汚泥肥料の連用によるカドミウム等の土壌への蓄積、作物への吸収試験</p> <p>[概要] 汚泥肥料の連用によるカドミウム等の土壌への蓄積及び作物への吸収について、供試作物にニンジン、ホウレンソウを用い、データの蓄積を行った。(平成30年度継続)</p> <p>[評価] 評価には長期間のデータ蓄積が必要なことから継続とし、評価なし。当該試験については、他に例を見ない試験であり、外部評価委員から継続実施について、強い要望が出された。</p>
	<p>(エ) 試験紙による肥料成分の検出</p> <p>[概要] 市販されている肥料中のカルシウムイオン等を検出する試験紙を用い、定性試験への適用について検討し、肥料中のカルシウム等の有無を確認するための一定の性能を有していることを確認した。(平成29年度終了)</p> <p>[評価] 市販の試験紙が肥料中のカルシウムを定性する試験法として一定の性能を有していることが確認された。その結果、簡易に肥料の定性試験を実施することが可能となり、肥料の品質保全に資することが期待できる。以上のとおり、所期の目的を達する成果が得られたことから、A評価となった。</p>

各課題の評価は、以下の基準による。

- 【評価の基準】 S : 所期の目的を超える優れた成果が得られた。  
 A : 所期の目的を達する成果が得られた。  
 B : 概ね所期の目的を達する成果が得られた。  
 C : 所期の目的を達するだけの成果は得られなかったが、幾分の知見が得られた。  
 D : 所期の目的の試験を実施できなかった。

②農薬関係業務

ア 農薬の人畜・環境への影響に関する調査研究

課題数	概要 / 外部有識者を含む委員会の評価
4	<p>(7) 農薬の後作物残留リスクの評価方法の検討—土壌中農薬の深度別濃度と作物吸収量の関係—</p> <p>[概要]</p> <p>褐色森林土圃場を対象として、土壌から水で抽出される農薬の濃度（水抽出農薬濃度）の消長を土壌深30 cmまで10 cm毎に調査した。また、各深度層の水抽出農薬濃度と後作物中の農薬濃度の関係を調査した。褐色森林土では農薬の下方移動が小さいこと、水抽出農薬濃度と後作物中の農薬濃度の相関関係が褐色森林土でも成立することを確認した。（平成30年度継続）</p> <p>[評価]</p> <p>昨年度までの研究で、水抽出農薬濃度と作物中農薬濃度を比較すると、黒ボク土圃場では両者は有意な相関を示すことが判明していたが、更に褐色森林土圃場でも同様の傾向が確認された。水抽出農薬濃度と作物中農薬濃度の関係性に気温等の生育環境が大きく影響することが示唆されたことについて更なる検討が求められるが、後作物残留試験成績が必要となる条件を設定するために必要な知見・データについては得られたと判断される。農薬の後作物残留リスクの評価方法として、水抽出農薬濃度を指標とする本手法の妥当性が明確になり、所期の目的を達成する成果が得られたことから、A評価となった。</p>
	<p>(イ) 農薬のミツバチ等花粉媒介者に対する影響評価法の検討</p> <p>[概要]</p> <p>欧米における農薬のミツバチに対する影響評価に関する調査について、欧米における農薬のミツバチ等ポリネーターに対するリスク評価法の比較、欧米におけるネオニコチノイド系農薬の再評価に関する評価書の精査、欧米における農薬のミツバチに対するリスク削減対策（ラベルの注意事項等）を調査した。</p> <p>また、被害試料の外勤蜂/内勤蜂比率の調査及び残留殺虫剤濃度の測定を行い、昨年度開発した簡易識別法により1種類の被害試料を用い、暴露状況を解析した。（平成30年度継続）</p> <p>[評価]</p> <p>欧米における農薬のミツバチに対する影響評価に関する調査については、今後の我が国における新たなミツバチ影響評価法の提案につながる成果であった。調査の実施にあたっては農林水産省への情報提供を密に行い重点的に対応すべき項目を確認し効率的な調査を実現した。また、被害試料の外勤蜂/内勤蜂を区別して農薬を分析する手法の有効性が確認されるとともに実用化につながる手法を確立でき、暴露経路の解明に資することが期待される。以上のとおり所期の目的を達成する成果が得られたことから、A評価となった。</p>
	<p>(ウ) 新たな作物分類に関する検討(野菜類の作物残留における作物分類及び代表作物)</p> <p>[概要]</p> <p>葉菜類について、コーデックス分類、国内の現行作物分類及び文献等をもとに新たな作物分類案を作成した。また、分類した作物における農薬の使用方法を比較し、分類案の妥当性について検証を行った。代表作物については、申請時に提出された作物残留試験の結果を用いて残留濃度が最も高くなる可能性が高い作物を選定した。（平成29年度終了）</p> <p>[評価]</p> <p>分類に当たり、作物残留試験結果の解析とともに、使用方法や病害虫との関連性についても考慮する等幅広い視点から考察・整理した。農薬登録情報が蓄積されているFAMICでしかできない課題であり機関の役割を果たしたものと評価された。得られた成果により、マイナー作物等に使用可能な農薬の確保と、作物残留試験数の低減に資することが期待される。以上のとおり所期の目的を達成したことから、A評価となった。</p>
	<p>(エ) 米国における農薬使用者等に対するリスク評価手法の調査</p> <p>[概要]</p> <p>農薬使用者への農薬暴露に関するリスク評価手法に関し、これまでに調査したEU法に続いて、米国において必要とされるデータの種類や使用者暴露量試算に用いられるデータベースの概要、さらにはリスク評価の基準となる毒性指標の評価法について、米国における実際の農薬の評価事例をもとに調査した。また、米国法とEU法の差異について整理を行った。</p>

EU法では、経路や段階毎の暴露量を合算した総暴露量を用いて評価するのに対し、米国法では暴露経路毎（経皮及び吸入）に毒性指標を定めて評価することが明らかになった。また、暴露量の算出に用いられるデータベースの構造、構築方法（収載データの区分や適切な統計・分析手法等）にかかる情報が得られた。（平成30年度継続）

[評価]

米国のリスク評価手法に関連したデータ要求、農薬使用者暴露量データベース及び暴露量の判断基準となる毒性指標に関しての知見を系統的に精緻に取りまとめたことが高く評価された。今後、わが国における農薬使用者に対するリスク評価手法の検討に活用されることが期待される。以上のとおり所期の目的を達成したことから、A評価となった。

イ 農薬等の品質・薬効等に関する調査研究

課題数	概要 / 外部有識者を含む委員会の評価
2	<p>(7) 農薬製剤の物理的・化学的性状の国際的な試験方法であるCIPAC法の検証</p> <p>[概要]</p> <p>CIPAC(国際農薬分析法協議会)が定めている農薬製剤の物理的・化学的性状のうち、粉剤の粉末度、粒剤等の粉塵含有量、フロアブル剤の残泡性、油剤の炭化水素との混和性、注ぎ込み易さについて、その有用性及び測定方法の操作性等について検討し、国内法との類似性等を調査した。また、CIPACで定めていない「粉剤の浮遊性指数」を他の物理的・化学的性状から推定する方法を検討した結果、粉剤の見かけ比重と有意な相関があることを見出した。（平成30年度継続）</p> <p>[評価]</p> <p>農薬製剤の物理的・化学的測定方法について、国際調和の観点を踏まえ、国際法であるCIPAC法と国内法とを比較検討したことが評価された。実施にあたり、機材等の制約がある中で代替する器具や溶媒を適切に選定する等工夫して取り組んだことも評価され、所期の目的を達成したことから、A評価となった。</p>
	<p>(4) 新たな作物分類に関する検討（野菜類の薬効・薬害における作物分類及び代表作物）</p> <p>[概要]</p> <p>葉菜類について作物分類案を作成するとともに、国内の農薬登録情報等から各作物群の共通病害虫等を調査し、葉菜類の各作物群における薬効・薬害試験の供試作物案を作成した。（平成29年度終了）</p> <p>[評価]</p> <p>分類に当たり、コーデックス分類案をもとに農作物や病害虫を整理し、植物種や共通病害虫等幅広い視点から調査を行い、その結果を考察・整理した。農薬登録情報が蓄積されているFAMICでしかできない課題であり機関の役割を果たしたものと評価された。得られた成果により、マイナー作物等に使用可能な農薬の確保と、作物残留試験数の低減に資することが期待される。葉菜類について作物分類案を作成し、葉菜類の各作物群における薬効・薬害試験の供試作物案を作成するという所期の目的を達成したことから、A評価となった。</p>

ウ 残留農薬の分析に関する調査研究

課題数	概要 / 外部有識者を含む委員会の評価
1	<p>(7) 残留農薬分析業務における分析法の検討</p> <p>[概要]</p> <p>野菜・果実類を対象作物として、新たな多成分一斉試験法（LC-MS/MS測定）の妥当性確認検証を実施した。</p> <p>検討対象農薬は、妥当性の確認を行っていない農薬（新規：4農薬）、個別試験法で分析を行っていた農薬（分析法変更：3農薬）の計7農薬とした。厚生労働省のガイドラインに基づき、3試験室（小平、横浜事務所および神戸センター）において単一試験室による妥当性評価を行ったところ、6農薬については、すべての試験室において妥当性評価の性能パラメータが、それぞれの目標値等に適合していることを確認した。（平成30年度継続）</p> <p>[評価]</p> <p>特に複数回行っていった抽出工程における抽出効率とイオン化抑制の原因となる夾雑物を除去するための精製方法について詳細に検討し、抽出回数の削減や精製効果</p>

の高いミニカラムの導入など創意工夫を行いつつ、効率的で信頼性の高い新たな多成分一斉試験法(LC-MS/MS測定)を開発できた。分析業務の拡大や効率化に直結する課題を精度良く着実に進めていることが高く評価された。対象農薬の拡大と分析の効率化を図るという所期の目的を達成したことから、A評価となった。

各課題の評価は、以下の基準による。

【評価の基準】S：所期の目的を達成し、更に優れた成果が得られた。

A：所期の目的を達した。

B：概ね所期の目的を達した。

C：所期の目的には及ばないが、幾分の知見が得られた。

D：所期の目的の結果は得られなかった。

### ③飼料及び飼料添加物関係業務

飼料及び飼料添加物の検査等に関する調査研究

課題数	概要 / 外部有識者を含む委員会の評価
1	<p>(ア) 飼料中のオクラトキシンA及びシトリニンの液体クロマトグラフタンデム型質量分析計による同時定量法の確立</p> <p>[概要]</p> <p>かび毒であるオクラトキシンA及びシトリニンについては、飼料分析基準にHPLCによる同時分析法が記載されているが、適用範囲が穀類(オクラトキシンA及びシトリニン)及び配合飼料(オクラトキシンAのみ)に限定されており、定量下限もオクラトキシンAで5µg/kgと低濃度の測定ができないため、より適用範囲が広く定量下限が低い方法の開発が必要とされた。そのため、農林水産省の委託事業により開発された高速液体クロマトグラフタンデム型質量分析計(LC-MS/MS)による方法を基に飼料中のオクラトキシンA及びシトリニンの同時定量法を開発するとともに、複数試験室による妥当性確認試験を実施し、妥当性を確認した。(平成29年度終了)</p> <p>[評価]</p> <p>オクラトキシンA及びシトリニンのLC-MS/MSによる同時分析法について、複数試験室による妥当性確認を実施し、飼料分析基準に掲載可能な妥当性を有していることを確認した。試験の一部に、設計の誤りや考察が不十分とされたものもあったが、得られた成果により、同一カビにより産生される可能性があるオクラトキシンA及びシトリニンを広範囲に同時に分析することが可能となり、モニタリング、サーベイランスの効率的な実施に資し、飼料の安全性確保に貢献することが期待される。以上のとおり概ね所期の目的を達する成果が得られたことから、B評価となった。</p>

各課題の評価は、以下の基準による。

【評価の基準】S：所期の目的を超える優れた成果が得られた。

A：所期の目的を達する成果が得られた。

B：概ね所期の目的を達する成果が得られた。

C：所期の目的を達するだけの成果は得られなかったが、幾分の知見が得られた。

D：所期の目的の試験を実施できなかった。

### ④食品表示の監視に関する業務

ア 生鮮食品の原産地等の判別技術の調査研究

課題数	概要 / 外部有識者を含む委員会の評価
7	<p>(ア) 牛肉及び牛肉加工品の原産地判別検査法の開発</p> <p>[概要]</p> <p>国産牛肉及び豪州産牛肉を収集し、元素分析、軽元素安定同位体比分析、ストロンチウム安定同位体比分析及びDNA分析による判別法の検討を行った。軽元素安定同位体比分析及びDNA分析については、一部を除き判別の可能性ありという結果が得られた。一方、元素分析及びストロンチウム安定同位体比分析では検査への適用は難しいという結果が得られ、平成30年度は、軽元素安定同位体比分析及びDNA分析による判別の検討を中心に実施する。(平成30年度継続)</p> <p>[評価]</p> <p>牛肉の炭素安定同位体比分析にたんぱく質の溶液化法を適用し、迅速に測定できる知見を得た。ストロンチウム安定同位体比分析で、試料を灰化する操作に石英</p>



つぼの代わりに安価なガラスビーカーでも実施できるという知見を得た。DNA分析で、加工食品への適用を考慮しマーカの改良を実施した。加工食品への適用を次年度検討する必要があるが、各分析法において判別の可能性の有無を明らかにでき、概ね所期の目的を達したことから、B評価となった。

(イ) 鶏肉及び鶏肉加工品の原産地判別検査法の開発

[概要]

国産鶏肉及びブラジル産鶏肉を収集し、元素分析、軽元素安定同位体比分析及びストロンチウム安定同位体比分析を行い、文献のデータと比較して原産地判別の可能性を検討した。その結果、元素分析については原産地判別の可能性があると考えられたが、軽元素安定同位体比分析及びストロンチウム安定同位体比分析については原産地判別の可能性が低いことが確認された。(平成30年度継続)

[評価]

加工食品への適用を次年度検討する必要があるが、元素分析による鶏肉の原産地判別の可能性が確認され、概ね所期の目的を達したことから、B評価となった。

(ウ) オクラの原産地判別検査法の開発

[概要]

国産品及び外国産品（フィリピン産、タイ産）を収集し、国産－フィリピン産は元素分析により特異度99.9%以上、感度79.1%、国産－タイ産はストロンチウム安定同位体比分析により特異度99.9%以上、感度75.7%の判別モデルを作成した。元素分析及びストロンチウム安定同位体比を組み合わせることで、判別精度の向上や測定元素の削減の可能性が示唆された。(平成29年度終了)

[評価]

元素分析及びストロンチウム安定同位体比分析による産地判別法を確立した。市販品の原産地判別検査に活用できる結果が得られ、所期の目的を達したことから、A評価となった。

(エ) サトイモの原産地判別検査法の開発〔農研機構食品研究部門との共同研究〕

[概要]

平成28～29年度に、国産品及び外国産品を収集し、元素分析、炭素安定同位体比分析及びストロンチウム安定同位体比分析に用い、各分析法による判別の可能性について検討を実施した。各分析法について単独分析法で判別するのは困難であったが、分析法の組合せによる判別モデルを構築した。(平成29年度終了)

[評価]

炭素安定同位体比分析による判別を検討する上でサトイモ個体内の均一性について検討を実施し、大きな差は見られないことを明らかにしたこと、各分析法の判別の可能性について検討し十分な精度の判別モデルを構築できたことなど、所期の目的を達したことから、A評価となった。

(オ) 精米の原産地判別検査法の開発〔農研機構食品研究部門との共同研究〕

[概要]

元素分析では、バルク分析で国産米及び外国産米の濃度を測定し、判別モデルを構築した結果、特異度99.98%、感度90.0%、陽性尤度比5076となり、単独での判別の可能性を確認した。一粒分析で国産米、外国産米の濃度を測定し、判別モデルを構築した結果、特異度99.90%、感度41.9%、陽性尤度比437となり、単独での判別が困難であることが示唆された。軽元素安定同位体比では炭素安定同位体比の分析法を確立したが、バルク分析の場合に酸素安定同位体比分析では必要とされる測定精度が確保できないことが判明したため、次年度に改善を図る。ストロンチウム安定同位体比分析では、前処理法を確立したため、次年度にモデル試料を測定する。(平成30年度継続)

[評価]

外国産試料はSBS米で収集が困難であることが予想されたため、農林水産省の協力を得ながら実施した。60程度の商社等に連絡をとり、約半数から試料提供の協力を得た。元素分析（バルク分析）で原産地判別の可能性が得られるなど、原産地判別の可能性の有無を確認するという所期の目的を達したことから、A評価となった。

(カ) 原産地判別を目的とした水溶性成分の一斉分析法の導入

[概要]

前処理方法として従来法と固相誘導体化法を検討した結果、従来法よりも迅速であり、有害性の高いクロロホルムを使用する必要がない固相誘導体化法を用いることとした。ピーク解析方法についても検討を行い、GC/MSによる水溶性成分の一斉分析が可能となった。タマネギを用いた原産地判別の可能性検討では、国産品及び外国産品のGC/MS分析を行った。国産と中国産の間で一部の成分に差がある傾向が

	<p>見られ、原産地判別に利用できる可能性が示唆された。(平成30年度継続)</p> <p>[評価]</p> <p>固相誘導体化法による水溶性成分の一斉分析が可能となったこと、また、産地判別に利用できる可能性が得られたことにより、所期の目的を達したことから、A評価となった。</p>
	<p>(キ) ストロンチウム安定同位体比分析による産地判別の地域別適合性の検討と有望品目の探索</p> <p>[概要]</p> <p>栽培地域の判別可能性を明らかにするために前年度に国内および北米、南米等の地域の農産物のストロンチウム安定同位体比を測定した結果を地図上にまとめたものにアジア地域や中東などのデータを追加し、今後の産地判別検討に使用しやすい形とした。また、国内のストロンチウム安定同位体比の値と地球化学図の元素濃度値から、国内のデータの無い地域についてストロンチウム安定同位体比の推定値を算出した。判別可能な品目の探索のため、水産物と野菜について検討し、ブロッコリーについて若干の可能性を見いだした。(平成29年度終了)</p> <p>[評価]</p> <p>判別可能な品目の探索については、水産物では可能性が期待できなかったが、ブロッコリーについては高くはないものの可能性が見られた。また、地域別の判別可能性の検討に資するデータを拡充し、今後の調査研究の参考とすることができる国内のストロンチウム安定同位体比についての推定値が得られ、概ね所期の目的を達したことから、B評価となった。</p>

イ 加工食品の原材料、その原産地等の判別技術の調査研究

課題数	概要 / 外部有識者を含む委員会の評価
11	<p>(7) 大豆加工品の原料大豆品種判別検査法の開発〔農研機構食品研究部門との共同研究〕</p> <p>[概要]</p> <p>品種表示された大豆加工品（豆腐等）について、表示品種以外大豆の混入の有無を確認するため、フクユタカ、ユキホマレ及びユキシズカ等7品種について塩基の挿入・欠失を指標とした検査用マーカーの開発を行った。フクユタカ検査用マーカーについて、判定基準値の設定や模擬試料による共同試験を実施しマニュアルを制定した。これにより、DNA分析による大豆加工品の原料大豆の品種判別検査が可能となった。(平成29年度終了)</p> <p>[評価]</p> <p>農研機構の食品研究部門との共同研究により、検査用マーカーの開発を効率的に行うことができたこと、検査手法に Tetra-Primer ARMS-PCR法を導入することにより、「表示品種が使用されているか否か」と「異品種の混入の有無」を一度のPCRで判別できる効率的な検査法を確立することができたこと、キャピラリー電気泳動装置を使用することで、ごく少量の混入か否かというDNA分析では難しい判定が可能となり、偽陽性の発生を低減させることができたことなど、所期の目的を達したことから、A評価となった。</p>
	<p>(イ) PCR-RFLP法によらないDNA分析法の導入による検査の迅速化</p> <p>[概要]</p> <p>魚介類の種判別検査において、迅速な一次検査法としてPCR-RFLP法以外のDNA分析方法を検討した。1回のPCRで判別可能なARMS (Amplification Refractory Mutation System) 法の導入はできなかったが、種特異的プライマーを作製し、ズワイガニの種判別法、タラバガニの種判別法及びベニザケの種判別法を確立した。(平成29年度終了)</p> <p>[評価]</p> <p>制限酵素処理を行わないこと及びPCR反応時間を現行の4割に短縮できたことにより、検査の迅速化が可能になった。検査時間の短縮及びシーケンス分析数の減少や制限酵素不使用によるコスト削減ができたことにより所期の目的を達したことから、A評価となった。</p>
	<p>(ウ) 栗加工品の原料原産地判別検査法の開発</p> <p>[概要]</p> <p>栗甘露煮及び生鮮栗について、国産、中国産、韓国産のものを収集し、ストロンチウム安定同位体比を測定した。加工の影響により栗のストロンチウム安定同位体比が変動することを確認したことから、判別モデルを加工品と生鮮栗に分けて検討</p>

<p>した。どちらの判別モデルも十分な判別精度は得られなかった。(平成29年度終了)</p> <p>[評価]</p> <p>栗加工品は明確には判別できなかったが、加工工程でのストロンチウム安定同位体比の変動については、他の加工食品の検査法を検討する際に活用できる可能性が見出されたなど、概ね所期の目的を達したことから、B評価となった。</p>
<p>(エ) 切干大根の原料原産地判別検査法の開発</p> <p>[概要]</p> <p>国産品(生鮮、切干)及び中国産品(切干)を測定し、ストロンチウム安定同位体比分析による検査法を検討し、特異度99.99%、感度97.26%という判別モデルが得られ、原料原産地の判別が可能であると示唆された。(平成29年度終了)</p> <p>[評価]</p> <p>ストロンチウム安定同位体比分析による産地判別法を確立し、市販品の原料原産地判別検査に活用できるという所期の目的を達したことから、A評価となった。</p>
<p>(オ) しょうがの農産物漬物(しょうが酢漬け)の原料原産地判別検査法の開発</p> <p>[概要]</p> <p>元素分析では、国産品及び外国産品(中国産、台湾産、タイ産、中国・タイ産混合)の濃度を測定し、判別モデルを構築した結果、特異度99.9%、感度32.6%、陽性尤度比1379となり、検査に必要とされる判別精度は得られなかった。また、ストロンチウム安定同位体比及び炭素安定同位体比についても検討を行ったが、どちらの判別モデルも十分な判別精度は得られなかった。(平成29年度終了)</p> <p>[評価]</p> <p>しょうが酢漬けは明確には判別できなかったが、食塩に含まれる成分を判別指標として農産物漬物類の原料原産地判別に活用できる可能性が見出されたなど、概ね所期の目的を達したことから、B評価となった。</p>
<p>(カ) 米飯加工品の原料原産地判別検査法の開発〔農研機構食品研究部門との共同研究〕</p> <p>[概要]</p> <p>精米の原産地判別検査法の開発で収集した外国産試料について、SSR法により遺伝子型を決定した。その結果、米国産及び豪州産の半数以上については、現在検査に使用している2マーカーで判別可能であった。一方、米国産及び豪州産の一部並びに中国産については国産品種で見られる遺伝子型で構成されており、判別には多数のマーカーを組み合わせる必要があると考えられた。</p> <p>なお、元素分析及び安定同位体比分析については、精米の原産地判別検査法の開発において酸素安定同位体比分析の精度が確保できなかったため、予定していた複数試験室での炊飯試験の実施を保留した。(平成30年度継続)</p> <p>[評価]</p> <p>原料となる精米において元素分析による原産地判別の可能性が示されたこと、また、DNA分析による原料原産地判別の可能性が確認され、概ね所期の目的を達したことから、B評価となった。</p>
<p>(キ) 小麦加工品の軽元素安定同位体比分析による原料原産地判別検査法の改良〔農研機構食品研究部門との共同研究〕</p> <p>[概要]</p> <p>検査可能な小麦加工品の拡大に向け、軽元素安定同位体比の測定対象成分をたんぱく質とするための検討を行った。グルテニン画分を抽出する方法では多くの副原料が小麦の炭素安定同位体比に影響を与えることが分かった。グアニジン塩酸+亜硫酸ナトリウムによる分画で副原料による炭素安定同位体比への影響を小さく抑えられることが確認できた。このため、グアニジン塩酸+亜硫酸ナトリウムによる分画によりたんぱく質を測定対象成分とした安定同位体比分析が可能であることが分かった。(平成29年度終了)</p> <p>[評価]</p> <p>たんぱく質を測定対象成分とした安定同位体比分析の方法を決定することはできなかったが、グアニジン塩酸+亜硫酸ナトリウムによる分画により主に小麦のたんぱく質を抽出できることが分かり、概ね所期の目的を達したことから、B評価となった。</p>
<p>(ク) 軽元素安定同位体比分析の迅速化の検討〔農研機構食品研究部門との共同研究〕</p> <p>[概要]</p> <p>小麦加工品及びそば加工品について、液体用オートサンプラーを用いる迅速測定法に対応した前処理方法を決定した。また、小麦粉を含むそば加工品からそばでん粉を抽出する迅速法に対応した方法を決定した。(平成29年度終了)</p> <p>[評価]</p> <p>平成28年度に開発した軽元素安定同位体比分析の迅速測定法を小麦加工品及びそ</p>

ば加工品に適用するための前処理方法を決定したことに加え、その前処理方法により従来よりも大幅に迅速化できたことにより、所期の目的を達したことから、A評価となった。

(ケ) 加工食品におけるDNA分析の阻害要因の特定と対処法の検討〔農研機構食品研究部門との共同研究〕

〔概要〕

PCR阻害の傾向がある加工食品について、阻害要因の特定とその程度について評価を行い、対処法を検討した。納豆はDNAの断片化が進んでいるがPCR阻害物質の影響は小さいこと、煮豆は煮汁に含まれるPCR阻害物質が阻害要因であることを確認した。これらの品目について、DNA抽出キット、DNA合成酵素、PCR条件等を工夫することで大豆の品種判別用マーカーのPCR増幅が認められ、DNA分析できる可能性が得られた。(平成29年度終了)

〔評価〕

PCR阻害の傾向がある加工食品について、阻害要因の特定及び対処法を検討し、DNA分析可能な加工食品を拡大した。得られた成果を活用することで、納豆及び煮豆を大豆加工品の原料大豆品種判別検査法の検査対象とすることができるなど、所期の目的を達したことから、A評価となった。

(コ) DNA分析が難しい高度加工食品に対応したプライマー等分析条件の改良

〔概要〕

牛肉加工品では、PCR増幅長が約80~100 bpの短いマーカー3種で増幅することを確認し、増幅長を100 bp未満へ短縮化すれば適用拡大が可能となることが分かった。こんぶ加工品(こんぶ巻及び佃煮)では、4箇所のSNPsを用いた産地判別マーカーについて、PCR増幅長の短縮化、DNA合成酵素の変更でPCR増幅が得られ、分析できる可能性が得られた。

果実加工品では、果実の形状が残存していないいちごジャムの品種判別法について、果肉では増幅長が短いマーカーでもPCR増幅できず、種子を含めてDNA抽出を行うことでPCR増幅が可能であった。また、PCR-RFLPマーカーとレトロトランスポゾンマーカーの組み合わせで4品種を確認できる知見を得た。(平成29年度終了)

〔評価〕

加工によるDNAの損傷・断片化に対応するため、PCR増幅長を短縮化するほか、様々な工夫を組み合わせた分析条件の改変を検討することにより、分析可能な加工食品を拡大するという所期の目的を達したことから、A評価となった。

(ク) 原産地判別を目的とした水素安定同位体比分析の導入〔農研機構食品研究部門との共同研究〕

〔概要〕

水素安定同位体比の測定方法については、TCEA法では試料に窒素を含むと値が低くなるため、Cr-EA法で測定することとした。また、油脂は加工による影響が小さく、そのままでも測定できる可能性はあるが、でん粉、たんぱく質は加工影響が大きく、交換性水素の影響を取り除く必要があることが分かった。交換性水素の影響を取り除く方法としてでん粉のニトロ化方法を確立した。(平成29年度終了)

〔評価〕

油脂、でん粉に対する水素安定同位体比の測定方法を確立し、概ね所期の目的を達したことから、B評価となった。

各課題の評価は、以下の基準による。

【評価の基準】 S : 所期の目的を達成し、更に優れた成果が得られた。

A : 所期の目的を達した。

B : 概ね所期の目的を達した。

C : 所期の目的には及ばないが、幾分の知見が得られた。

D : 所期の目的の結果は得られなかった。